

宗像市歴史文化遺産保存活用地域計画

～みんなで取り組み未来へつなぐ～

(案)

宗像市

目次

序章

1. 計画作成の背景と目的・・・1
2. 計画の位置付け・・・2
3. 関連計画・・・3
4. 計画期間・・・8
5. 計画の対象・・・8
6. 計画作成の体制・・・10

第1章 宗像市の概要

1. 自然・地理環境・・・13
2. 社会環境・・・21
3. 歴史環境・・・31

第2章 宗像市の歴史文化遺産

1. 歴史文化遺産に関する調査研究・・・51
2. 地域計画の作成に伴う現地調査・・・53
3. 宗像市の歴史文化遺産の調査研究状況・・・54
4. 宗像市の歴史文化遺産の概要・・・56
5. 文化財保護法等による指定等文化財・・・68
6. 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」・・・76

第3章 宗像市の歴史文化の特徴・・・77

第4章 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域

1. 関連歴史文化遺産群の考え方・・・81
2. 宗像市の関連歴史文化遺産群・・・82
3. 歴史文化遺産保存活用区域の考え方・・・91
4. 宗像市の維持向上すべき歴史的風致・・・91
5. 宗像市の歴史文化遺産保存活用区域・・・94

第5章 歴史文化遺産の保存と活用の将来像と考え方

1. 目指す将来像・・・97
2. 将来像実現に向けての視点・・・97

第6章 将来像の実現に向けた課題

1. 「人がつながる」に関する課題・・・99
2. 「価値や魅力の再発見」に関する課題・・・99
3. 「過去と現在をつなぐ」に関する課題・・・100
4. 「未来へつなぐ」に関する課題・・・100
5. 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する課題・・・101

第7章 歴史文化遺産の保存と活用の基本方針

1. 「人がつながる」に関する基本方針・・・104
2. 「価値や魅力の再発見」に関する基本方針・・・105
3. 「過去と現在をつなぐ」に関する基本方針・・・106
4. 「未来へつなぐ」に関する基本方針・・・107
5. 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する基本方針・・・109

第8章 歴史文化遺産の保存と活用の取り組み

1. 「関わる人々の連携・協働・協力」に関する取り組み・・・111
2. 「調査研究の推進」に関する取り組み・・・112
3. 「伝え共有する」に関する取り組み・・・113
4. 「次世代の確実な継承」に関する取り組み・・・114
5. 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する取り組み・・・115

第9章 歴史文化遺産の次世代への確実な継承に向けて

1. 進捗管理と評価の方法・・・117
2. 推進体制・・・119
3. 関係法令の活用・・・120

序章

1. 計画作成の背景と目的

宗像市は福岡県の北部、政令指定都市の福岡市と北九州市の中間に位置し、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化の息づくまちです。

本市域は、沿岸部に位置し大陸との距離が近いことから、古来より海を介した往来が盛んで、時には大陸文化の玄関口としての役割を果たし、ここに暮らす宗像の人々は、弥生時代の稲作伝播や古代におけるヤマト王権の対外交渉、中世の日宋貿易や近世の廻船業の一翼を担いました。一方、陸路では古代に都と地方行政機関の大宰府を結ぶ官道が通り、近世には街道が整備されて宿場町がつくられ、多くの「ひと」や「もの」が往来しました。宗像市はこのような歴史的背景のもとで独自の歴史文化を形成し、現在に至っています。また、その中から生まれた多種多様な歴史文化遺産※が今も数多く受け継がれており、市民にとっての誇りとなっています。その中でも平成29年（2017）に世界文化遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、宗像市の歴史文化を代表するものといえます。

平成27年（2015）に策定した第2次宗像市総合計画基本構想において、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」を掲げ、考え方に「歴史文化を継ぎ育むまち」を位置付けました。令和2年（2020）には、第2次宗像市総合計画後期基本計画がスタートし、ここでは、具体的方針として世界文化遺産はもとより、指定・未指定を含めた市内全域の歴史文化遺産の保存と活用を掲げています。文化財保護法第183条の3に規定された「文化財保存活用地域計画」にあたる、宗像市歴史文化遺産保存活用地域計画（以下「地域計画」と言う。）の作成もその一つです。また、文化財行政とまちづくり行政の一層の連携と歴史文化を活かしたまちづくりの積極的な推進を図るため、平成28年（2016）に「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（通称：歴まち法）

（平成20年（2008）5月施行）に基づく計画の策定を始め、平成30年（2018）には主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）の認定を受けました。現在はこの計画に基づき、歴史的建造物の保存・活用や周辺環境の保全・形成、歴史文化を反映した活動の支援、歴史文化遺産の調査研究の成果を反映した取り組みを進めています。

しかし、近年、少子高齢化など歴史文化遺産を取り巻く周辺環境は大きく変化しています。また、社会構造の変化により、地域コミュニティ活動の弱体化も見受けられます。このような社会環境の変化から、地域の歴史文化遺産は、担い手などが減少することで継承が困難になってきており、また、その価値が認識されないまま失われつつあるという課題を抱えています。さらに、地震や水害などの自然災害は、人命や歴史文化遺産を失うだけでなく、地域の独自性の喪失をもたらします。

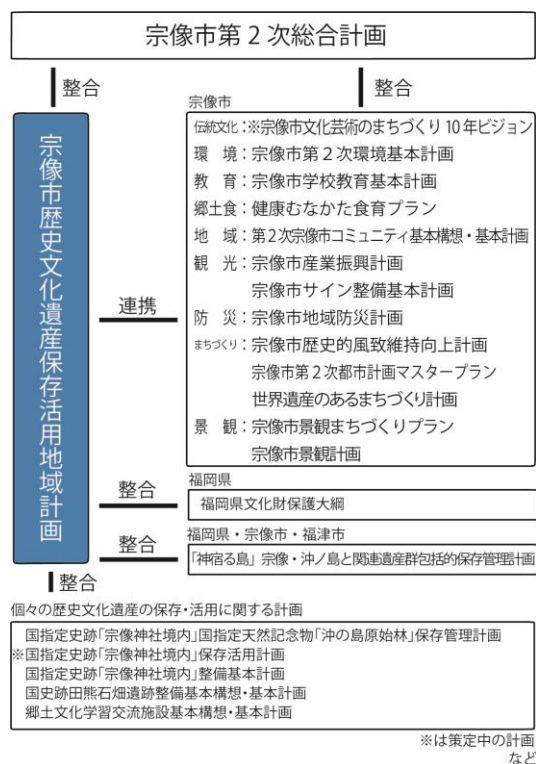
宗像市の歴史文化遺産は郷土の歴史・社会・自然を反映した貴重なものです。地域計画は、総合計画が掲げる将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」を実現するための考え方のひとつ「歴史文化を継ぎ育むまち」に則し、歴史文化遺産を次世代に確実に継承するための取り組みを関わる人々との連携によって進め、さらにこれらの取り組みを地域活性化や地域課題の解決などに活かすために作成するものです。

※歴史文化遺産…次の世代に受け継ぐべき宗像市の歴史・社会・自然を反映した「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」

2. 計画の位置付け

地域計画は、まちづくりの指針・方針・取り組みを示した「宗像市総合計画」を上位計画とし、宗像市に所在する歴史文化遺産全体の保存※1・活用※2 に関する方針や取り組みを示した計画として位置付けます。また、文化芸術・教育・まちづくり・観光・環境・防災・市民協働・福祉などの宗像市の関連計画や福岡県におけるこれからの文化財保護の在り方を記した「福岡県文化財保護大綱」との整合・連携を図るものとします。

図 関連計画と地域計画の位置付け



※1 保存…歴史文化遺産の価値を損なわずに良好な状態で維持すること

※2 活用…歴史文化遺産を維持し保存していくために魅力や価値を発信する取り組み

3. 関連計画

地域計画の関連計画は以下のとおりです。

(1) 宗像市

■宗像市第2次総合計画

策定年月	平成27(2015)年3月	計画期間	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	宗像市における行政運営の最上位計画		
将来像	「ときを紡ぎ、躍動するまち」基本方針 「まちの成長」 「まちの成熟」		
地域計画との関連概要	4つのまちづくりの柱のうち、「調和のとれたまちづくり」の施策に世界遺産と歴史文化の保存と活用を掲げ、世界文化遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群と同様に、本市の歴史文化、伝統文化の保存、継承、活用に向けた取組みを挙げている。		

■宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン

※記載は前計画

策定年月	平成28(2016)年12月	計画期間	平成28(2016)年度～令和2(2020)年度
計画の位置づけ	文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを推進するための計画		
将来像	「文化芸術でもっと宗像が好きになる」		
地域計画との関連概要	歴史文化資源の保存・活用・継承に向け、「歴史文化資源の把握」「文化財等の保存・活用・継承」「郷土文化学習交流館(海の道むなかた館)等の活用」の4つのプロジェクトを挙げている。		

■宗像市第2次環境基本計画

策定年月	平成30(2018)年3月	計画期間	平成30(2018)年度～令和9(2027)年度
計画の位置づけ	「宗像市環境基本条例」第7条の規定に定めた基本理念の実現を図るための取り組みや推進体制等を定めた計画		
目標	自然環境「豊かな自然を守り育てる」 生活環境「安心して暮らせる生活環境のあるまちづくり」 都市環境「自然と歴史、環境が調和する快適で美しいまちづくり」 地球温暖化「脱温暖化を目指したまちづくり」		
地域計画との関連概要	都市環境目標実現のために、歴史・文化資源、市民の憩いの場となる公園などの緑地と住環境を調和させることにより、美しく快適に暮らせるまちづくりの取組みを挙げている。		

■宗像市学校教育基本計画

策定年月	平成27(2015)年3月	計画期間	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	国の「第2次教育振興基本計画」の内容及び総合計画の理念を踏まえ、中長期的な展望に立った教育の目標や基本的方向性を示した計画		
子ども像	「自立しかかわりを深める子ども」		
地域計画との関連概要	重点施策のうち「確かな学力を育む教育活動の充実」について、地域の役割として地域の人材や歴史・文化を生かした地域での学びの場を提供し、「豊かな心を育む教育活動の充実」について、宗像の歴史や伝統、文化、行事、先人の働きや思いなどを学ぶことを通して、地域を大切に、地域のために役立ちたいという気持ちをもつ児童生徒の育成を掲げている。		

■第2次健康むなかた食育プラン

策定年月	平成27(2015)年3月	計画期間	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画		
基本理念	「人がいきいき 地域が元気 みんな笑顔で健康づくり」		
地域計画との関連概要	施策の柱として「次世代に受け継ぐ食育」を掲げ、郷土料理や行事食などを通して食文化を知るための主な取り組みとして、給食・授業を通じた郷土料理や行事食の普及や、乳幼児健康診査等で郷土料理や行事食の紹介・提供、及びイベントや料理教室での郷土料理や行事食の紹介・提供を挙げている。		

■第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画

策定年月	平成27(2015)年3月	計画期間	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	コミュニティ活動の推進を図るための行政の基本的な考え方や方向性を示す計画		
基本理念	「成熟したコミュニティ～運営体制の基盤強化～」 「個性が輝くコミュニティ～地域特性を活かした事業展開～」 「つながりひろがるコミュニティ～多様な担い手による連携～」		
地域計画との関連概要	検討課題として伝統文化の継承を挙げ、その方策として「コミュニティ活動の担い手の確保」を掲げ、人材発掘と育成を挙げている。また、「地域力を活かしたまちづくり」の方策においては、歴史文化資源や自然環境をはじめ、人材やネットワークなどのソフトな資源を含めた地域資源について確認を行い、地域の強みのみならず、弱みも共有することが必要としている。		

■宗像市産業振興計画

策定年月	令和3(2021)年3月	計画期間	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
計画の位置づけ	産業の持続的な発展のため、産業振興分野の課題解決に向け、それぞれの方針を定めた計画		
基本理念	「持続可能な産業の確立」		
地域計画との関連概要	とりくむべき課題として、「地域産業の担い手の確保と育成」「魅力ある資源の維持と資源の結びつきの強化」「資源の最大活用と魅力発信による消費拡大」などを挙げ、取り組み方針として、「地域産業を担う人材を発掘し、集め、共に育つ」「宗像の豊かな資源を守りながらつないでいく」「価値ある資源をもっと価値のあるものに」「もっと多くのひとが集う賑わいの場づくり」などを挙げている。		

■宗像市サイン整備基本計画

策定年月	平成29(2017)年3月	計画期間	-
計画の位置づけ	観光・公共・防災などのサインを統一するための計画		
整備方針	「ネットワーク形成による回遊性の向上」「快適で安心なまちづくり」		
地域計画との関連概要	観光振興を目的とした観光サイン、公共施設の案内サイン、防災サインの統一を目的に、「宗像市景観計画」、「宗像市屋外広告物条例」「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群サインガイドライン」などとの整合性を図りながら、これまでのサインの見直しを行い、デザインの提案を行っている。		

■宗像市地域防災計画

策定年月	令和元(2019)年6月修正	計画期間	平成26(2014)年度～
計画の位置づけ	地震や風水害等災害の発生時において、宗像市が実施すべき事務または業務を中心に、それぞれの役割を明確にした「災害対策基本法」第42条の規定に基づく基本的かつ総合		

	的な計画
防災ビジョン	「自分たちのまちは自分たちで守る」
地域計画との関連概要	災害予防計画において、文化財災害予防対策の推進として、文化財保護思想の普及・啓発や火災予防体制の強化を挙げ、風水害応急対策計画や震災応急対策計画において、災害発生時の対応手順などについて定めている。

■宗像市歴史的風致維持向上計画

策定年月	平成 30 (2018) 年 3 月	計画期間	平成 30 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度
計画の位置づけ	「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づく歴史的風致の維持向上を図るための計画		
基本理念	「先人が残した歴史ものがたりを繋ぎ、子や孫が誇りに思うまち」		
地域計画との関連概要	歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図るため、文化財の保存及び活用に関するそれぞれの課題について、方針や取り組みを挙げている。		

■宗像市第 2 次都市計画マスタープラン

策定年月	平成 27 (2015) 年 5 月	目標年次	令和 7 (2025) 年
計画の位置づけ	「都市計画法」第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な計画		
基本理念	「宗像版集約型都市構造の形成」		
地域計画との関連概要	都市づくりの理念のひとつに「自然、歴史などの環境と共生し、持続可能な発展が可能な都市づくり」、関連する目指すべき都市像に、「自然、歴史など環境と共生する都市」「暮らしや文化を豊かにする拠点のある都市」「観光交流ネットワークを育む都市」を掲げている。また、将来の都市構造について、「自然環境及び歴史的資産の保全と活用」、「交通ネットワークの形成」など、歴史や文化の視点からそれぞれの基本方針を掲げている。		

■世界遺産のあるまちづくり計画

策定年月	令和 3 (2021) 年 4 月	計画期間	令和 3 (2021) 年度～令和 6 (2024) 年度
計画の位置づけ	世界遺産の保存と活用に資する施策の進捗管理を行い持続可能な世界遺産のあるまちの実現に向けての指針となる計画		
基本理念	「誇るべき歴史風土を学び、守り、育み、豊かに暮らし続けていく環境を保全創造する」		
地域計画との関連概要	理念の実現に向けて、5つの視点を設け、守る「世界遺産としての価値の維持向上」を整える「自然環境及び第 1 次産業の生産環境の保全」伝える「市民等の理解と来訪者への適切な情報・サービス提供」活かす「関連する地域資源の活用と観光ルートへの誘導」受け入れる「居住空間と賑わい空間の共存」の 5 つの基本方針を定め、それぞれの方針に沿った取り組みを挙げている。		

■宗像市景観まちづくりプラン

策定年月	平成 26 (2014) 年 7 月	計画期間	平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度
計画の位置づけ	景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めるため、景観まちづくりのあり方の骨格を示すもの		
目指す姿	「海・山・川と歴史がつながる『むなかたの景観』を市民全員で守り育てる」		
地域計画との関連概要	景観まちづくりの基本方針のひとつとして、「地域特性に応じた景観まちづくり」「つながりを大切にした景観まちづくり」を掲げ、重要な景観ポイントとして 3 つの景観ポイントを位置付け『神宿の島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産を重要歴史ポイント、構成資産以外の点在する神社仏閣や旧唐津街道などの歴史・文化資源を歴史ポイントとし、歴史・文化的な景観が息づくまちを目指す景観まちづくりを実践するとしている。		

■宗像市景観計画

策定年月	平成26(2014)年7月	計画期間	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	「景観法」に基づく景観形成のルールを定めた計画		
基本方針	<p>「歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成」</p> <p>「海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成」</p> <p>「住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成」</p>		
地域計画との関連概要	<p>景観区域全域において、8つのエリアと3つの景観軸とそれぞれの類型別の景観形成方針を定めている。特に、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産である宗像大社沖津宮、中津宮、辺津宮の三宮を結ぶ軸線を基軸として、大島御嶽山展望台から本土側を眺望した際に、構成資産と一体となった海岸及び背景となる山稜の眺望を確保できる範囲を景観重点区域に設定し、本土、島しょ部における景観形成方針を定めている。また、各景観計画区域における行為の制限や、景観資源等の活用については「景観重要建造物・樹木」指定の方針を定めている。</p>		

■国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画

策定年月	平成26(2014)年3月	計画期間	-
計画の位置づけ	国指定史跡「宗像神社境内」および国指定天然記念物「沖の島原始林」を適切に保全し次世代へと確実に継承するための計画		
基本方針	宗像神社境内「信仰活動の継承を図りながら本質的な価値を次の世代に守り伝える」沖の島原始林「自然状態における遷移に委ねる」		
概要	保存管理、整備活用、運営および体制について、将来における整備活用の骨子を示しながらそれぞれの方針、方法を示している。		

■重要文化財（建造物）宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画

策定年月	平成26(2014)年3月	計画期間	-
計画の位置づけ	重要文化財宗像神社辺津宮本殿・拝殿の保存と活用を円滑に図るための計画		
基本方針	<p>保護「現在の姿を保存することを前提とする」 環境保全「御垣まわりの社叢の樹木はなるべく切らず、適切に管理する」「御垣内の樹木は本殿・拝殿の通風に影響がないように適切に管理する」「水路から溢れた水は貯水・濾過して井戸水と併用して消火用貯水槽に利用する」保存活用「本殿と拝殿は外観のみの公開とする」「保存修理事業にあわせて、現場の公開を行う」</p>		
概要	保存管理、環境保全、活用計画について基本方針と管理・修理計画などを定め、併せて防火、防犯、地震、耐風対策について計画を示している。		

■国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画

策定年月	令和2(2020)年3月	計画期間	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	国指定史跡「宗像神社境内」の保存整備や活用整備に関する基本計画		
基本理念	<p>「静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観の維持向上に努め、歴史ある祭祀遺跡や建造物、自然的要素が一体となった価値を人々に広く伝え、将来に引き継いでいく」</p>		
概要	「保存のための整備」、「活用のための整備」、「保存及び活用に共通する整備」について、それぞれの基本方針を定め、5年以内に実施する整備の基本方針や内容について示している。		

■ 国史跡田熊石畑遺跡整備基本構想・基本計画

策定年月	平成 23 (2011) 年 3 月	計画期間	平成 23 (2011) 年度～
計画の位置づけ	基本構想に示された方向性「史跡の保存と活用に際し、市民協働により宗像の文化遺産を後世に継承できる体験学習の場を立体的に整備し学びを通した人づくり、郷土づくり、さらに文化遺産を多面的に活用した情報発信地とする」を具体化するために、史跡と周辺環境などの諸条件を分析し、事業推進への道筋を示す計画		
基本理念	「本史跡を宗像市の文化財保護を象徴するものとして位置づけ、確実に次世代へ継承するとともに、多様な市民活動や学びの場、憩いと緑の空間として魅力を高め、地域づくりに寄与する保存活用とする」		
概要	基本理念を具現化するために保存と活用のそれぞれの方針を示し、整備基本計画を示している。		

■ 郷土文化学習交流施設基本構想・基本計画

策定年月	平成 22 (2010) 年 7 月	計画期間	平成 22 (2010) 年度～
計画の位置づけ	世界遺産の案内や宗像遺産の展示、体験学習などの機能を持った郷土文化学習交流施設を整備するための計画		
基本方針	「学びを通した郷土・人づくり」「歴史文化遺産の多面的活用と情報発信」「世界遺産・宗像遺産ガイドランスの実施」「施設の運営への市民参加 - 地域との連携、地域への還元」		
概要	基本方針を実現するための 3 つの理念「『歴史文化の継承』のための中核施設」「市民と協働し、連携する地域還元型の施設」「市域の自然や歴史文化を結ぶコア施設」を掲げ、それぞれの取り組みについての方向性を示している。		

(2) 福岡県

■ 福岡県文化財保護大綱

策定年月	-	計画期間	-
計画の位置づけ	文化財保護法、福岡県保護条例に基づく、福岡県の文化財保護に関する総括的方針		
基本理念	「価値の共有」「未来への継承」「地域との連携」		
概要	それぞれの基本理念を実現するための基本方針として、「価値を明らかにする調査研究」「価値を伝える活用」「価値を継承する保存」を掲げ、それぞれの取り組み例について示し、また、防災・防犯対策についても、考え方や体制についての方針を示している。		

(3) 福岡県・宗像市・福津市

■ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画

策定年月	平成 28 (2016) 年 1 月	計画期間	-
計画の位置づけ	構成資産とその周辺環境の包括的な保存管理計画		
目的	「顕著な普遍的価値を人類共通の財産として将来世代に継承する」		
概要	構成資産の保存管理、緩衝地帯の管理、資産の公開、活用など、資産とその周辺環境を対象にそれぞれの方針と施策を示している。		

4. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間とします。なお、上位計画となる「第2次宗像市総合計画後期基本計画」が令和6年（2024）度までであることから、同計画の内容変更により地域計画と不整合が生じた場合や、歴史文化遺産の保存・活用に関わる大きな状況の変化が生じた場合には、適宜見直しを行い、軽微な変更を除き、計画の再認定を受けます。

5. 計画の対象

市内に所在する次世代に継承すべき全ての歴史文化遺産を対象とします。

文化財保護法では、「文化財」を「我が国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。また、法では文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つに分類し、埋蔵文化財や文化財の保存技術も含め保護の対象としています。また、「福岡県文化財保護条例」や「宗像市文化財保護条例」で規定する文化財も文化財保護法に準じたものになっています（表 文化財保護法における文化財の種類）。

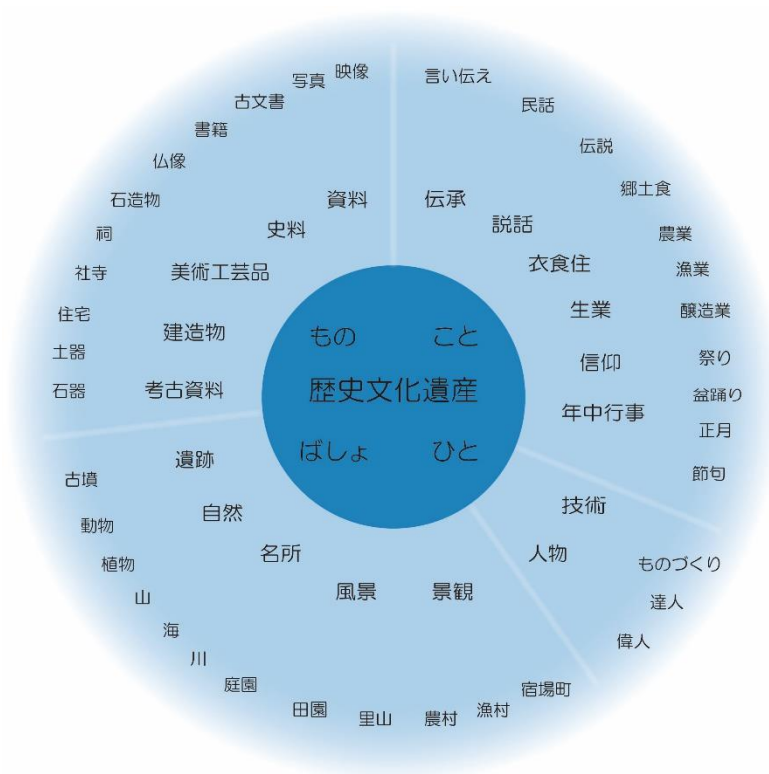
宗像市では平成14年（2002）からはじまる世界文化遺産への登録活動を進める中で、行政や地域の歴史や文化に対する意識が高まり、以降、宗像市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき多様な遺産が再発見・再認識され、まちづくりに活かす動きが活発になっています。しかし、法に規定された「文化財」の概念や分類だけでは、宗像市の多様な遺産の魅力や価値を多面的に捉え、これらをより効果的に保存・活用するには難しい状況があります。

そこで、地域計画では、宗像市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき多様な遺産を「歴史文化遺産」と定義し、「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」の視点で幅広く捉えました。また、それぞれの魅力や価値をさらに高めるため、それぞれの歴史文化遺産の関係性についても整理しました。なお、地域計画で言う歴史文化遺産は従来の「文化財」の概念や類型を包含し、指定・未指定文化財も含めたものとなっています（図 宗像市の「歴史文化遺産」）。

図 文化財保護法における文化財の種類

有形文化財	建造物 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等
民俗文化財	有形の民俗文化財 （無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等） 無形の民俗文化財 （衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）
記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡）、名勝地（庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳等）、動物、植物、地質鉱物
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地（棚田、里山、用水路等）
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等
埋蔵文化財	土地に包蔵されている文化財

図 宗像市の「歴史文化遺産」



6. 計画作成の体制

宗像市の歴史文化遺産（第2章参照）や歴史文化（第3章参照）、それらを取りまく環境を的確に捉え、課題を導き出し、宗像市の歴史文化遺産の保存と活用の方針や取り組みについて市民に分かりやすく伝えることを主眼に、また、地域計画を実効性のあるものにするため、次の経緯で作成を行いました。

(1) 計画作成の体制

地域計画の作成にあたっては右記に示すとおり、指定文化財の所有者、学識経験者、文化財の保存活用団体、市民代表などの外部委員で構成される「宗像市文化財保存活用地域計画協議会」を設置するとともに、学識経験者で構成される「文化財保護審議会」に意見を求めました。また、内部の意見調整や情報共有を図るため庁内検討委員会を設置し、地域計画の作成を進めました。

図 宗像市歴史文化遺産保存活用地域計画の作成体制

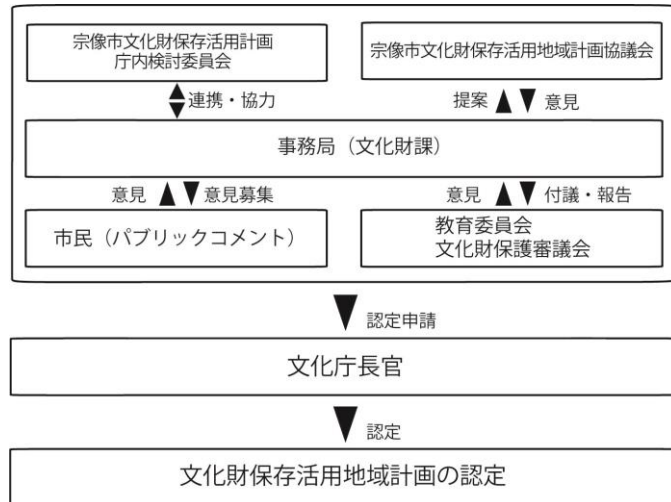


表 宗像市文化財保存活用地域計画協議会 委員一覧（名簿順）

※所属は令和3年3月31日現在

氏名	所属	選出区分
高山 國敏	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会事務局長	文化財の所有者
立部 瑞真	鎮国寺住職	文化財の所有者
○伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	学識経験者（考古学）
◎河上 信行	福岡県文化財保護審議会専門委員	学識経験者（建築史）
竹川 克幸	日本経済大学教授	学識経験者（近世史）
田中 久美子	福岡工業大学准教授	学識経験者（民俗学）
本田 藍	地域おこし協力隊	教育委員会が必要と認める者
吉村 一彦	マルヨン醤油株式会社専務取締役	教育委員会が必要と認める者
石村 陽子	むなかた歴史を学ぼう会	教育委員会が必要と認める者
江藤 富男	宗像歴史観光ボランティアの会	教育委員会が必要と認める者
山田 久	田熊石畑遺跡村づくりの会村長	教育委員会が必要と認める者
鎌田 隆徳	一般公募による市民代表	教育委員会が必要と認める者

◎会長 ○副会長

オブザーバー 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧（名簿順）

※所属は令和3年3月31日現在

氏名	所属	選出区分
伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	学識経験者（考古学）
○井上 晋	福岡県文化財保護審議会専門委員	学識経験者（植物学）
河上 信行	福岡県文化財保護審議会専門委員	学識経験者（建築史）
國生 知子	甘木歴史資料館副館長	学識経験者（美術史）
竹川 克幸	日本経済大学教授	学識経験者（近世史）
田中 久美子	福岡工業大学准教授	学識経験者（民俗学）
◎西谷 正	九州大学名誉教授 海の道むなかた館長	学識経験者（考古学）
宮元 香織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史担当係長	学識経験者（考古学）

◎会長 ○副会長

（２）計画作成の経過

地域計画は、次の会議等開催を経て作成を行いました。

表 会議等開催の経過

令和元年度(2019年度)	名称	内容
令和元年 8月 9日	庁議	計画作成の報告
令和元年12月18日	定例教育委員会	計画作成の報告
令和元年10月 4日	令和元年度第1回文化財保護審議会	計画素案の報告
令和2年 1月16日	第1回宗像市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の報告
令和2年度(2020年度)	名称	内容
令和2年 8月 4日	第2回文化財保存活用地域計画協議会	諮問・計画素案の検討
令和2年 8月 4日	令和2年度第1回文化財保護審議会	計画素案の検討
令和2年10月20日	文化財保存活用地域計画庁内検討委員会	計画作成の報告
令和2年11月27日	第3回文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和2年12月※	文化財保存活用地域計画庁内検討委員会部会	計画素案の検討
令和3年 2月※	文化財保護審議会	計画案の検討
令和3年 2月※	文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討
令和3年 2月 8日	政策会議	計画案の報告
令和3年 2月16日	定例教育委員会	計画案の審議
令和3年 2月18日	庁議	計画案の審議
令和3年3月1日~30日	パブリックコメント	計画案に対する市民意見提出手続き

※日付のないものについては、書面等による検討



写真 文化財保存活用地域計画協議会



写真 文化財保存活用地域計画庁内検討委員会

第1章 宗像市の概要

1. 自然・地理環境

(1) 位置

宗像市は福岡県北部沿岸の福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、両市の中心部との距離は約 30 km です。東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市と接しています。また、北側は玄界灘に開け、沖合には大島・地島・勝島・沖ノ島の離島があります。市域面積は 119.94 km²、うち離島面積は 10.01 km² です。

図 宗像市の位置

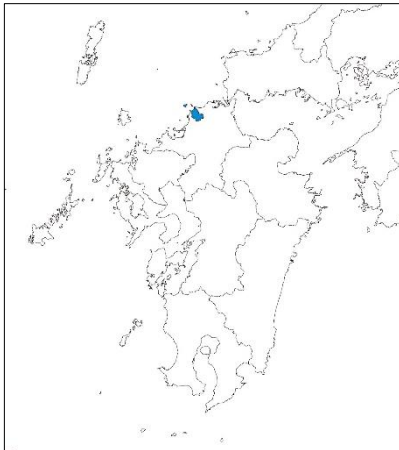


図 沖ノ島との位置関係 (資料：国土地理院)



図 宗像市と近隣市町村との位置関係

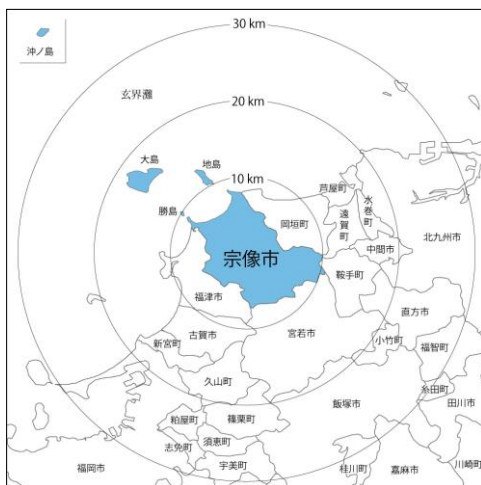


図 宗像市のコミュニティと地域計画記載の主な地区名



沖ノ島



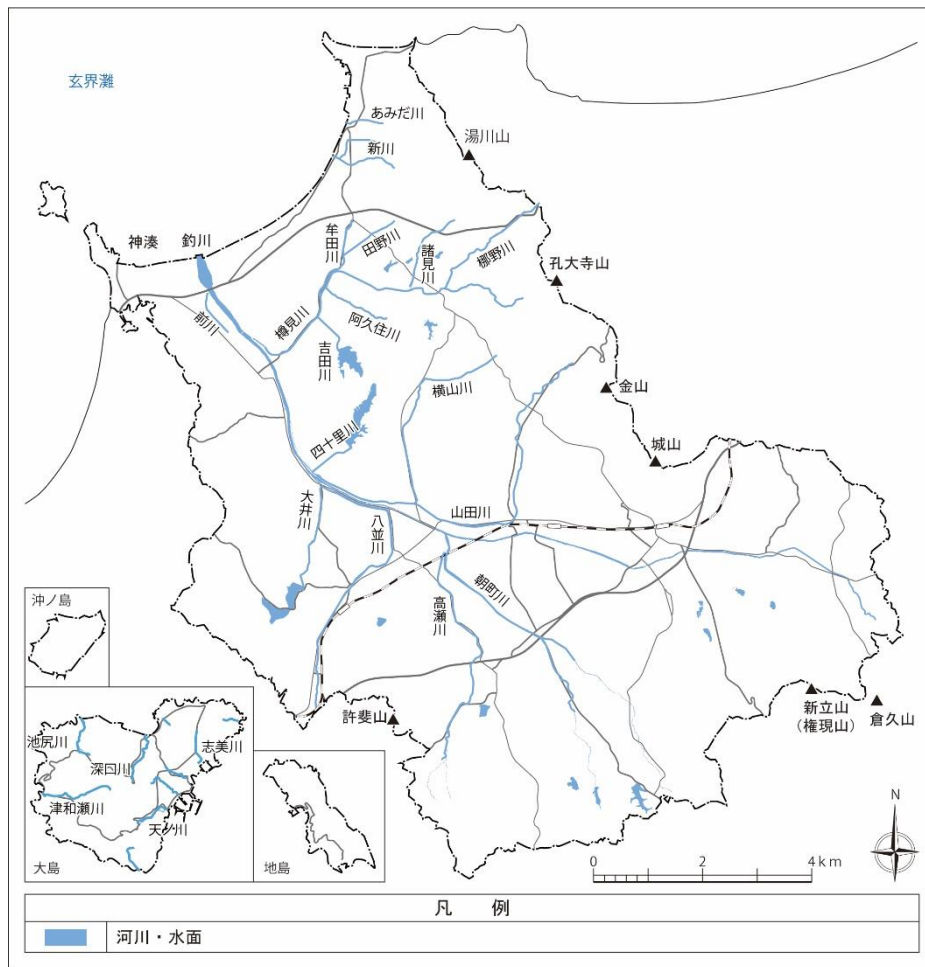
(2) 地勢

北が玄界灘に開け、その他の三方を標高 200～400m前後の山地や丘陵に囲まれた盆地のような地形をしています。また、離島は、山地が多く平坦地は少なくなっています。地形の割合は山地・丘陵 56%、（上位・下位）段丘 16.7%、洪積低地 20.8%、微高地 0.4%、旧河道 0.3%、砂丘 3.6%、水域 2.7%です。

1) 水系

離島を除いて宗像市^{よしどめ}倉久山^{くらひさやま}（標高 223.9m）を水源とする独立河川の釣川^{つりかわ}流域で構成されています。周囲の山地や丘陵に降った雨は高瀬川^{たかせ}・朝町川^{あさまち}・八並川^{やつなみ}・大井川^{おおい}・山田川^{やまだ}・横山川^{よこやま}・四十里川^{しじゅうり}・樽見川^{たるみ}・阿久住川^{あくずみ}・吉田川^{よしだ}の支流を流れ釣川で合流し、江口地区の浜で玄界灘に注いでいます。流域面積は 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 kmの 2 級河川です。釣川は流域面積が狭く長さも短いことから、水を確保するため、市内には多数の井堰やため池が設けられています。

図 水系



2) 地形・地質

山地から沿岸、離島に至るまで地形の変化に富み、市域の一部では、地質との関係がよく表れた地形が見られます。

○山地

市東部には、宗像市で最も標高が高い^{こだいしやま}孔大寺山（498.8m）があり、その南北に^{ゆがわやま}湯川山（471.3m）・^{かなやま}金山（317.3m）・^{じょうやま}城山（369.2m）が連なっています。これらの山は関門層群と北崎トータル岩によって形成され、頂部が急で麓が緩やかな姿をしています。市民は4つの山が連なる美しい山並みに愛着や親しみを込め「四塚」と呼んでいます。

○丘陵

市内周囲を囲む山地と釣川沿いに発達する沖積平野の間には標高数十m程度の丘陵が広がっています。市内の多くの住宅地はこの地形を利用して造成されました。ここでは、沖積層や南部の山地のみに分布する三郡変成岩や脇野亜層群を除くすべての地層と岩石が見られます。また、砂丘層からなる沿岸部の一帯では、緩やかな弧線を描いた砂浜の海岸線とその後背にはさつき松原があり、風光明媚な景観が広がっています。

○島・半島

大島・地島・勝島・沖ノ島の離島は、沖合の沖ノ島を除き、関門層群下関亜層群で構成されています。九州本土沿岸部の海に突き出した^{かねざき}鐘崎と^{くさぎき}草崎の2つの半島も同様で、これらの南西側では、層理面の影響により急で険しい崖が形成され、荒々しい玄界灘の様子を連想させます。

○平野・扇状地

釣川沿いの沖積平野は海や河川の堆積作用によって形成されています。市内中部より下流域は、海水の影響を受けて形成された平地であるのに対し、上流域は河川の氾濫による影響を受けて形成された、緩やかな勾配を持つ平野が形成されています。また、鐘崎地区では扇状地地形が見られ、扇状地堆積物の砂礫層が確認されています。これら一帯では米・麦・大豆など多様な農産物が生産され、その一部は市民の食卓にのぼっています。



写真 四塚の山並み



写真 さつき松原

図 地形

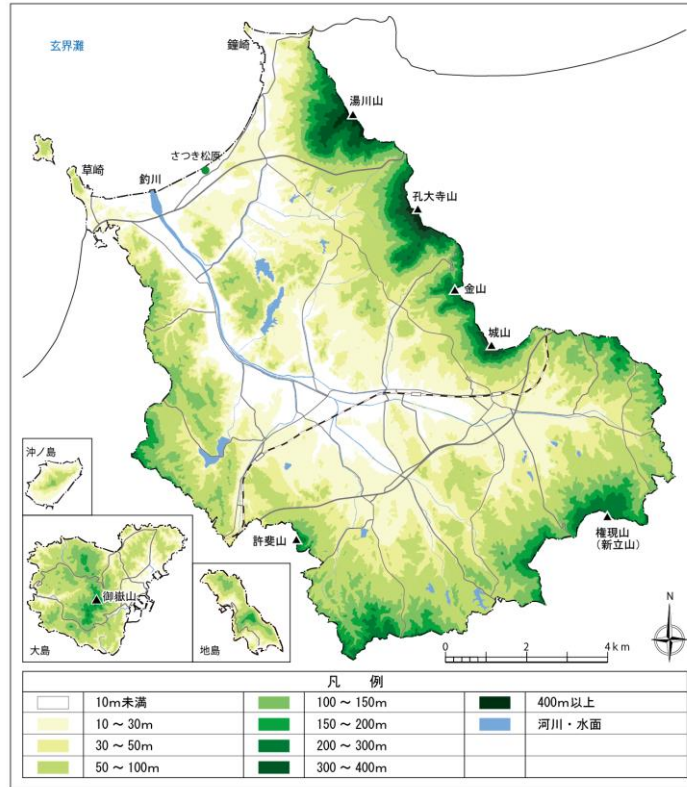
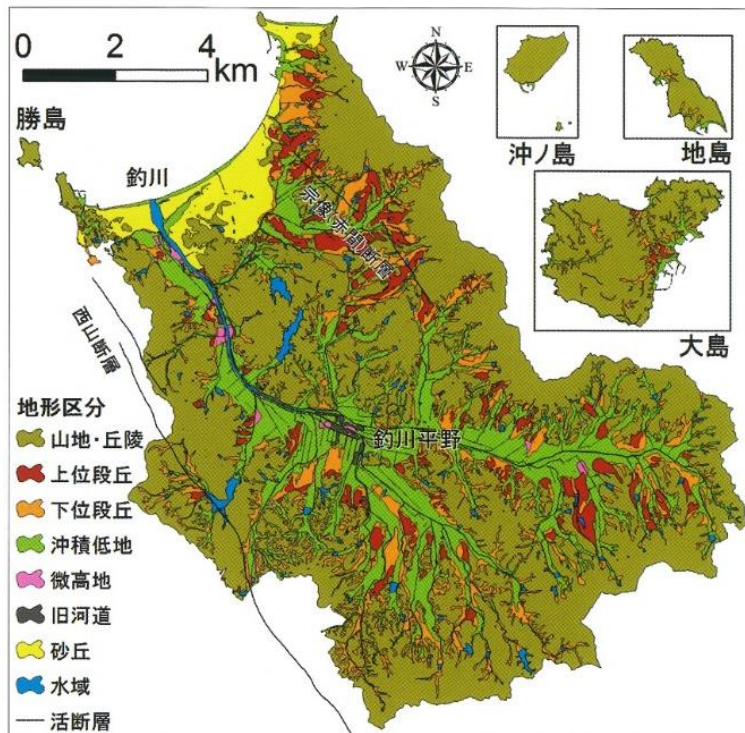


図 地形区分



(3) 気候

日本海型気候区にあり、夏季は梅雨と台風の影響が多く、冬季は日本海側にありながらも降雪量が少ないという特徴を持っています。気温と降水量の平年値（平成27年（2015）～令和元年（2019））を見ると、年間平均気温は19.3℃と比較的温暖的な気候風土ですが、夏季は最高気温が30℃を超える暑さが続く一方、冬季には氷点下になることもあります。年間平均降水量は1,686 mmで月別では66 mm～271 mmの範囲にあり7月がピークとなります。

また、風を見ると冬季の西寄りの強い季節風や、夏季の強い南寄りの風、春季や冬季の東寄りの強い風が吹くのが特徴です。今日では家電技術や家屋構造により快適な居住空間を作ることが可能になり、気温や風を意識することは少なくなりましたが、強い季節風を避けるために、農業地域では住宅を里山の南側斜面に建て、漁業地域では家々を密集させるなど、今も暮らしへの工夫が残っている地域もあります。

図 月別の平均気温（平成27年（2015）～令和元年（2019））（資料：気象庁HP）

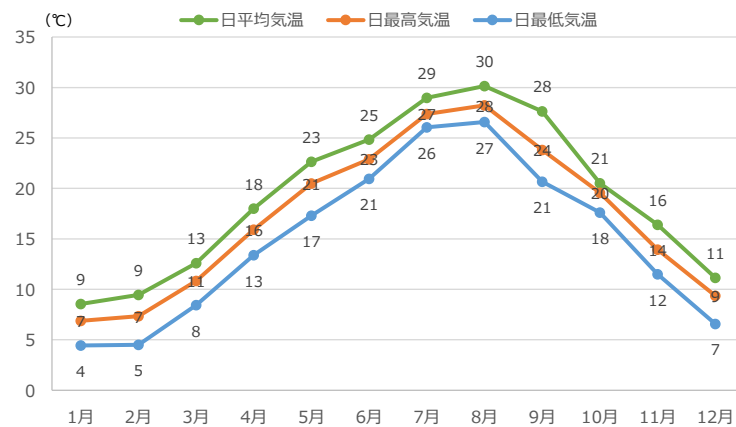
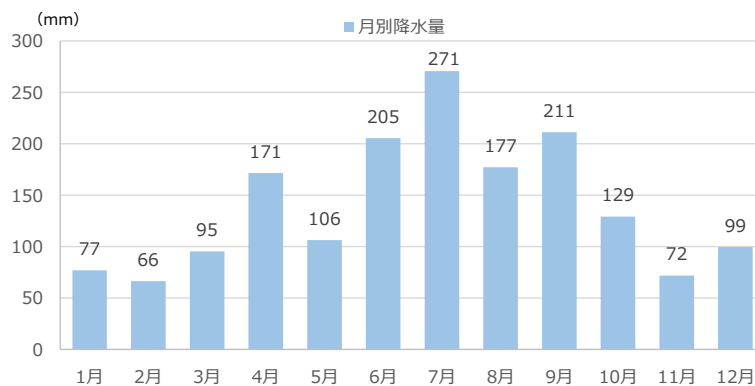


図 月別の降水量（平成27年（2015）～令和元年（2019））（資料：気象庁HP）



(4) 生態系

変化に富んだ地形は多様な植物相や植生を生み出し、そこには様々な生物が生息し、豊かな生態系を育んでいます。人々の活動はこれらに強い影響を与え、時には存続の危機をもたらすこともあります。里山に見られる生態系のように人々の営みによって生まれ守られてきたものもあります。

1) 植物

釣川とその支流の流域はほぼ水田が占め、水生植物群が広がっています。山地には、標高が高い場所では照葉樹林などの自然林が目立ち、標高が低くなると、大部分がスギやヒノキの植林が占めています。住宅地以外の丘陵には植林と二次林が見られ、そこに点在する里山の周囲にはシイやコナラなど人々に利用されてきた雑木林が広がっています。また、沿岸部の海岸には草本や低木からなる自然裸地とその後背はクロマツの植林が広がり、2つの突き出た半島には自然林が見られ、鐘崎の半島の先端には福岡県指定天然記念物の「織幡神社のイヌマキ天然林」があります。離島は二次林が優勢ですが、沖ノ島は対馬暖流の影響を受け、オオタニワタリやビロウなど南方系の植物が多く、島内全域に広がる自然林は国の天然記念物「沖の島原始林」に指定されています。宗像市植物目録（平成31年（2019））によると、宗像市には植栽・管理された種を除く約1,300種が自生し、この中には希少種や絶滅危惧種など優先的な保護の対象となっているものもあります。市の花であるユリ科のカノコユリはそのうちの一つで、地域団体や市民が積極的に増殖や環境保全などに取り組んでいます。

2) 動物

哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫・水生生物を対象として実施された「宗像市自然環境調査結果報告書」（平成19年（2007）、平成29年（2017））によると、在来種、外来種を含め1,500種以上が確認されています。しかし近年、里山に生息する両生類・水生昆虫・水生生物などのように、生息環境の変化により個体数が激減し絶滅が懸念される生物もいます。

オオミズナギドリは、沖ノ島に生息する市の鳥で大型の水鳥です。宗像の漁師はこの鳥を「オガチ」と呼び、昔は魚の群れを目当てに水面に集まるオガチを目当てに漁を行いこの漁法を「オガチ漁」と呼んでいました。

図 植生

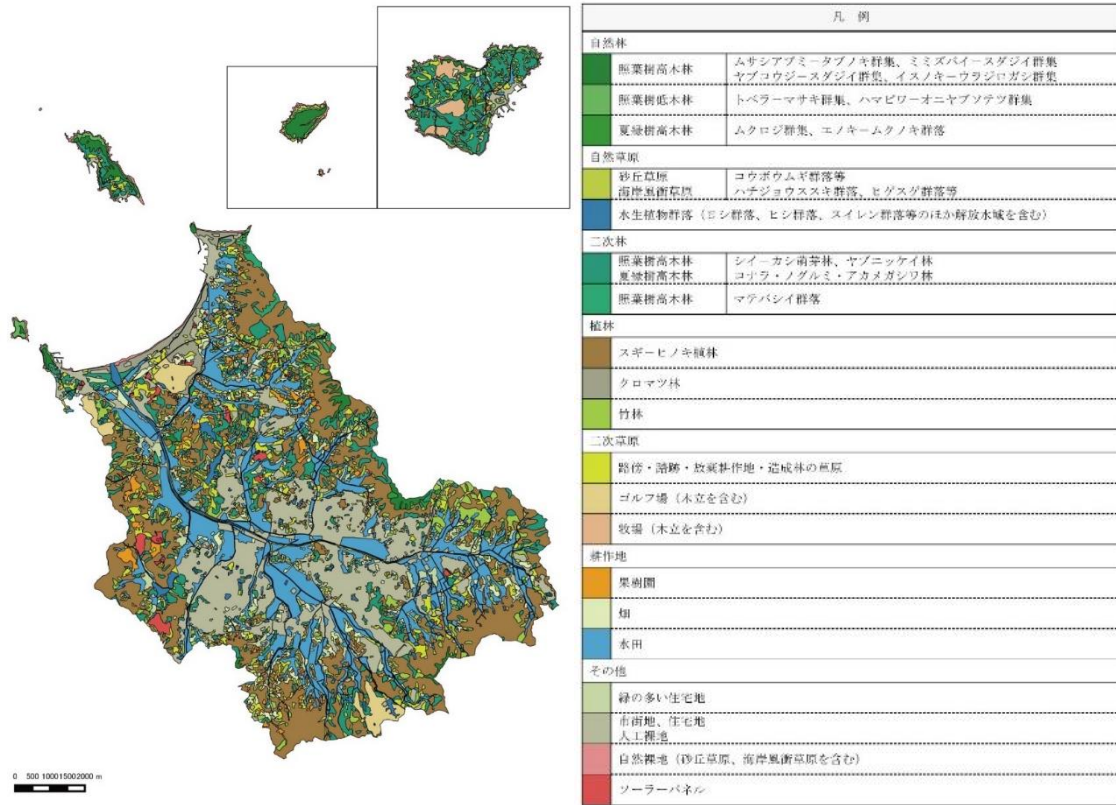


写真 オオミズナギドリ



写真 カノコユリ

2. 社会環境

(1) 人口動態

総人口は平成 27 年（2015）の国勢調査では 96,516 人で、福岡県の中では上位から 9 番目です。宗像市の人口は昭和 40 年以降の大規模な団地の開発等により、昭和 55 年（1980）まで急速に増加しましたが、平成 10 年頃からは伸び率が急激に低下し、現在はほぼ横ばいの状態が続いています。平成 17 年（2005）1 月から平成 27 年（2015）の 10 年間をみると、人口が増加したのは、市内 12 地区のうち 4 地区のみです。今後、宗像市の人口は減少に転じ、2040 年には平成 22 年（2010）と比べ 1 割以上減少することが予測されています。

世帯数は、平成 27 年（2015）時点では 38,995 世帯で、総人口に比べると増加傾向にあります。吉武地区と大島地区の世帯数は減少しています。世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいる状況です。

人口構成は、少子高齢化が進行しており、平成 12 年（2000）には年少人口（0～14 歳）が老年人口（65 歳以上）より少なくなりました。老年人口の割合（高齢化率）は平成 27（2015）年 10 月には 26.5%と福岡県の平均値 25.4%を上回っており、今後もさらに高齢化が進行し、2040 年には老年人口の割合が 35.4%にまで上昇することが予測されています。

図 人口及び世帯数推移（資料：国勢調査）

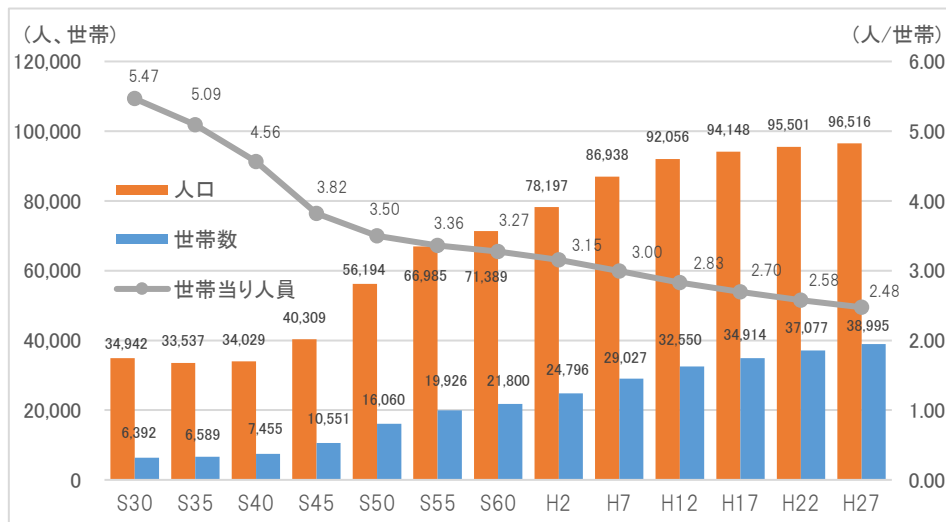


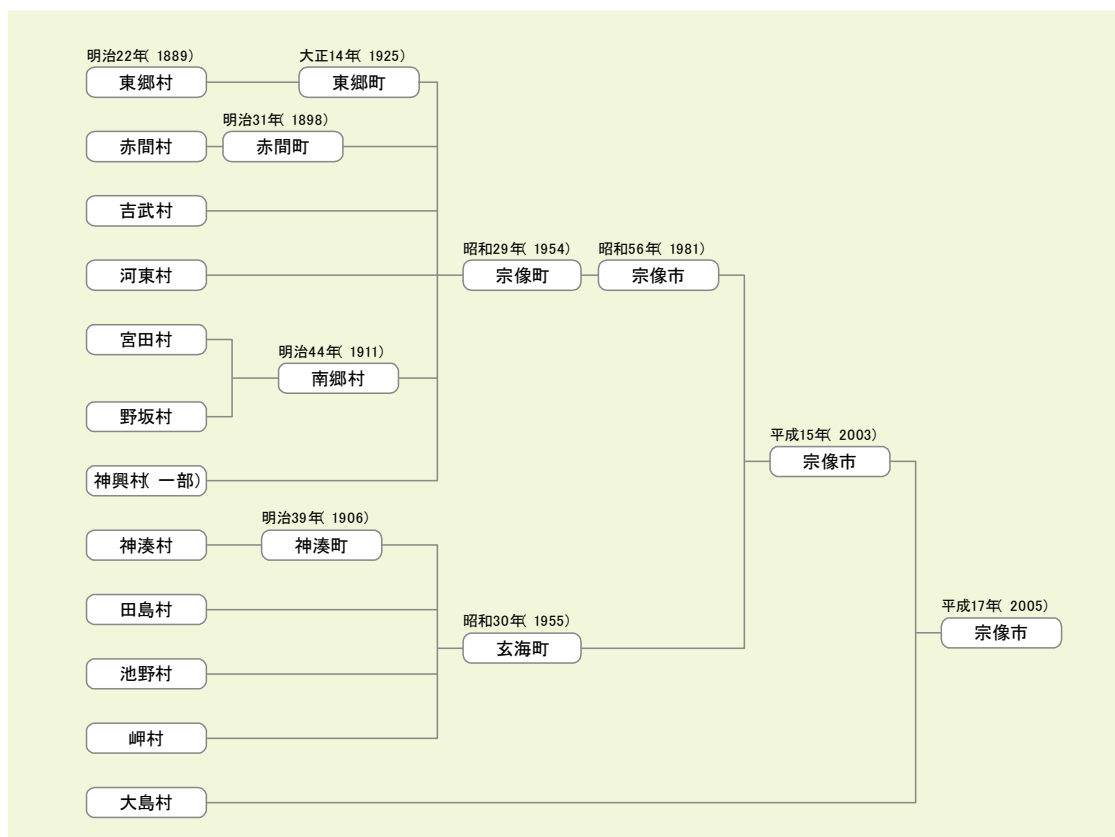
表 宗像市の将来人口推計（資料：住んでみたいまち宗像推進計画）

総数	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
推計人口総数(人)	95,501	95,397	94,197	92,363	89,986	87,020	83,550
総人口指数(%)	100.0	99.9	98.6	96.7	94.2	91.1	87.5
年少人口割合(%)	13.4	13.0	12.4	11.6	11.1	10.9	10.8
生産年齢人口割合(%)	64.0	60.1	57.5	56.3	55.8	55.3	53.8
老年人口割合(%)	22.5	26.9	30.1	32.1	33.1	33.8	35.4
75歳以上人口割合(%)	11.0	12.5	14.7	18.1	20.5	21.6	21.7

(2) 市の沿革

江戸時代、現在の市域は筑前国の福岡藩領内にあって、42村が所在していました。明治改元以降、明治4年(1871)には廃藩置県により福岡藩に代わり福岡県が設置され、明治11年(1878年)には郡区町村編制法の施行により現在の宗像市と福津市に宗像郡が発足しました。その後、明治22年(1889)の市町村制施行による明治の大合併では、これまでであった42村から12村に再編成され、大正14年(1925)までに3町8村となり、昭和29年(1954)には内陸部の2町4村の合併により宗像町が、同30年(1955)に沿岸部の1町3村の合併により^{げんかい}玄海町が誕生しました。昭和56年(1981)には市制施行により宗像町が旧宗像市となり、平成の大合併で平成15年(2003)に旧宗像市と玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生し、さらに、平成17年(2005)には大島村が宗像市に編入され、現在に至っています。

図 市の沿革 (資料:『日本歴史地名大系第四一巻 福岡県の地名』(平凡社, 2004))



(3) 土地利用

総面積11,991haのうち土地利用の割合は、宅地などの都市的土地利用が3割、田・畑などの農業的土地利用と山林などの自然的土地利用が約7割で、宅地化の進行により農地が減少傾向にあります。市街地の大部分はJR鹿児島本線や国道3号沿いといった内陸部に分布し、市街地周辺には緑豊かな自然環境が広がっています。

図 土地利用状況（資料：宗像市統計書）

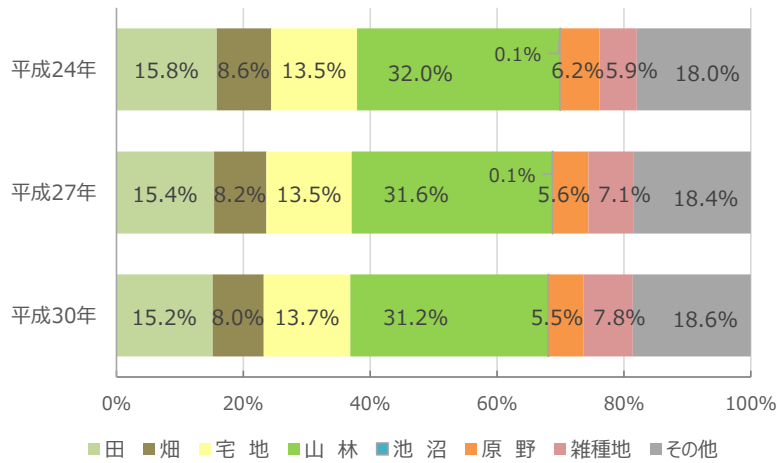
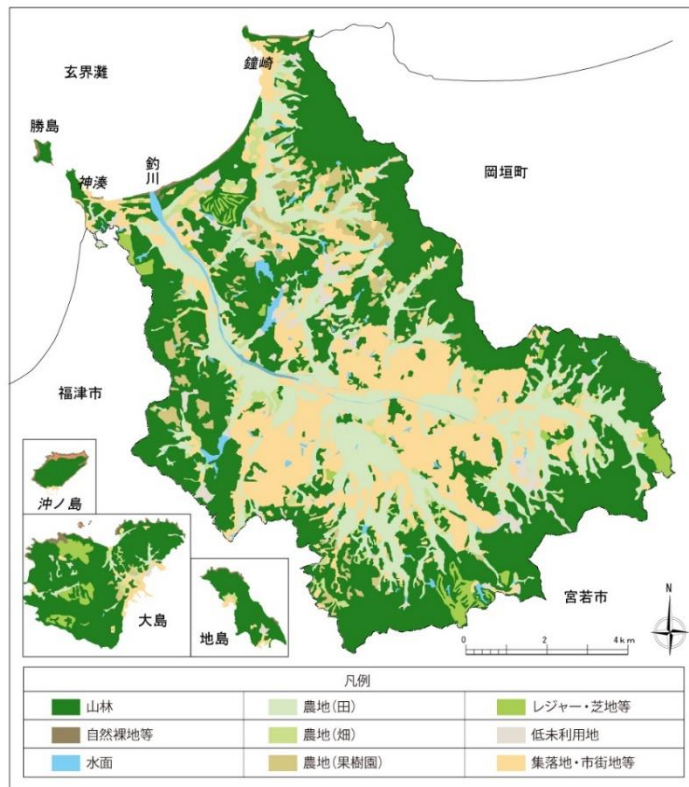


図 土地利用



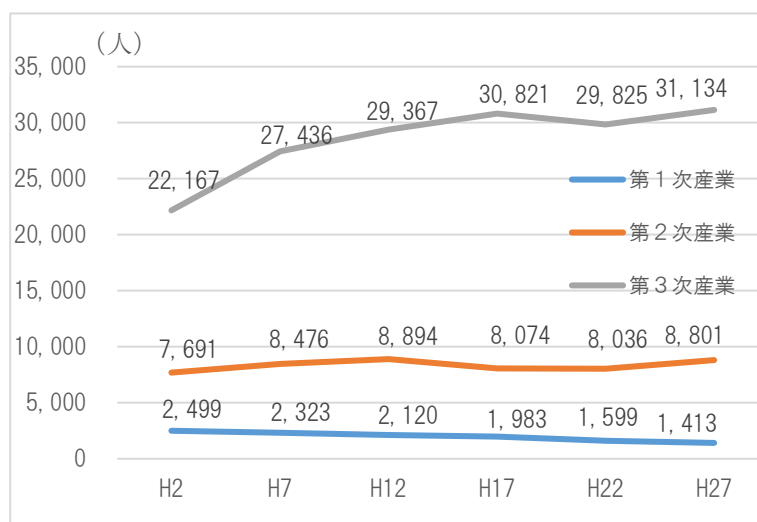
(4) 産業

近代までの宗像市は、農村漁村地域でしたが、交通網が整備され人口が増加し、都市の成長に伴ってその他の産業も発展してきました。

1) 就業人口

宗像市の就業人口は、平成27年（2015）現在、43,407人（分類不能の産業2,059人を含む）です。構成比をみると、農林水産業などの第1次産業は3.3%、製造業・建設業などの第2次産業は20.3%、第1・2次産業を除く第3次産業は71.7%となっており、第1次産業は減少、第2次産業は横ばい、第3次産業は増加傾向にあります。

図 産業別就業人口の推移（資料：国勢調査）



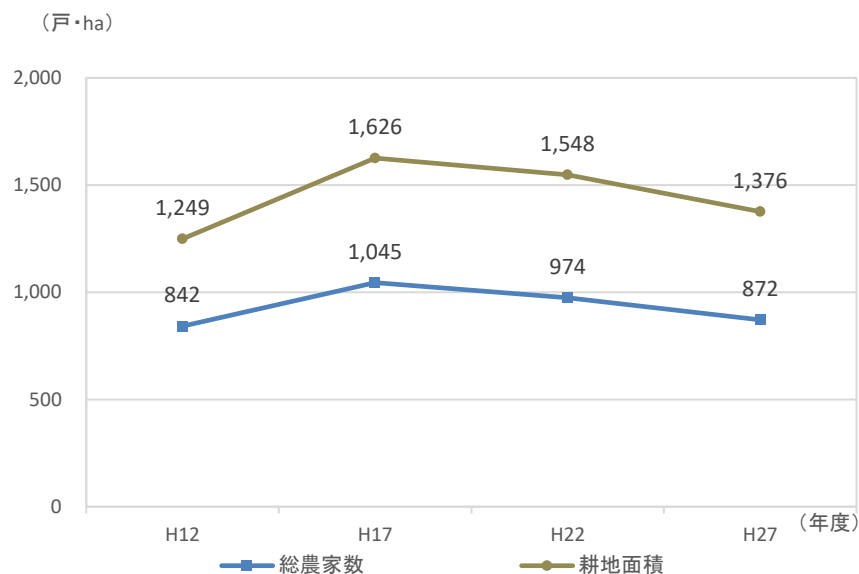
2) 農業

農村的性格が強かった宗像市は都市として発展していく過程で、農家数・農地面積を減らしてきましたが、現在も市街地のすぐ横には田畑が広がっています。

主要農産物は米・麦・大豆で、これらは主に釣川流域に広がる比較的広い田園地帯で、その面積を活用した土地利用型農業によって生産されています。また、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業やイチゴやトマトなどの施設園芸等も盛んで、多様な農産物が生産されています。

平成27年（2015）には、総農家数が872戸、耕地面積は1,376ha となっており、米をはじめとする農産物価格の低迷化の中、厳しい経営環境のため後継者が育たず、年々担い手が減少しています。担い手の減少により、荒廃農地の増加、水源涵養機能の維持や景観保全などが懸念されているため、現在、経営規模の拡大とほ場の集約化、新規就農希望者の確保と育成、農業法人の設立や農業参入、農産物直売所を通じた農産物販売の拡大などに取り組んでいます。

図 総農家数、耕作面積の推移（資料：宗像市統計書）



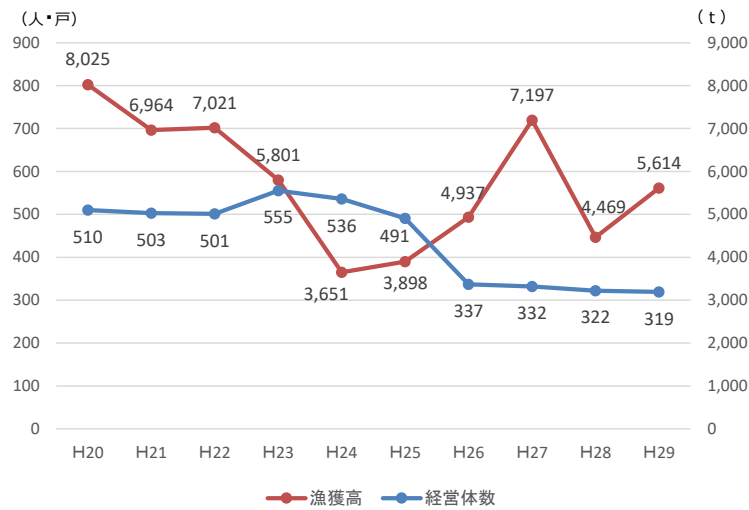
3) 漁業

「福岡県の漁港」によると、宗像市は筑前海区に分類されています。筑前海区は響灘と玄界灘からなる外洋性の海域で、沿岸部は地形の変化に富み、天然の地形を利用した港が多く、かつては大陸との交通の要衝として、また帆船航路の寄港地としての役割を果たしてきました。宗像市はこの地区の中心部に位置し、古くから漁業が盛んに行われてきた地域です。現在は、鐘崎・大島・地島・神湊^{このみなど}で多様な漁法による漁業が行われています。

漁業経営体数は平成29年（2017）の319経営体となっており、平成28年（2016）の322経営体と比べると減少傾向ですが、漁獲高は5,614トンで、平成28年（2016）より増えています。また、平成29年（2017）の漁港別漁獲高の内訳は、鐘崎68.0%、大島28.5%、地島2.6%、神湊1.0%となっています。

これまで、長らく漁業の主要な漁獲対象はアジやサバでしたが、近年、漁業海域の環境の変化などにより漁獲量が著しく低下したため、漁獲量確保のため漁獲対象となる魚種も変化しています。また、収益確保のためトラフグ・アジ・イカのブランド化や水産加工品の製造、直売所の開設など、経営の多角化に取り組み、そのほか、資源回復を目的とした稚貝・稚魚の放流事業や磯根保全事業も積極的に行っています。

図 漁業経営体数、漁獲高の推移（資料：資料：港勢調査、漁協業務報告書）



4) 工業

平成27年（2015）現在、事業所数（従業員4人以上の事業所）は57箇所、製造業出荷額は約360億円で、平成22年（2010）の調査より増加しています。また、市内にある工場のうち、最も多いのは食料品工場の21箇所、昭和49年（1974）以降、順位に変化はありません。

図 事業所数の推移（資料：工業統計調査）

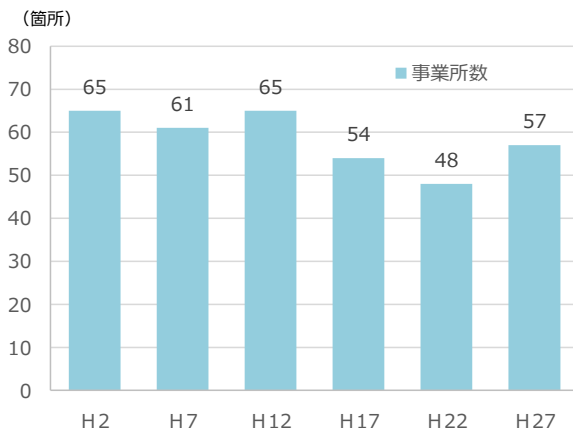
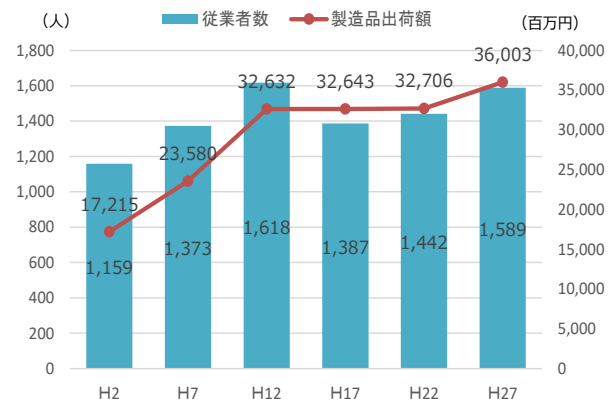


図 従業員数及び製造業出荷額の推移（資料：工業統計調査）



5) 商業

平成26年（2014）現在、商業従業者数は4,169人、事業所数は554箇所、年間商品販売額は約932億円で、いずれも卸売業より小売業の割合が高く、中でも飲食料品小売業の割合が高くなっています。小売業の立地では、赤間駅や東郷駅の駅前や旧国道3号沿いなどに多く立地していた個人経営の商店が減り、近年は新たに開発された場所

や国道3号沿いに外部資本のチェーン展開する大規模店舗が目立つようになりました。

表 従業者数、事業所数、年間商品販売額の推移（資料：政府統計の総合窓口(e-Stat)・宗像市統計書）

（単位：人，所，百万円）

	商業従業者数			事業所数			年間商品販売額		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成19年	5,624	429	5,195	804	73	731	118,170	27,662	90,508
平成23年	4,054	233	3,821	550	61	489	83,209	9,799	73,410
平成26年	4,169	472	3,697	554	85	469	93,155	23,181	69,974

（5）観光

宗像市には宗像大社・鎮国寺・宗生寺等の社寺や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史文化遺産があります。また、玄界灘に面する海岸一帯は「玄海国定公園」に指定され、さつき松原や美しい砂浜があり、沖合には大島、地島、沖ノ島などの離島や、市東部には湯川山・孔大寺山・金山・城山からなる四塚連山など、豊かな自然があります。かつては、これらが主な観光の目的でしたが、平成20年（2008）の道の駅むなかたの開業により、従来の観光と組み合わせた多様な観光が可能となりました。

観光入込客数は、平成29年（2017）が約651万人で、県外からの観光客が増加傾向にあります。これは、平成29年（2017）「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として日本で21番目の世界遺産に登録されたことによる全国的な知名度の向上によるものと考えられます。主な宿泊施設は北部に集中し、大島には民宿、旧玄海町周辺には旅館・民宿や大型ホテル、国道3号沿いにはチェーンホテルが多く、来訪者の目的に合った宿泊形態の宿泊施設がありますが、観光客の95%以上が日帰りであり、滞在型観光を実現していく上での課題となっています。

また、歴史文化遺産の保存・活用施設に関しては、海の道むなかた館、宗像大社神宝館、大島交流館、赤馬館などがあり、観光施設としての役割も担っています。世界遺産のガイド施設である海の道むなかた館では普段訪れることのできない沖ノ島を実感できるよう設置した3Dシアターや大型スクリーンが人気です。この他、旧唐津街道赤間宿には市内東部の歴史や観光情報を発信する赤馬館があるほか、宗像大社神宝館では沖ノ島の古代祭祀遺跡から出土した約8万点の国宝を収蔵・展示しており、神々へ捧げられた銅鏡や金製指輪など貴重な奉獻品の実物を見学することができます。



写真 海の道むなかた館



写真 大島交流館

表 観光入込客数の推移、年間消費額の推移（資料：福岡県観光入込客推計調査）

（単位：千人、百万円）

	観光入込客数					年間消費額
	日帰り	宿泊	県外	県内	総数	
平成24年	6,304	342	725	5,921	6,646	3,622
平成25年	5,947	414	795	5,566	6,361	4,216
平成26年	6,008	417	803	5,622	6,425	4,461
平成27年	6,182	334	1,174	5,342	6,516	4,503
平成28年	6,587	359	1,255	5,691	6,946	7,307
平成29年	6,126	380	1,392	5,114	6,506	4,316

（単位：人）

	道の駅むなかた	うみんぐ大島	正助ふるさと村	海の道むなかた館
平成27年	1,696,875	16,162	88,563	158,037
平成28年	1,728,734	14,008	90,319	143,941
平成29年	1,683,409	14,522	94,057	181,692

表 施設別入込客数の状況（資料：宗像市統計書）

（6）交通

急速な都市化の背景には、昭和40年代の大規模な住宅団地開発のほか、昭和36年（1961）の国鉄鹿児島本線の博多・小倉間電化や、昭和45年（1970）の国道3号バイパス開通など交通の便の向上があります。交通の便が向上したことで、福岡・北九州両市の通勤圏が拡大し、宗像市はベッドタウンとして発展してきました。また、交通は通勤・通学的手段としてだけでなく、日々の暮らしや観光客のアクセス手段として重要な役割を担っています。

市内では、福岡市や北九州市といった東西方向への移動と市内南北への移動を鉄道・バス・道路がそれぞれ担っており、大島・地島の離島には渡船航路が整備されています。

1) 鉄道

大規模輸送機関のJR鹿児島本線が市域を東西に横断し、市内には赤間駅・東郷駅・教育大前駅の3駅があります。そのうち赤間駅と時間帯によっては東郷駅に特急が停車します。博多方面には特急で約20分、小倉方面には約25分でアクセス可能です。

2) バス

令和2年(2020)現在、市内には西鉄バスが運行する路線バスが6路線運行しています。天神-赤間線や赤間急行は福岡の都市部と宗像を結ぶ路線で市外とのアクセスを担っています。また、市内では路線バスの他に、交通空白域解消のため、中心市街地をメインにふれあいバスが3ルート、各コミュニティ地区と市役所や市街中心部を結ぶバスが8地区で運行しています。

3) 道路

市内の移動手段として重要なのは自動車です。沿岸部には東西方向を結ぶ国道495号、内陸部には東西方向を結ぶ国道3号があり、いずれも市内外を結ぶ主要な道路です。市内の南北移動は、主要地方道宗像玄海線と主要地方道若宮玄海線が担っています。また、市内には高速道路が通っておらず、市中心部から最も近い若宮ICまでは約10km、車で18分ほどの距離にあります。

4) 渡船

九州本土の神湊と大島を結ぶ航路として、「フェリー大島」が5便、「旅客船しおかぜ」が2便の合計7便が毎日運航しています。所要時間は「フェリー大島」で約25分、「旅客船しおかぜ」で約15分です。また、神湊と地島を結ぶ航路として「ニューじのしま」が毎日6便運航しています。所要時間は泊港まで約15分、白浜港まで約25分となっていて、どちらの航路も島民の重要な交通手段となっています。

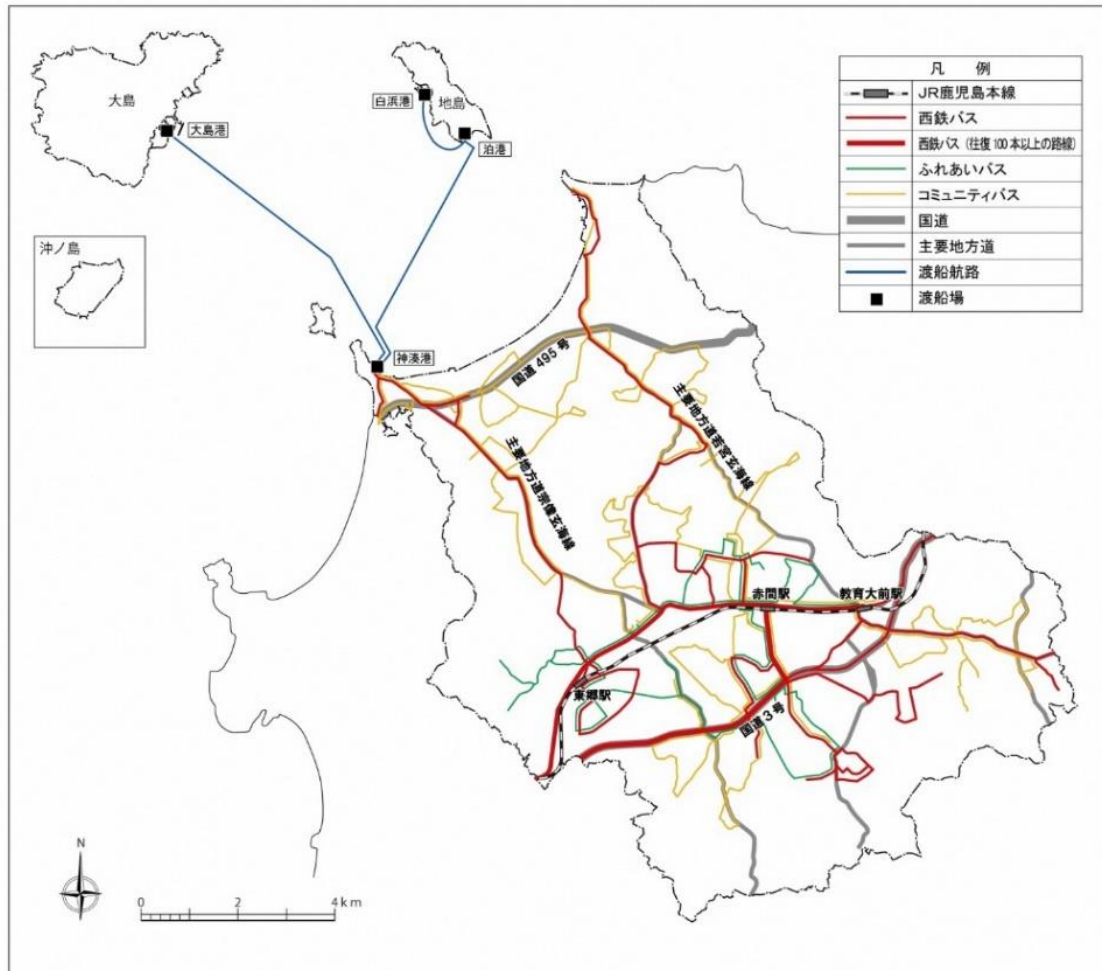


写真 左 フェリーおおしま 右 旅客船しおかぜ



写真 JR鹿児島本線

図 交通網



3. 歴史環境

(1) 原始

1) 旧石器時代

○宗像にヒト現る

これまでの調査成果などから、宗像地域におけるヒトの生活の起源は約3万年前から1万年前の後期旧石器時代と考えられています。これまで、池浦トボシ遺跡、平等寺長浦遺跡、牟田池遺跡等で旧石器時代のナイフ形石器や台形石器が見つかっており、なかでも、牟田池遺跡では多くの石器が見つかったことから、季節的な狩猟場だったと推定されています。



写真 ナイフ形石器（池浦トボシ遺跡）

2) 縄文時代

○縄文時代の地形

『宗像市史』編纂時（平成6年（1994）～平成11年（1999））のボーリング調査によって、氷河期の終焉とともに海水面が上昇した縄文時代前期（4700年前）の海岸線が復元されました。これを見ると、海が釣川に沿って河口から約8km上流の稲元、曲地区付近まで入り込んでおり、市域では入海周辺の平野部が居住地として利用されていたと考えられます。



写真 鐘崎貝塚（市指定文化財）

○縄文人の交流

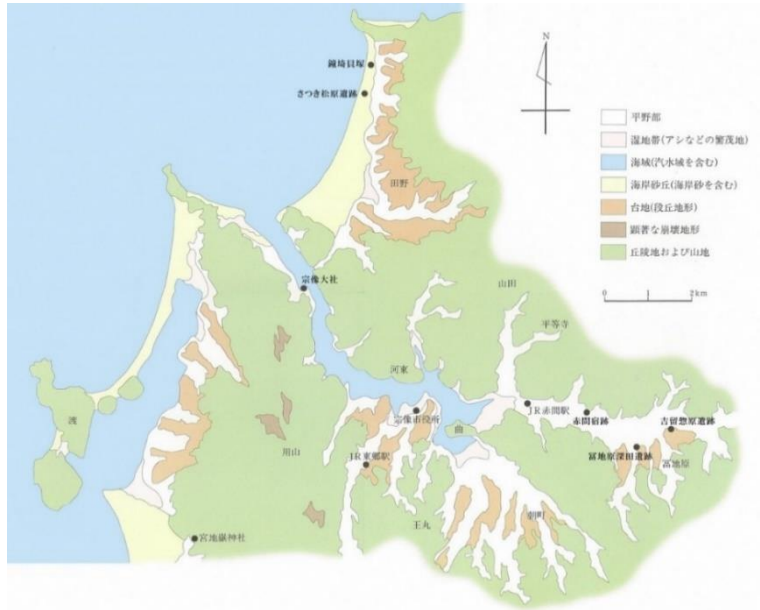
海岸部のさつき松原遺跡と沖ノ島の旧社務所前遺跡は縄文時代前期の遺跡です。この2つの遺跡からは竊土式、曾畑式土器が見つかっており、当時の人々が遠く海を渡り九州本土から約60km離れた孤島まで到達していたことが分かります。この時代の交流範囲は広大で、曾畑式土器は西北九州に広く分布しています。



写真 鐘崎式土器

図 縄文時代の宗像の地勢（資料：宗像市史）

沿岸部の砂丘にある
鐘崎貝塚は縄文時代後
期の遺跡です。この遺跡
は、昭和7年（1932）
に旧宗像高等女学校に
赴任していた田中幸夫
教諭によって発見され、
翌年に学術誌で発表さ
れ注目されることとな
りました。ここで見つ
かった海水産・淡水産の
貝類、魚骨、獣骨などは、
海や山に生きる縄文人



の狩猟採集を中心とした暮らしぶりをうかがい知ることができるものです。この遺跡の名がつけられた鐘崎式土器は、標式土器として考古学史上広く知られ、瀬戸内から西北九州を中心に西日本に広く分布しています。

3) 弥生時代

○弥生文化の成立

宗像市域は北部九州沿岸部に位置することから、日本列島内でいち早く大陸から稲作や鉄や青銅器などが伝わり弥生文化が成立した地域です。また、気候の変化によって内陸部まで浸入していた海岸線が後退し、河川の堆積作用によって平野が形成されました。

弥生時代の人々はこの土地を利用して稲作を行ったと思われ、すぐ後背にある丘陵や河成段丘上に集落をつくり農耕社会を営んでいました。



写真 大陸から伝わった石器

○大陸との活発な交流

東郷登り立遺跡は、釣川中流左岸に位置する市内で最も古い環濠集落で、稲作の存在を示す石包丁が見つかっています。また、田久松

ケ浦遺跡では、朝鮮半島の墓制を起源とする石槨墓や、副葬品である磨製石剣や磨製石鏃が見つかっています。市内ではこれ以外にも、この時期の半島との活発な交流を背景にした遺跡や遺物が数多く見つかっています。

○北部九州屈指の有力者集団

東郷登り立遺跡の西隣に立地する田熊石畑遺跡は、弥生時代中期前半における北部九州屈指の有力者集団の墓域と集落がある、国の史跡に指定された遺跡です。墓域からは、国の重要文化財に指定された 15 本の武器形青銅器が見つかり、集落域からは漁労活動をうかがわせる漁網のおもりとして用いられた土錘や瀬戸内地方との交流を示す土器が見つかっています。

この遺跡の発見は、研究者たちが宗像地域におけるクニの存在の可能性を議論するきっかけとなりました。

(2) 古代

1) 古墳時代

○沖ノ島祭祀の担い手

古墳時代になると、大陸や朝鮮半島と近く外洋に面した地理環境を活かし、宗像の人々はヤマト王権と関係を築きました。優れた外洋航海技術を持つ宗像海人族を束ねていた宗像氏は、ヤマト王権が行う大陸との対外交渉において、航海の安全を願う沖ノ島での国家的祭祀に協力したとされています。

沖ノ島では、4世紀後半から9世紀まで一地域の祭祀を超える規模で国家的祭祀が行われ、祭祀の場となった沖ノ島祭祀遺跡からはヤマト王権の首長墓から出土したものと同様の遺物が見つかりました。ヤマト王権との関係や祭祀の重要性を物語る約8万点の遺物は、一括して国宝に指定されています。



写真 田熊石畑遺跡墓域出土品
(国指定重要文化財)



写真 古代祭祀が行われた沖ノ島



写真 市内最大の前方後円墳
東郷高塚古墳の主体部(粘土槨)

○宗像市内の古墳

これまで市内で見つかった古墳は、前方後円墳 22 基、円墳約 2,000 基、横穴墓約 200 基に上ります。市内最大の前方後円墳は東郷高塚古墳^{とうごうたかつか}で、この古墳の存在は一地方豪族として宗像氏が力をつけ始めたことを示しています。桜京古墳^{さくらきょう}は、国の史跡に指定された宗像地域唯一の装飾古墳で、石室内は線刻と赤・緑・白の彩色による三角文が描かれています。

宗像地域では、首長墓以外の古墳からも大陸との交流を示す数多くの副葬品が見つかります。また、石室構造は「宗像型石室」と呼ばれる地域固有のもので、極端に深い墓坑^{ぼこう}と天井の高い玄室^{げんしつ}、石材を平積みにした玄門^{げんもん}に特徴があります。

○古墳時代のひとびとの生活

古墳時代、宗像地域の人々は積極的に朝鮮半島の先進技術や文化を取り入れ、須恵器^{すえき}や鉄の生産を盛んに行いました。須恵器は 5 世紀から 6 世紀前半頃に生産がはじまり、市内で見つかった約 100 基の窯跡は「宗像窯跡群」と呼ばれ、これまで須恵須賀浦遺跡^{すえすけうら}をはじめ 40 数基が調査されています。現在、市内に残る「須恵」の地名は、須恵器生産地としての名残りです。また、鉄生産に関しては、5 世紀中頃の野坂一町間遺跡^{のさかいちやうま}から鍛冶炉が、朝町山ノ口遺跡等の 6 世紀代の古墳群からは金槌^{かなづち}・鉄鉗^{かなはし}等の鍛冶道具が見つかることから、鉄器製作工人集団が存在したことが指摘されています。



写真 市内に所在する前方後円墳のひとつ久原澤田 3 号墳



写真 桜京古墳の石室



写真 朝町山口遺跡出土の鍛冶道具(鉗)

2) 奈良・平安時代

○宗像大社の成立

『古事記』(712年成立)、『日本書紀』(720年成立)には宗像三女神の誕生を伝える神話が記され、宗像三女神は「海北道中」に鎮座する「道主貴」、つまり北部九州から朝鮮半島に向かう海域を守る神とされます。これらは、古墳時代から続く中央政権と宗像氏の関係性を物語っています。また、これまでの調査で、7世紀末頃の沖ノ島の祭祀遺跡と同様の祭祀が、中津島の位置する大島の大島御嶽山遺跡や九州本土の辺津宮でも確認されていることから、この頃、現在のような三宮を基本とする宗像大社の姿が形づくられたと考えられています。



写真 宗像三女神誕生の場面が記された日本書紀

○神郡の成立

この時代は、天皇がみずから政治を行い、法律に基づく国家の体制(律令国家)が整えられました。宗像郡(現在の宗像市、福津市、古賀市のほぼ全域を含む範囲)は、古墳時代から続くヤマト王権との関係から、宗像氏が社領として国家に代わり直接地域支配を行うことができる、九州唯一の「神郡」となりました。

宗像大社の神主としての祭祀権と宗像郡の行政・裁判権とを持った宗像氏の地域支配は、7世紀中頃から8世紀末までの約150年間続きます。

図 奈良時代の神郡



○律令国家による宗像郡の整備

律令国家のもと、条里制と呼ばれる土地区画制が施行されました。市内に残る八反ヶ坪（現在の土穴）、中ノ坪（現在の平等寺）等の地名は、条里制の痕跡を示すものです。平安時代中期の承平年間（931～938年）に編纂された『和名類聚抄』には、50戸からなる郷が宗像郡内に14あり、郷名からうち7郷が現在の市内にあったと推定されています。

また、都から諸国へのびる官道と交通制度である駅制が整えられ、郡内には、山陽道を通って大宰府に至る西海道大宰府路と、宗像郡家と周囲の遠賀郡、糟屋郡、鞍手郡等の郡家を結ぶ伝路が整備されました。城山の麓、岡垣越えの峠入口に位置する武丸大上げ遺跡は、西海道大宰府路に置かれた駅家跡の一つと考えられ、昭和58年（1983）の発掘調査では、官衙関連遺跡で見られる隅丸方形の掘方を持った大型掘立柱建物2棟と大量の瓦が見つかっています。



写真 発掘調査された武丸大上げ遺跡の大型建物



写真 武丸大上げ遺跡で出土した瓦

○宗像の荘園

律令国家では公地公民の基本方針のもと、田地は長らく国家のものでしたが、人口が増加し耕作地が不足したため、天平15年（743）には墾田永年私財法が出され、開墾した田や土地の私有が認められるようになりました。そして、このような土地を貴族や寺院などが大規模に所有する荘園が誕生します。市内には、宗像荘・赤馬荘・野坂荘の3つの荘園がありました。これらは、かつての神郡の土地や人々を基礎に成立したもので、宗像郡では10世紀頃まで、大宰府や国司が荘園の支配権を握っていました。

○宗像大宮司の登場

藤原氏は、娘を天皇のきさきにして、その子を天皇に立て、天皇が幼いときは摂政、成人した後は関白という職につき政治を行いました（摂関政治）。宗像氏は、平安時代になり大宰府の監視下に置かれると、様々な特権を廃止（神郡の解体）され、地域支配者としての地位を失いましたが、10世紀後半になると、京都の邸宅内に宗像神を守護神として祀っていた藤原良房をはじめとする藤原氏と結びつきを持ちます。その

結果、天延2年（974）に社格の高い神社に設置されていた神社に関する祭祀権や行政権など一切の権限を持つ大宮司職の設置が宗像氏にも認められ、これにより地域支配者として再出発のきっかけをつかみ、宗像氏は大宮司家として社領を得ました。

○平家の落人伝説

平安時代後期、地方の豪族や有力農民は国家からの税の取り立てに抵抗するため、武力を蓄え土地を守り農民を支配するようになり、やがて平氏や源氏といった有力な武士が登場します。前九年の役は、源氏が東北の地方豪族安倍氏と戦い勝利したことで、東国で強い影響力を持つようになった出来事です。大島の安昌院には、源氏と戦った安倍宗任のものとされる江戸時代の墓があります。

12世紀には、社領の実質的支配権は平氏が握っていました。宗像大宮司が中央政権とつながりを保つため、進んで平氏との主従関係を結んだためです。市内には平家の落人伝説も残っていることから、源平の争いでは、平氏について戦ったと考えられています。



写真 平信盛笠塔婆(市指定文化財)

(3) 中世

1) 鎌倉時代

○鎌倉幕府と宗像

源平の争い後、平氏について戦っていた大きな勢力の武士の領地は、鎌倉幕府によって没収されましたが、宗像大宮司家は幕府に忠誠を誓うことで、神社の人事権や社領の支配権を保証されました。しかし、宗像地域は交通の要衝であり、もとは平氏についていたことから、幕府は土地管理や治安維持などを理由に、東郷に中原氏、朝町に佐々目氏、野坂に大江氏といった源頼朝配下の有力御家人を地頭として配置し、宗像氏を牽制しました。

○承久の乱と宗像氏

頼朝の死後、北条氏が執権により鎌倉幕府の実権を握っていましたが、3代将軍実朝が暗殺されると、後鳥羽上皇は朝廷の勢力を回復させようと幕府打倒を試みます(承久の乱)。この頃、社領は後鳥羽上皇側の支配下にありましたが、大宮司氏国は鎌倉方として戦ったため、乱後は大宮司職が安堵され、宗像大社は将軍家のための祈祷を行う関東御祈祷所となり、幕府の後ろ盾によって強固な権威を持つことになりました。



写真 輸入陶磁器(久原遺跡)

○日宋貿易と海の支配

宗像の海は、潮や風の状態が良く、船が寄港しやすい場所です。宗像氏と中国の宋との交流は、平安時代から絶えることなく続いていました。宗像大社神宝館には、日宋貿易によってもたらされた阿弥陀経石(国重要文化財)や宋風猫犬(国重要文化財)があり、色定法師一筆一切経(国重要文化財)は博多の貿易商が写経を援助したことが分かる資料です。また、当時の史料から宗像氏と貿易従事者(綱主)が婚姻関係を結んでいた記録もあり、宗像氏が博多に居住する宋の貿易商人と深い関係にあったことが分かります。そのほか、市内各地では、輸入陶磁器も数多く出土しています。

また、宗像の浦や島には、大宮司の命を受けた管理者(沙汰人)が置かれ、大宮司以外の者が沙汰人を通すことなく海の産物を直接取り立てることを固く禁じ、大宮司が独占的に支配しました。これには、人々の間に古くからあった、海の物はすべて神のもの、神への供え物という宗像神への信仰が表れているともいわれます。

○足利尊氏と宗像

2度に渡る元軍の襲来(元寇)では、国内の戦いと違い御家人に十分な恩賞が与え



写真 阿弥陀経石(国重要文化財)

られなかったため、次第に幕府への不満や不信が高まっていきます。朝廷に実権を取り戻そうとしていた後醍醐天皇は、足利尊氏や新田義貞などの有力御家人を味方につけ鎌倉幕府を滅ぼし、建武の新政に基づく政治を始めました。しかし、尊氏は公家中心の不公平な政治に不満を持っていたため、再び武士を集め、兵を挙げ朝廷軍を破りました。この時、尊氏は一度戦いに敗れ、都を追われ九州の地で再起を図った時期があります。赤間関（現下関市）から船で九州に上陸した尊氏一行は、当時、宗像大宮司家の居城だった白山城に入ったようです。麓の増福院には、尊氏が座禅をしたという岩場が残されています。また、宗像大宮司家は尊氏らに馬と鎧を献上し、これが大きな援助になったとされています。その大宮司家の功績を讃えるかのように、宗像大社には、尊氏が寄進したと伝えられる国の重要文化財の甲冑が納められています。



写真 あいかわおどしかたしるどうまる 藍韋威肩白胴丸(国重要文化財)

2) 室町時代

○南北朝の動乱

尊氏は後醍醐天皇との戦いの後、京都に別の天皇をたて（北朝）、室町幕府を開き、御醍醐天皇が吉野に逃れて朝廷を移します（南朝）。武士は領地を広げるため、室町幕府か南朝か有利な方について戦い、約60年間に渡り領地を奪い合いました（南北朝の内乱）。宗像地域は海路、陸路ともに北部九州の交通の要衝にあることから、宗像氏もこの戦いに巻き込まれ、ほぼ一貫して幕府方について戦い、つたがだけ 蔦ヶ岳城やはくさん 白山城が戦の舞台となりました。



写真 蔦ヶ岳城

○わこう倭寇の根拠地としての宗像

かねよし 懐良親王が大宰府を制圧した康安元年（1361）頃、九州北部地域の海上武装勢力・倭寇は、高麗沿岸や中国大陸沿岸で活発に活動していました。朝鮮の史書りちょうじつろく『李朝実録』には、大島や地島が倭寇の拠点として挙げられ、宗像氏は倭寇を統率する九州の有力な領主の一人と考えられていました。15世紀半ばの朝鮮側の記録には、日本の使者に宗像大宮司について質問したことが記されています。

○^{おうにん}応仁の乱の中の宗像

八代将軍^{あしかがよしまさ}足利義政の時、将軍の跡継ぎ問題に有力守護大名の^{ほそかわ}細川氏と^{やまな}山名氏の対立が組み合わさったことで、京都を中心に 11 年間に渡って戦い（応仁の乱）が繰り広げられ、群雄割拠の戦国時代が始まります。当時、筑前を治めていた山名方の大内氏が京都に攻め入ったことで、^{しょうに}反大内勢力の少弐氏が筑前に台頭します。その影響を受け、宗像大宮司家は家督を巡って^{うじさと}氏郷・^{うじくに}氏国と氏定の 2 派に分かれて争うようになりました。その後、大内氏が少弐氏を一掃し筑前を平定すると、大内派の^{おおうち}後ろ盾を得た氏定が大宮司に就任しました。しかし、筑前平定後も大内氏と^{おおとも}細川氏の対立関係は各地を巻き込んで続きます。筑前では、細川氏が少弐氏や豊後の大友氏を味方にして大内氏に対抗しようとし、これらの対立関係は宗像氏にも深刻な影響を与え、一族が 2 派に分かれた対立関係が続きましたが、この頃は大内方が優勢で、大内氏に仕するなどした人物も見られます。

3) 安土・桃山時代

○山田の怨霊伝説

^{てんぶん}天文 20 年 (1551)、大内氏が家臣の^{すねのはるかた}陶晴賢の謀反によって滅ぼされると、大宮司家は陶晴賢の援助を得た^{うじさだ}氏貞と大内派の^{うじお}氏男の間で対立が一層激しくなりました。そのような中、氏貞一派は氏男の^{きくひめ}妻菊姫と母、侍女 4 人を殺害、反対勢力の一掃を図



写真 山田増福院縁起

りますが、殺された 6 人の怨霊が出没するようになり、殺害を首謀した氏貞一派を苦しめます。この騒動は、怨霊を鎮めるために、氏貞が白山城の麓に増福院を建立したことでようやく収まったと伝わります。この説話は今でも語り継がれ、増福院には騒動を記した^{やまだぞうふくいんえんぎ}山田増福院縁起（市指定文化財）や菊姫ゆかりの品々が遺されています。

その後、筑前に急速に勢力を拡大した大友氏は、^{このみ}許斐城を落とし、氏貞一派は大島への逃避を余儀なくされました。しかし、半年後には氏貞一派は許斐城を奪還、城山に^{こし}葛ヶ岳城を築城し、この城を守るために^{いしまる}越城（石丸地区）・^{いまい}今井城（三郎丸地区）・^{さぶろうまる}緑の城（徳重地区）・^{とくしげ}城棒城（田久地区）・^{じょうぼう}草場城（平等寺地区）などを築きました。

○宗像氏断絶と地域支配の終焉

大内氏の滅亡後、安芸を拠点に西日本に大きく勢力を広げた^{もうり}毛利氏は、大友氏と敵対関係にある者を後援する形で、九州への影響力を強めました。宗像氏も毛利氏の後

押しにより、地域支配を行っていましたが、大友氏が大内氏残党を使って周防・長門に兵を起こさせると、毛利軍は九州からの撤退を余儀なくされました。毛利氏の後ろ盾を失った宗像氏貞は、大友氏に降伏しますが、大友氏が薩摩の島津氏との戦いに敗れ勢力を失うと再び毛利方と同盟を結びました。このような状況の中、氏貞は蔦ヶ岳城で病に倒れその生涯を閉じます。氏貞には一男三女がいましたが、息子が早く亡くなり跡継ぎが決まっておらず、長らく地域支配を行ってきた宗像氏は断絶しました。上八の小高い丘の上には、在りし日の宗像氏の活躍をしのぶように氏貞がひっそりと眠っています。

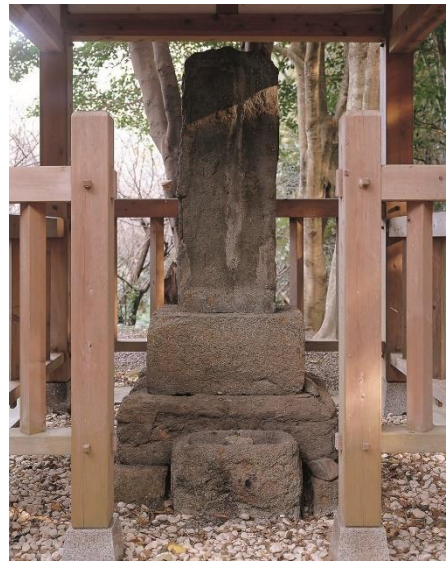


写真 宗像氏貞の墓地及び石塔
(市指定文化財)

天正14年(1586)、島津氏の筑前方面への進出が始まりますが、九州平定を目指す豊臣秀吉が大軍を率いて小倉に入り、翌年に島津義久を降伏させました。また、秀吉は宗像氏に対して家臣団組織や領地の支配を認めませんでした。大宮司の居城だった蔦ヶ岳城も秀吉の命によって取り壊され、宗像大宮司家の地域支配は終焉を迎えました。

秀吉は九州平定後、筑前を小早川隆景に支配させ、隆景は名島城(現・福岡市東区)に入城します。後に小早川秀秋が跡を継いで筑前支配を行いますが、この時、宗像地域は隆景の隠居領となり、隆景が直接支配を行いました。大穂の宗生寺には、名島城の搦手門を移転したと言われる山門や隆景の墓所があります。これは、隆景が生前、宗生寺の住職の禅を学び、死後は自分が帰依した寺ごとに分骨せよと遺したためです。

○信仰と地域支配

もともと祭官だった宗像氏にとって、宗像三女神をはじめとする宗像の神々に対する信仰は、地域支配と密接に関係していたため、宗像氏貞は領内神社の創建や修理を精力的におこないました。弘治3年(1557)の焼失以来長く失われたままであった宗像大社辺津宮の本殿(国指定重要文化財)は、天正6年(1578)に20年ぶりに再建され、また、王丸八幡神社の天正9年(1581)の棟札には、若宮八幡の拝殿が氏



写真 王丸八幡神社の棟札
(市指定文化財)

貞の発願によって建立されたことが記されています。

(4) 近世（江戸時代）

○黒田如水の隠居領

関ヶ原の合戦後の慶長^{けいちょう}5年（1600）、黒田長政^{くろだながまさ}が筑前に入国してから、宗像地域は長政の父である黒田如水の隠居領となりました。沿岸部の上八にある承福寺^{じょうふくじ}は、宗像大宮司家の庇護を受けてきた寺院です。この承福寺には、如水にまつわる逸話をはじめ、田畑や山林を寄付した際の書簡や、如水の肖像画も遺されています。

○釣川普請

江戸時代に度々発生した飢饉は、多くの人々を苦しめました。藩は、年貢の増収や農民の生活向上のため、河川改修やため池の築堤などの土木工事（普請）によって治水や灌漑を進めます。市内を貫流する釣川の水は、現在も田畑を潤していますが、江戸時代は河口が砂で埋まって川筋が曲がり、川の水が速やかに海へ流れ出ず、雨が降ると川の水が溢れ洪水を起こしていました。延享2年（1745）、宗像郡代となった大森善左衛門^{おおもりぜんざえもん}は、河口の川筋をまっすぐに改修することに着手し、8年の歳月を経て宝暦3年（1753）に完成させます。また、寛政3年（1791）には宗像郡奉行富永軍次郎^{とみながぐんじろう}が釣川の川底浚えを行い、川幅を広めて川の流れを良くしました。この時、赤間の辻田橋から河口の江口浜までの川幅と距離を定め、管理のために1番から10番までの定石を川沿いに設置しました。現在、赤間の辻田橋にあった1番定石は当時の記憶として大切に保存されています。また、明治時代に編纂された『福岡県地理全誌』には、江戸時代に竣工したため池が記され、現在も現役で多くの田畑を潤しています。

○海の暮らし

豊かな漁場に恵まれた市内沿岸部の漁村では漁業が盛んでした。神湊の宗像大社浜宮^{はまみや}の鳥居にはイワシの地引網漁があったことを示す文字が刻まれています。また、地島では網漁によってコチ・ブリ・タナゴ・マグロが水揚げされ、大島では、タイやイワシの地引網漁が行われ、幕末にはクジラ漁で大きな収穫をあげていました。クジラ漁の様子は、19世紀初めに筑前の名所・風景を解説した奥村玉蘭^{おくむらぎよく}の『筑前名所図会^{ちくぜんめいしよずえ}』に「大島鯨組之図」として描かれています。また、海女漁が行われていた鐘崎は「日本海沿岸の海女発祥の地」とも言われ、西は長崎県対馬^{まがりうら}の曲浦、東は石川県輪島の舳倉島の海女の源流と伝わります。



写真 日本海沿岸の海女発祥の地とも言われている「鐘崎」

漁で使われていた用具一式は、福岡県指定有形民俗文化財「海女の用具」として、当時の潜水漁法を今に伝えています。

○唐津街道と赤間宿

参勤交代や産業の発達による商品輸送のため、陸の道として街道が、海の道として航路が整えられました。豊前・小倉（北九州）から玄界灘沿岸を通過して肥前・唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ道は市内を通り、安土・桃山時代には豊臣秀吉の九州平定や文禄・慶長の役の際、軍事的な道として利用され、それが江戸時代には、北部九州の陸上交通と物流の大動脈として唐津街道が整備され、市の東部に位置する赤間地区は筑前二十七宿のひとつの宿場町として人や物資の集積地となりました。文化10年（1813）に測量のため赤間宿を訪れた伊能忠敬は「町並人家続き、家百五十六件」と『測量日記』の中で記し、多くの町家が描かれた奥村玉蘭の『筑前名所図会』は、当時の赤間宿の賑わいぶりがよく分かる史料です。現在も赤間宿だった地区の街道沿いには、街道を往来した人々の喉を潤した辻井戸や、いわゆる「ウナギの寝床」と呼ばれる街道に面する間口の狭い区画、軒を低くし、2階の窓を小さくした漆喰の白壁に瓦屋根の「兜造り」と呼ばれる、当時の面影を感じる建造物が残されるなど、古くからのまちなみが形成されています。



写真 赤間宿のまちなみ

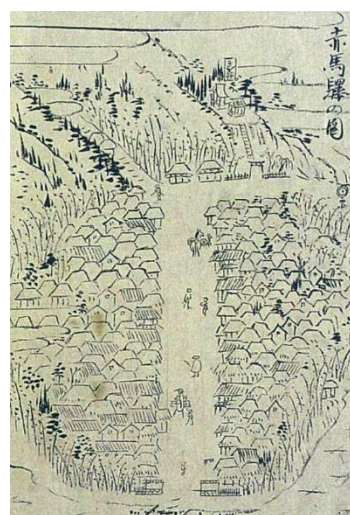


写真 赤間驛の図『筑前名所図会』

○福岡藩の専売品

福岡藩では農作物の不作による飢饉や年貢の収入減を打開するため、鶏卵や櫛はぜの生産を奨励し、それらを買上げ大都市に専売品として出荷していました。以降、宗像地域では養鶏が盛んに行われるようになり、明治時代には京阪地方で「宗像卵」として高い評価を得ていました。また、これによりこの地域には鶏食文化が根付くようになり、今でも市内で慶事や神事のあとに食される「鶏すき」は郷土食の代表と言えます

す。また、櫛は、明治13年(1880)の『福岡県地理全誌』の各村の産物として鶏卵と同じように記され、昭和30年代までは市内各地で生産されていました。

宗像市の東部、河東・田野・上人・池田地区では、江戸時代、福岡藩によって金山が開発され、盛んに金が採掘されていました。これまでの発掘調査で坑道も確認されています。また、鉱石を砕いた道具に金ひき臼があります。これらは、現在、金山周辺の住宅の庭石や石垣に再利用されたり、宗像大社に奉納されたりしたもので目にでき、これらを見ると、当時の金に魅了された人々の夢に思いをはせることができます。



写真 宗像大社にある鶏卵問屋商人の寄進灯籠



写真 宗像大社に奉納された金ひき臼

○生活文化の広がり

産業や交通の発達によって庶民の生活は向上し、豊かな文化が生まれ広まりました。18世紀中ごろになると、四季折々の年中行事や社寺の祭りなどで、ごちそうを食べ、晴れ着を着たりするなどしました。また、民謡や盆踊り、資金を集めて集団で旅などをする講や、幸せを願って伊勢神宮や四国などの寺を巡礼することも盛んに行われました。これらの様子は名所図会等で伺うことができ、また、市内にはこうした行事が今に伝わるものや、記憶として残っているものが数多くあります。市指定無形民俗文化財「神湊盆踊り」は、正徳5年(1715)に他藩から来た商船の旅商人が村の若者を集めて上方(京都)の手踊りを教えたことが始まりとされています。

○寺子屋の普及

産業・商業の発達や生活の向上によって庶民は生活における教育の必要性を感じるようになり、江戸時代中期以降、全国各地に寺子屋がつくられ、また、著名な学者らによって私塾も開かれました。その主要科目は読み・書き・そろばんなど日常生活に役立つことでした。宗像市には7校の寺子屋や私塾があったとされ、中でも吉留地区には黒田藩の儒学者月形健が創設した吉留塾があり、平山には幕末から明治のはじめまで鎮国寺の住職が創設した寺子屋がありました。現在、その寺子屋は残され、市指定文化財の阿弥陀如来像や天部形立像が安置されています。

○江戸時代の道德教化

江戸時代中期以降、幕府や藩は孝子、節婦などの善行者を顕彰し、道德を庶民に知らしめる道德教化を進めます。孝子^{たけしまるしょうすけ}武丸正助、節婦お政、孝女こやは宗像市出身の人物で、それぞれ善行や逸話は当時の福岡藩に表彰されるだけではなく、近代以降も地域や多くの書物によって現在まで語り継がれています。武丸正助の出身地、吉武地区には正助ふるさと村や正助資料館、正助廟、正助翁記念碑があり、毎年命日には、その遺徳をしのび法要を行っています。また、節婦お政の出身地、赤間地区には遺徳碑や墓碑があつて、孝女こやの出身地、地島にも遺徳碑があり、今でも地域の偉人として顕彰され続けています。



写真 孝子武丸正助

○国民健康保険制度の源流「定礼」^{じょうれい}

江戸時代には度々天災や凶作が続くことで村々の生活は困窮し、病気の治療をすることもままならない時期がありました。こうした状況の中、江戸時代後期になると宗像地域の農村や漁村では、村の医者に対し、予め1年間の治療費の総額を世帯の規模や収入に応じて積み立て、病気になった時には支払いを気にせず医者にかかるようにする「定礼」が発生します。これは、村人と医師が貧しさを分かち合う相互扶助の精神から成り立ったものです。この定礼は主に村単位で行われ、鐘崎・池田・大島地区では昭和13年(1938)の国民健康保険制度創設の頃まで続き、宗像市の定礼は制度創設の際の大きな参考になったということです。

○維新の志士 早川勇^{はやかわいさむ}

嘉永6年(1853)のペリー来航に端を発した日米和親条約や日米修好通商条約の締結によって、幕府の約220年続いた鎖国政策は終わりを告げます。開国により国内では米の価格が急上昇するなど、世情が不安定になり、尊王・攘夷・開港・倒幕を巡って様々な運動が起こりました。その中でも薩摩藩と長州藩の同盟は明治維新への大きな一歩となった出来事です。

早川勇は薩長同盟の基礎作りに奔走した宗像にゆかりの人物です。天保3年(1832)に遠賀郡に生まれ、吉留の医師^{てんぼう}早川元瑞^{はやかわげんずい}の養子となり、嘉永2年(1849)に藩医の板垣養永^{いたがきようえい}



写真 早川勇

に従って江戸に行き、儒学を学びました。早川勇は土佐藩の坂本竜馬さかもとりょうまらの働きかけにより薩長同盟が結ばれる2年前の元治元年（1864）に、いち早く薩摩藩と長州藩の協力の必要性を提唱し活動しました。早川勇が育った吉武地区には、その功績を讃える銅像が立ち、その遺徳をしのぶため自治会が主体となり毎年生誕祭を実施しています。

（5）近代（明治～第二次世界大戦）

○鉄道の開通と国道3号

明治時代、政府は「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」といったスローガンを掲げ近代化の推進を図り、その波は次第に地方にも波及しました。その一翼を担ったのが鉄道や道路などの交通網です。

宗像市には、JR 鹿児島本線が市内を東西に横断していますが、宗像市は九州でもいち早く鉄道が整備された地域です。九州で初めての鉄道は明治22年（1889）に博多―千歳川間で九州鉄道が開業した



写真 交通の要衝にある城山トンネル

もので、日本に初めて東京新橋 - 横浜間で鉄道が開業してから17年後のことです。明治23年（1890）には、博多から宗像市赤間まで、さらに2か月後には東の遠賀川まで延伸するなど、江戸時代からの陸路としての街道や海路に代わる新たな交通網としてめまぐるしいスピードで整備されました。鉄道駅は宗像市に東郷・赤間・教育大前の3駅がありますが、開業当時は赤間駅のみで、東郷駅は大正2年（1913）、教育大前駅は昭和63年（1988）に開業しました。

また、宗像市を東西に横断する国道3号は、江戸時代に整備された唐津街道を基礎とするものです。江戸時代の唐津街道は宿場町だった赤間と福津市の畦町あぜまちを結ぶ経路でしたが、明治時代になると、国道として赤間―陵巖寺―東郷―村山田の新しい道路が整備され、戦後、国道3号となりました。その後、市街地での交通渋滞等为了避免するため、昭和45年（1970）にバイパスが開通し現在に至っています。

○養蚕

日本ではイギリスから100年遅れて産業革命が起こり、近代産業として綿糸や生糸を生産する紡績業が急速に発達しました。このような中、宗像市では、明治15、6年頃から畑には次々と桑が植えられ、養蚕がはじまります。養蚕は春蚕、初秋蚕、晩秋蚕の年3回生産が行われ、特に春蚕の時期には家屋の全部屋だけでなく、納屋まで養蚕部屋として使用されるほどでした。その後、宗像地域では、養蚕から製糸まで一貫して行われるようになり地域産業として発展しました。宗像市では大正から昭和初期

が養蚕の最も盛んな時期で、現在も市内に残る桑の木や、収蔵品の養蚕道具は、当時この地域で盛んだった養蚕業の面影を残しています。

○日露戦争と宗像

明治維新以降の殖産興業によって日本は政治・経済・教育など様々な面で国力がめざましく発展します。その中で日本は東アジアへの関心を深めるようになり、日清戦争や日露戦争が起きました。日本海海戦は日露戦争において東郷平八郎の指揮する連合艦隊がロシアのバルチック艦隊を破ったもので、沖ノ島近くの海域で繰り広げられました。佐藤市五郎は、その模様を目にした唯一の民間人で、当時、沖ノ島の神職の下働きをしており、宗像大社にはその様子を記した日誌が残されています。また、これらの戦争では宗像市からも多くの人々が戦場に出征しました。宗像市内の神社には日露戦役記念の鳥居や燈籠、凱旋門など、当時の記憶を今に伝える歴史文化遺産が数多く残っています。



写真 東郷平八郎が宗像大社に奉納した旗艦「三笠」の羅針儀

○重工業の発展と炭鉱開発

石炭産業は近代産業として発展した製鉄業などの重工業を永年にわたって支えました。明治時代以降、宗像市でも日本最大の産炭地筑豊炭田と同じように炭鉱開発が行われました。宗像市における炭鉱の歴史は江戸時代までさかのぼります。19世紀前半の天保年間には池田地区で石炭を産出していたようです。明治時代になると朝町・吉武地区に炭鉱の記録があり、さらに戦時中には田島・河東・徳重地区でも炭鉱が開かれました。宗像市における炭鉱開発は戦後、エネルギーの主役が石油になるまで続けられ、戦後も土穴・大井・須恵地区で石炭を産出していました。昭和30年代後半までは鹿児島本線赤間駅や東郷駅構内で石炭の積み込みや坑木が山積みされ、池田炭鉱から赤間駅までは石炭を空中ケーブルで搬送する光景が見られました。

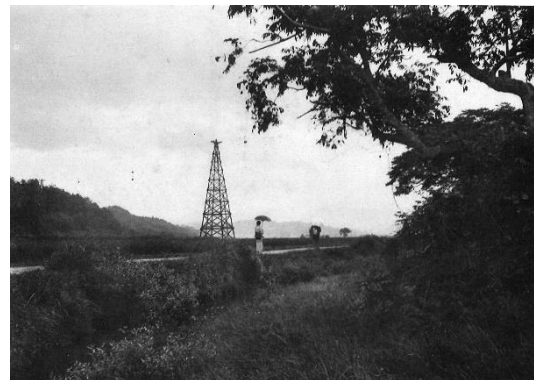


写真 池田炭鉱と赤間駅を結んでいた空中ケーブル

○日中戦争・太平洋戦争の中の宗像

昭和に入ると日本は国外に権利と利益を求め中国大陸へ進出し、昭和12年（1937）に中国との間で戦争が起こり（日中戦争）、その後、昭和16年（1941）には真珠湾攻撃を契機にアメリカやイギリスとの間で太平洋戦争が始まりました。この頃、宗像市からも多くの人々が兵士として中国大陸や東南アジア各地の戦場に送り込まれ、多くの市民が犠牲になりました。市内で目にする慰霊碑や忠魂碑などは、戦争の記憶を今に伝えるものです。



写真 大島砲台(下関要塞)

また、宗像市内を見ると、大島と沖ノ島の下関要塞の一部では、それぞれに砲台が建設され、戦争末期になると、本土決戦に備え多くの陣地などがつくられ、その建設作業には国民学校の生徒も携わりました。それらの施設の一部は発掘調査でも確認されています。

(6) 現代（第二次世界大戦後～現在）

○出光興産創始者^{いでみつさぶろう}出光佐三と宗像市

出光佐三氏は自国資本最大の石油企業、出光興産の創始者です。宗像市出身で、宗像大社の復興や福岡教育大学の誘致、市内各地の公民館や学校施設の建設など戦後の宗像の教育・文化の向上に多大な功績を残した人物です。特に宗像大社には、畏敬の念が篤く、昭和17年（1942）には「宗像^{むなかた}神社復興期成会」を結成し、神社の復興に献身的な努力を重ねます。復興期成会は永年に渡り『宗像神社史』の編さんや、沖ノ島の発掘調査とそれに伴う報告書『沖ノ島』『続沖ノ島』『宗像沖ノ島』刊行を支援し、昭和44（1969）年から46（1971）年にかけての辺津宮本殿・拝殿の修理や境内整備に見られる「昭和の大造営」では物心両面から事業を支えました。また、氏は沖ノ島の出土品をはじめ、宗像大社伝来の神宝を収蔵するため、昭和34年（1959）に「社宝収蔵庫」も建設、奉納しています。現在、出光氏が育った白壁と格子窓の家は宿場町の面影をとどめる赤間の街並みの中に、当時のまま残されています。



写真 出光佐三



写真 旧出光家住宅(国登録文化財)

○高度経済成長と団地開発

戦後、朝鮮戦争による特需景気をきっかけに日本の産業は著しく発展し（高度経済成長）これに伴い多くの労働力が必要になりました。この頃、宗像市では近隣の北九州の工業地帯の影響を受け、日の里地区や自由ヶ丘地区などに大規模な団地が次々に造成されました。日の里団地は昭和40年（1965）に日本住宅公団の土地区画整理事業で開発されたもの



写真 開発中の日の里団地(昭和46年頃)

で、その面積は217.6ha、福岡ドーム約300個分と、当時としては九州最大規模でした。日の里団地は駅に近かったこともあり、多くの市民が移り住み、「日の里まつり」などさまざまな文化も生まれ、まちは活気にあふれました。まち開きから50年が経ち、現在、団地の老朽化や住民の高齢化などさまざまな課題に直面していますが、団地再生に向け、新たな交流拠点の整備をはじめ、住民・企業・行政が一体となって課題解決に取り組んでいます。

第2章 宗像市の歴史文化遺産

宗像市の歴史文化遺産は、宗像市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべきものです。これらは日々の暮らしの中に根付き、文化財保護法に規定された文化財の種類の枠を超えて多様な形態や性質を持って存在しています。

地域計画の作成に際しては、宗像市の歴史文化遺産を抽出するため、これまでの調査研究事績の整理及び現地調査を行いました。過去の調査研究の整理にあたっては、文化財保護法に規定されている類型に加え、行政以外の調査研究についても可能な限り目を通し、宗像市の歴史文化遺産と考えられるものについて拾い上げ、地域計画作成に伴う現地調査によってこれらの確認等を行いました。そして、それらの成果から宗像市の歴史文化遺産を「ばしょ・もの・こと・ひと」の視点で整理し、宗像市の歴史文化遺産を顕在化させました。

1. 歴史文化遺産に関する調査研究

宗像市の歴史文化遺産の調査研究に関する資料は、古くから散見します。以下に、特筆すべき調査研究について時代を追って整理します。

(1) 江戸時代

江戸時代には儒学者の貝原益軒かいぼらえきけんが編さんした『筑前国続風土記』をはじめとする地誌に、神社や寺院、歴史や文化、人物などの記事が見られ、これらは当時の宗像市における歴史文化遺産の状況を窺い知ることのできる資料として貴重です。

(2) 明治時代

明治時代には、陸軍省が各府県に全国地理図誌の編集を命じ、福岡県では『福岡県地理全誌』が作成されました。江戸時代の地誌を踏襲しつつ、新たに当時の地理や人口、産業や物産の記載が見られます。

(3) 大正時代

大正時代になり、史蹟名勝天然記念物保存法が施行（大正8年（1919））されると福岡県内務部学務課の嘱託職員や調査員によって福岡県内の埋蔵文化財をはじめとする歴史文化遺産の調査研究が行われました。大正14年（1925）～昭和19年（1944）にかけて刊行された『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』には色定法師坐像（県指定）や一筆一切経（国指定）などの調査研究が見られます。

(4) 昭和時代（文化財専門職員配置以前）

宗像市においては、戦前の地域の研究者による調査研究を見逃すことはできません。福岡県立宗像高等女学校教員の田中幸夫^{たなかゆきお}は、教鞭を執りながら、遺跡や遺物の調査研究を精力的に行い、数多くの論文を残しました。また、多くの自治体史の刊行に携わった宗像市出身の伊東尾四郎^{いとうおしろう}は宗像郡誌を編さんし、昭和 19 年（1944）に刊行しました。

昭和 17 年（1942）に出光佐三氏によって結成された「宗像神社復興期成会」は、宗像神社史の編纂や沖ノ島の発掘調査支援を行った組織です。これらの調査研究には多くの専門家が参加し、『宗像神社史』や沖ノ島の調査に関する報告書（『沖ノ島』（昭和 33 年（1958）発行）・『続沖ノ島』（昭和 36 年（1961）発行）・『宗像沖ノ島』（昭和 54 年（1979）発行））が刊行されています。

宗像市に文化財専門職員が配置されたのは、旧宗像市では、昭和 56（1981）年、旧玄海町は平成 2（1990）年のことです（旧大島村は平成 17（2005）年の市町村合併まで配置なし）。昭和 28 年（1953）に福岡県に文化課文化財保護係が設置されて以降、文化財専門職員の設置まで、宗像市の歴史文化遺産の調査研究は主に福岡県が担っていました。埋蔵文化財においては、この頃、遺跡等分布地図が作成され、現在の埋蔵文化財保護行政の基礎となっています。また、昭和 30 年代後半の高度経済成長期における大規模団地造成の際には、福岡県を中心に、大学や地元有志らからなる調査会や調査団が組織され、埋蔵文化財の発掘調査を行い、なかでも、福岡教育大学の波多野^{はたの}暁三^{けんぞう}と歴史研究部考古学班は、日の里団地の開発に伴う東郷遺跡群など数多く宗像市内の発掘調査を手掛け、その成果は、調査報告書や同氏の著作『筑紫史論』に収められています。

(5) 現在（文化財専門職員配置以降）

上記における文化財専門職員配置以降、宗像市では、福岡県や文化財保護審議会委員をはじめとする専門家などの協力を得ながら宗像市が主体となり、様々な歴史文化遺産の調査研究を進めています。

1) 埋蔵文化財

令和 3 年（2021）3 月 31 日現在、593 地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認しています。これまでに宗像市が行った埋蔵文化財の発掘調査件数は 300 件以上を数えます。

2) 総合調査

福岡県の依頼により実施した総合調査で、近年では、「福岡県中近世城館遺跡等詳細分布調査」（平成 24（2012）～28（2016）年度）、「福岡県近代和風建築総合調査」

(平成 27 年度 (2015) ~29 (2017) 年度)、「福岡県戦争遺跡調査」(平成 29 (2017) 年~令和元 (2019) 年度)があり、様々な成果を上げています。

3) 市町村史誌

昭和の後半から平成のはじめにかけ、合併前の各市町村では、それぞれの視点で市町村史誌の編さんに取り組みました。これらに際しては、専門家だけでなく、地域の研究者である安川浄生やすかわじょうせいや吉武謹一よしたけきんいちも執筆に携わりながら事業が進められ、地域に根ざした市町村史誌が編さんされました。

また、現在は合併後市制 10 周年を機に、新修宗像市史編さんに取り組んでいます。

4) その他の調査研究

旧宗像市では、平成 13 (2001) ~15 (2003) 年度に一部の地域で石造物に刻まれた金石文きんせきぶんの調査を実施し、調査票を作成しました。また、漁労具や農具などの民俗資料の調査や整理を行い、資料カードを作成し、建造物等の文化財指定の際には専門家の協力のもと個別に対象となる歴史文化遺産の調査を行い、調書や報告書を作成しています。

そのほか、歴史文化遺産の調査研究は行政だけでなく、地域の研究者や団体等によっても数多く実施されており、その成果は報告書や書籍等で確認することができます。

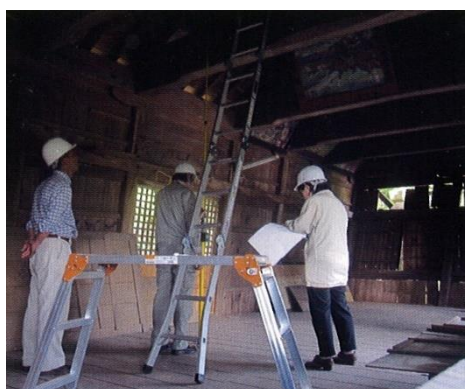


写真 建造物調査の様子

2. 地域計画の作成に伴う現地調査

地域計画の作成に際しては、宗像市の歴史文化遺産に関する資料の収集や調査等の整理で把握した歴史文化遺産の現地確認やこれまで未把握だった歴史文化遺産を発見するための現地調査を実施しました。調査は、予め都市計画図や住宅地図などを参考に所在状況を確認した上で写真撮影や調査票の作成を行いました。



写真 現地調査の様子



写真 整理作業の様子

3. 宗像市の歴史文化遺産の調査研究状況

これまでの宗像市の歴史文化遺産の調査研究状況を類型ごとにまとめたものは以下のとおりになります。

表 歴史文化遺産の調査研究状況

ば し ょ	自然・地理	自然・地理環境は新修宗像市史編さん事業に伴い悉皆調査を実施している。 景観は「宗像市景観まちづくりプラン」において調査を実施している。 信仰空間は部分的に把握している。
	生活・信仰空間	
	遺跡	市町村合併後に分布地図の作成を行い、発掘調査を実施している。
も の	建造物	近代和風建築総合調査などの総合調査および、新修宗像市史編さん事業に伴い、専門家による調査を実施している。
	工作物	地域計画の作成に伴い総合調査を実施している。
	美術工芸品	旧宗像市では、宗像市史編さん時に総合調査および専門家による調査を実施しているが、追跡、追加調査が必要。 旧玄海町、旧大島村では、新修宗像市史編さん事業に伴い、現在、専門家による個別調査を実施しているが、総合調査は未実施。
	歴史資料	
	道具	
	生物	自然環境調査や新修宗像市史編さん事業で部分的に調査が行われているものの、総合調査は未実施。
	考古資料	発掘調査で出土した遺物は報告書作成時に調査を行っている。
じ ゆ	衣食住	旧宗像市では、宗像市史編さん時に総合調査を実施しているが、追跡、追加調査が必要。 旧玄海町、旧大島村では、新修宗像市史編さん事業に伴い、現在、専門家による個別調査を実施しているが、総合調査は未実施。
	生業・産業	
	信仰	
	年中行事	
	伝承・説話	行政主体による総合調査は未実施。
つ ゆ	偉人	明治以前の人物は、宗像郡誌などにより把握している。
	関わる人々	地域計画の作成に伴い把握を行った。
	技術	総合調査は未実施。
	記憶・方言	旧宗像市では、宗像市史編さん時に悉皆調査を実施しているが、追跡、追加調査が必要。 旧玄海町、旧大島村の総合調査は未実施。

また、コミュニティごとの歴史文化遺産の調査研究状況は以下のとおりです。

表 コミュニティ別歴史文化遺産調査研究状況

類型	地区	調査研究状況											
		吉武	赤間	赤間西	自由ヶ丘	河東	南郷	東郷	日の里	玄海	池野	岬	大島
自然・地理	自然・地理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	生活空間	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	信仰空間	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	遺跡	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
建造物	建造物	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	構造物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美術工芸品	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△
	歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	道具	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	生物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	考古資料	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
衣食住	衣食住	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	生業・産業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	年中行事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伝承・説話	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
偉人	偉人	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	技術	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	記憶・方言	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

凡例

- ◎ 悉皆調査＋悉皆調査に基づく専門家による調査を行っているもの
- 悉皆調査または専門家による部分的な調査を行っているもの
- △ 部分的な把握を行っているもの

4. 宗像市の歴史文化遺産の概要

地域計画では宗像市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべきものを歴史文化遺産と定義し、これらを計画の対象としています。

ここでは、宗像市の歴史文化遺産を再認識するため、本章の「1. 歴史文化遺産に関する資料や調査研究の整理」と「2. 現地調査」で把握した歴史文化遺産を「ばしょ・もの・こと・ひと」の視点で整理しました。

図 歴史文化遺産のイメージ

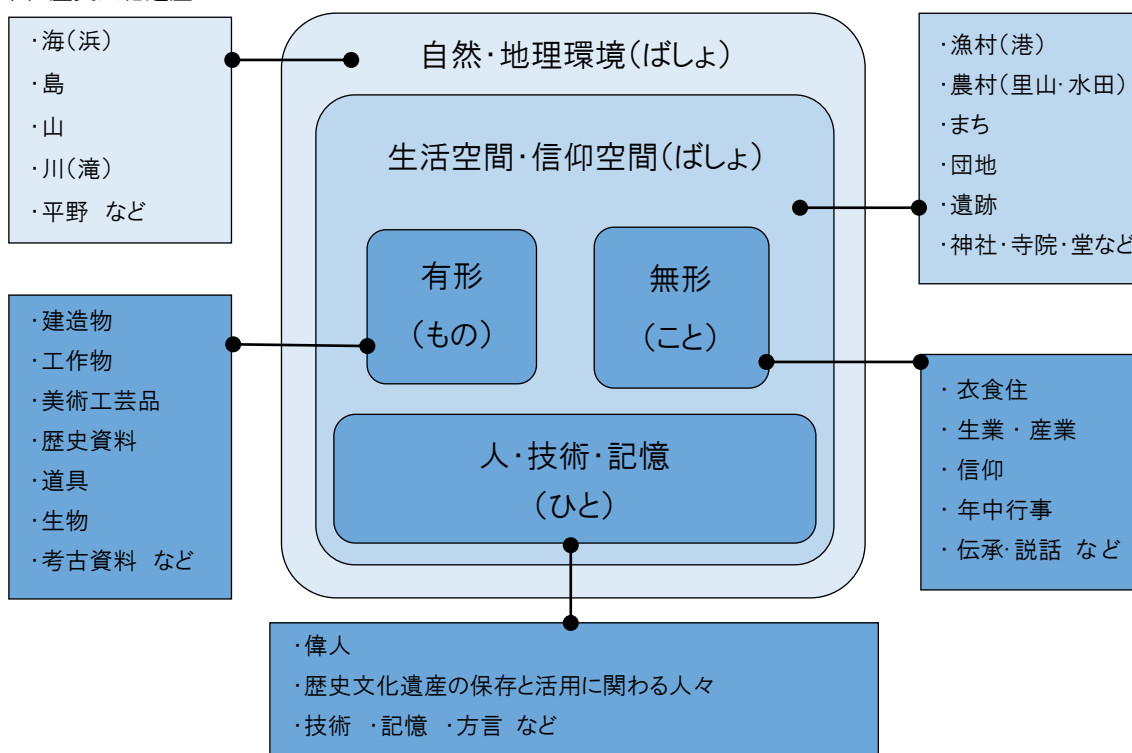


表 歴史文化遺産の数

(令和3年2月10日現在)

地区 類型	地区											
	吉武	赤間	赤間西	自由ヶ丘	河東	南郷	東郷	日の里	玄海	池野	岬	大島
ばしょ	自然・地理 57											
	50	47	20	1	30	55	31	6	121	49	41	29
もの	植物：1330 動物：1582											
	186	249	54	0	206	370	264	14	268	94	93	32
こと	郷土食：5 生業：5											
	29	26	5	0	16	19	29	1	35	6	15	29
ひと	技術：4											
	11	14	6	0	15	31	7	1	46	14	18	1

※地区毎の記載がないものは広域に存在するもの

(1) ばしょ

自然環境や生活空間は「もの」や「こと」などといった歴史文化遺産が置かれて場所も一体となって捉えることで、それぞれの魅力や価値を高め、理解をさらに深めることができます。

「ばしょ」は原則として、地図上に表すことのできる空間を指します。文化財保護法における文化財の類型では、文化的景観、伝統的建造物群、記念物のうち遺跡、名勝地、地質鉱物を指します。

1) 自然・地理環境

宗像市固有の自然や地理環境は、都市空間や伝統文化など歴史文化財を取り巻く環境であるとともに、人の営みの土台でもあり歴史文化遺産の基礎と言えます。これらは、時に景色として私たちの目を楽しませてくれます。

自然・地理環境

海（浜） 島 山 川（滝） 平野 など

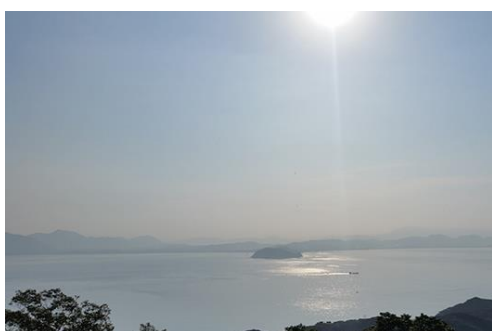


写真 海（玄界灘）



写真 浜（江口海岸）



写真 島（大島）



写真 川（釣川）



写真 山（四塚）



写真 平野（釣川流域の平野）

2) 生活・信仰空間

生活空間や神社や信仰空間は、人の営みによって形成されてきた空間であり、それらは時として自然や地理環境、人々の活動と一体となって景観として視覚的に現れます。

○生活空間

宗像市では、豊かでさまざまな自然環境に適合し、その時代の社会環境を映し出した多様な生活空間を見ることができます。

生活空間	<input type="checkbox"/> 漁村	<input type="checkbox"/> 農村	<input type="checkbox"/> まち	<input type="checkbox"/> 団地
------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------



写真 漁村（地島）



写真 農村（吉武）



写真 まち（赤間）



写真 団地（日の里）

○信仰空間

市内ではさまざまな場所で信仰空間を目にします。

信仰空間 □神社 □寺院 □堂 □祠 など

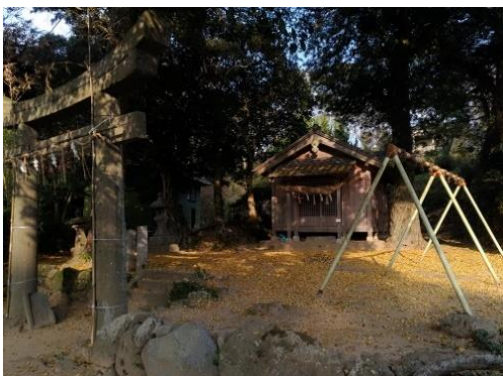


写真 神社（貴船宮 久原）



写真 寺院（増福院 山田）



写真 堂（梅谷寺観音堂 村山田）



写真 祠

○遺跡

古墳や住居などの遺跡は人の営みによって形成されたもので、空間として広がりをもっています

遺跡 □集落 □城館 □官衙 □社寺 □古墳（墳墓） □祭祀 □生産 など



写真 集落遺跡（光岡辻ノ園遺跡）



写真 古墳（大井下ノ原遺跡）

(2) もの

「もの」は形のあるもっともわかりやすい歴史文化遺産です。文化財保護法における文化財の類型では、有形文化財のうち建造物・美術工芸品、民俗文化財のうち有形の民俗文化財、記念物のうち動物・植物、埋蔵文化財を指します。

○建造物

生活空間や信仰空間には、今もなお歴史を物語る数多くの建造物があります。

建造物	
生活空間	<input type="checkbox"/> 住宅（農業住宅・漁業住宅・町屋・都市住宅など） <input type="checkbox"/> 公共（公民館・旧役場など） <input type="checkbox"/> 産業（醸造建物・旅館など） など
信仰空間	<input type="checkbox"/> 神社（本殿・拝殿など） <input type="checkbox"/> 寺院（本堂など） <input type="checkbox"/> 堂 など



写真 住宅（農業住宅）



写真 住宅（町家）



写真 産業（酒造建物）



写真 神社（本殿）



写真 寺院（本堂）



写真 堂

○工作物

交通や生業に関する工作物は長らく人々の暮らしを支えてきました。また、信仰に関する石造物や各種事業や顕彰に関する記念碑などは、これらを建設した人々の思いを伺い知ることができるものです。

工作物	
生活に関するもの	□交通（道路・橋・鉄道など）□産業（波止・用水路・溜池など）など
信仰に関するもの	□石造物（鳥居・狛犬・灯籠・五輪塔・地蔵・祠・庚申塔など）など
その他	□群境石 □顕彰・教育・産業・行政などに関する記念碑など



写真 交通（鉄道）

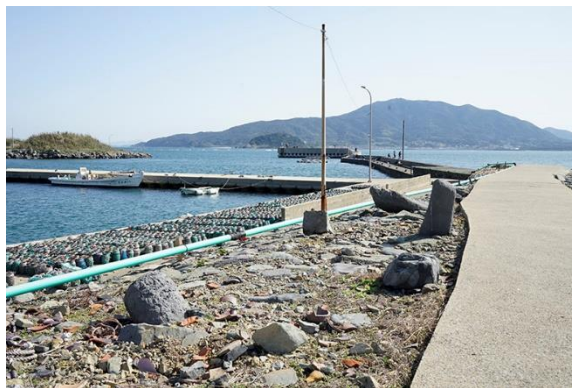


写真 産業（波止）



写真 石造物（鳥居）



写真 石造物（狛犬）



写真 石造物（庚申塔）



写真 石造物（五輪塔）



写真 石造物（地蔵）



写真 記念碑

○美術工芸品

神社や寺院、宗像四国東部西部霊場などの堂には、仏像・仏教絵画・経典など信仰に関するものがあります。また、神社や寺院には奉納された刀や甲冑などの工芸品があり、これらは今日まで長らく伝えられてきました。また、旧家の蔵などには、歴史上、芸術上、学術上価値の高い「もの」が残されていることがあります。

美術工芸品	<input type="checkbox"/> 絵画（絵馬・仏教絵画など） <input type="checkbox"/> 彫刻（扁額・仏像・神像など） <input type="checkbox"/> 工芸品（刀・甲冑など） <input type="checkbox"/> 書跡・典籍（経典など） など
-------	---



写真 絵画（絵馬）



写真 彫刻（仏像）

○歴史資料

記念碑などに刻まれた文字は、いわゆる金石文と呼ばれています。また、神社や寺院には、祭礼などに関する文書、地域や古くから続く旧家にも文書が残されている場合があります。そのほか、写真や映像も文書と同じように当時の記録を今に伝えるものです。

歴史資料	<input type="checkbox"/> 金石文（記念碑の文字など） <input type="checkbox"/> 文書（区有文書など） <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 映像など
------	--



写真 歴史資料（祭礼帳）

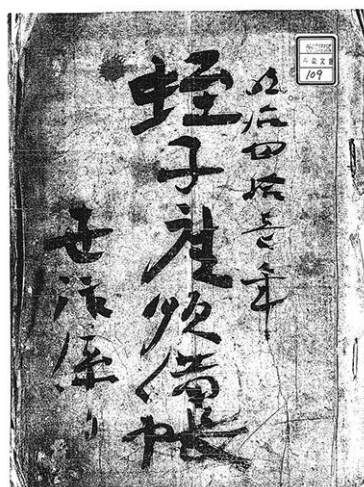


写真 歴史資料（区有文書）

○道具

祭礼で使用される道具のほか、生業で使用される専門的な道具や、日常生活で長い間使われ続けてきた道具などがあり、これらには知恵や工夫が詰まっています。

道具	□祭礼具（神輿など） □生活具 □生業具（漁具・農具・醸造具など） など
----	--------------------------------------

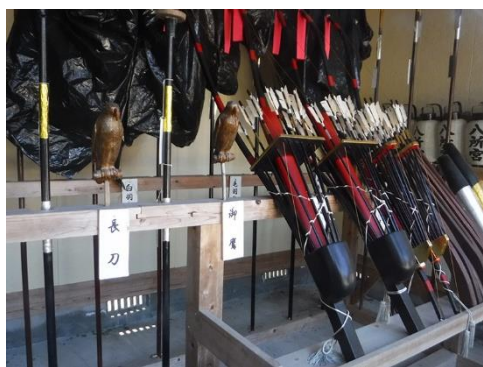


写真 祭礼具（八所宮大名行列）



写真 生業具（漁具）



写真 生業具（農具）



写真 生業具（船大工道具）

○生物

宗像市には、地域固有の地形や気候などの自然環境を反映した多様な生物が生息しています。これらの生物の中には、里山にみられる動植物や神社や寺院の樹木のように人との関わり合いの中で維持されているものもあります。

生物	□動物 □植物
----	---------

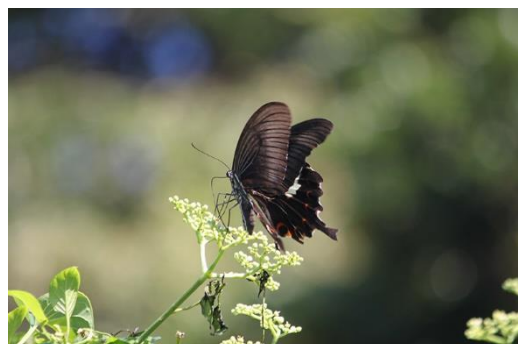


写真 動物（モンキチョウ）



写真 植物（オオタニワタリ）

○考古資料

遺跡から見つかる考古資料は、人との関わりが無くなってしまっていますが、これらも宗像市の歴史を物語る物証です。

考古資料 □土器 □石器 □金属器 など



写真 土器



写真 石器

(3) こと

生活空間や信仰空間で行われる、人の営みによって生まれた形として現れないものです。「こと」には「ひと」が関わり、「ばしょ」で行われ、「もの」を使用したりすることで生まれ、また、「もの」を生み出すこともあります。また、単独でも「こと」として成り立つものもあります。文化財保護法における文化財の類型では、技術を除く無形文化財、民俗文化財のうち無形の民俗文化財を含みます。

○衣食住

暮らしていくことは衣食住から成り立ちます。何気ない日々の暮らしの中は、宗像市の歴史・社会・自然を反映したものもあります。今でも慶事や神事のあとに食される郷土食の鶏のすきやきは養鶏が盛んだった頃の歴史を物語るものです。



写真 鶏すき (鶏のすきやき)



写真 うさば
(ホシザメを干シタレに漬け込んだもの)

○生業

宗像市には、漁業や農業、醸造業など、自然・地理環境を反映した伝統に基づく生業があります。これらは技術革新によって機械化が図られ、日々進歩しています。



写真 漁業



写真 農業

○信仰

神社や寺院、宗像四国霊場の堂や道沿いの祠などの信仰の場では、清掃活動や信仰対象に花や水を手向けるなど、神や仏などへの日々の信仰が具現化していることもあります。また、神社をみると、江戸時代から昭和時代には、講や同行といった信仰を共にする仲間や組織によって絵馬などが奉納されており、当時の信仰の篤さを伺い知ることができます。



写真 お供え物が供えられた地蔵



写真 宗像大社中津宮の祭り

○年中行事

宗像市では、季節ごとに市内のあらゆる場所で信仰に基づくさまざまな年中行事を目にします。神社では、宮座・山笠・御神幸祭など、寺院では花まつりなど、さらに地域では盆踊りなどが執り行われています。また、私たちの生活に身近な正月・節分・ひな祭り・七夕などの年中行事も信仰に基づくものです。



写真 田熊山笠



写真 宗像大社中津宮七夕祭り



写真 盆踊り（鐘崎浜ノ上）



写真 御神幸祭（冨地原愛宕神社）

○伝承・説話

宗像市には、歴史・社会・自然にまつわる人々の間で言い伝えられてきた伝承や語り継がれてきた説話などの物語があります。

(4) ひと

宗像市の長い歴史の中で活躍した人物だけでなく、歴史文化遺産の保存と活用を支える人々や、それに伴う技術も歴史文化遺産です。さらには、人々の記憶や方言も歴史文化遺産と言えます。文化財保護法における文化財の類型では、無形文化財の工芸技術や民俗文化財の民俗技術、文化財の保存技術を指します。

○偉人

宗像市は、産業や教育をはじめとする地域の発展に貢献した多くの人物を輩出しました。



写真 出光佐三



写真 早川勇

○歴史文化遺産の保存と活用に関わる人々

歴史文化遺産の保存と活用には、作り手・担い手・語り部など多くの人が関わっています。また、地域のボランティアや団体も関わる人々と言えます。



写真 地域の歴史ウォーキング



写真 体験学習の指導

○技術

漁業・農業・醸造業などの生業に関わる技術や、信仰や年中行事に関わる注連縄づくりなどの技術は、これらの継承のために欠かせない技術です。



写真 注連縄づくり

○記憶・方言

宗像市の歴史・社会・自然を反映した人々の記憶や方言などの言葉も歴史文化遺産です。

5. 文化財保護法等による指定等文化財

宗像市には上記に示してきたとおり、地域固有の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき多様な歴史文化遺産があります。これまでの調査研究によって価値が明らかになったものの中で、令和3（2021）年3月31日現在、76件（国指定17件（うち国宝1件・重要文化財16件）・県指定21件・市指定33件・国登録4件・国選択1件）が文化財保護法や条例に基づき規定された文化財の類型ごとに指定や登録などがなされ保護されています（以下「指定等文化財」と言う。）。

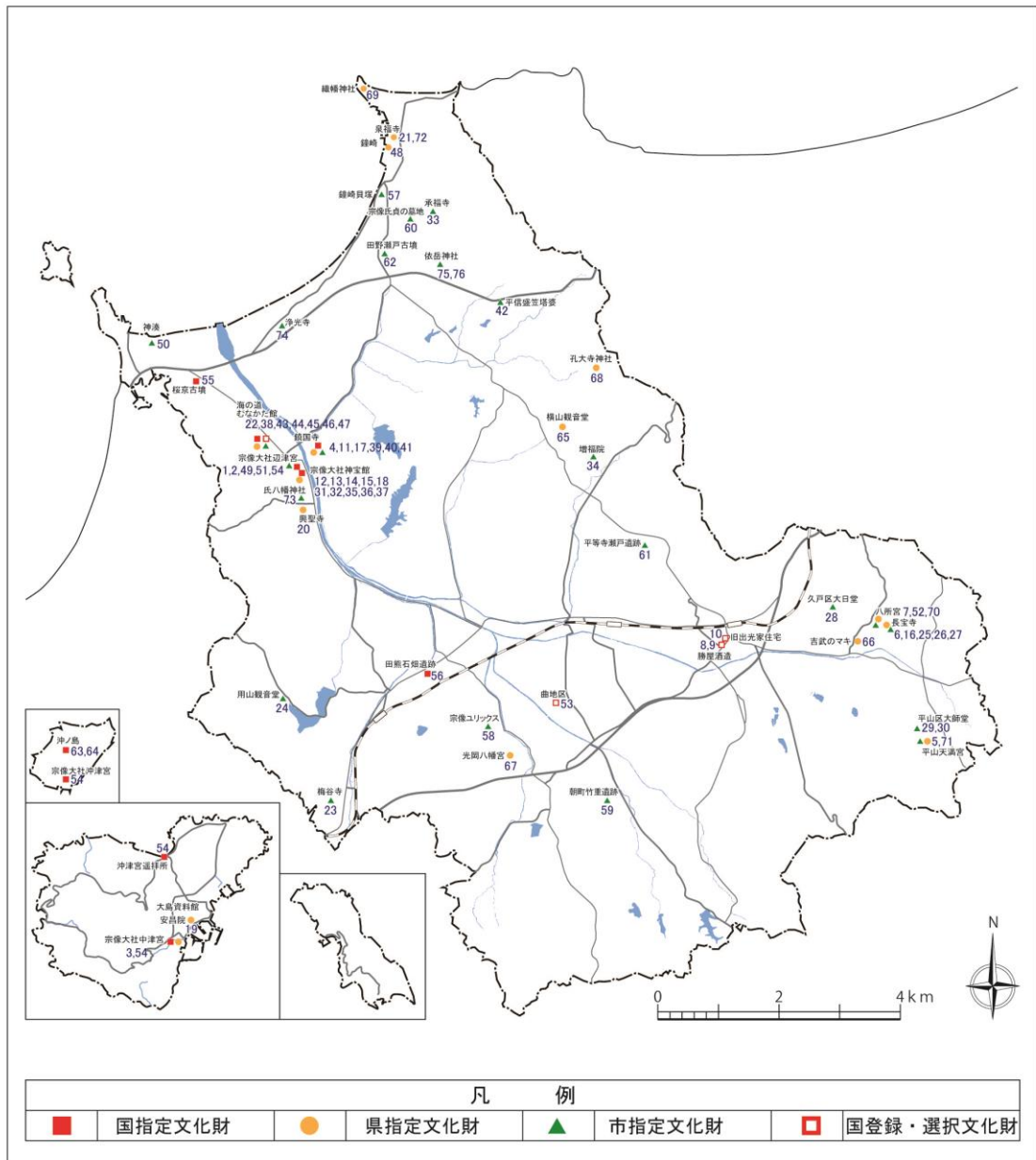
宗像市における指定等文化財は有形文化財や天然記念物は比較的多い一方、無形文化財や民俗文化財の指定等は少なく、景観やまちなみに関連深い文化的景観や伝統的建造物群については選定を受けていません。また、宗像市における指定等文化財の所有者の多くは、神社や寺院です。

表 指定文化財件数(令和3年3月1日現在)

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	国選択	国選定	県選定	合計
有形文化財	建造物	2	1	4	3	-※1	-	-	10
	絵画	0	1	1	0	-	-	-	2
	彫刻	3	4	8	0	-	-	-	15
	工芸品	1	2	0	0	-	-	-	3
	書跡	1	0	2	0	-	-	-	3
	古文書	1	0	0	0	-	-	-	1
	考古資料	4	3	1	0	-	-	-	8
	歴史資料	0	0	2	0	-	-	-	2
無形文化財		0	0	0	-	0	-	-	0
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	1	1	-	-	-	3
	無形民俗文化財	0	1	4	-	1	-	-	6
記念物	遺跡	3	0	6	-	-	-	-	9
	名勝地	0	0	0	-	-	-	-	0
	動物・植物・鉱物等	2	8	4	-	-	-	-	14
文化的景観		-	-	-	-	-	0	-	0
伝統的建造物群		-	-	-	-	-	0	-	0
文化財の保存技術		-	-	-	-	-	0	0	0
合計		17	21	33	4	1	0	0	76

※1 表中の「-」は制度上存在しないもの

図 指定等文化財の位置



※図中の番号は一覧の図番号と一致

(1) 有形文化財

1) 建造物

表 有形文化財(建造物)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■国指定(重要文化財)				
1	建造物	宗像神社辺津宮本殿附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治40年5月27日
2	建造物	宗像神社辺津宮拝殿附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治40年5月27日
■県指定				
3	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和47年4月15日
■市指定				
4	建造物	鎮国寺本堂	鎮国寺/宗像市吉田	昭和49年3月30日
5	建造物	平山天満宮本殿	平山天満宮/宗像市吉留	平成25年5月22日
6	建造物	長福寺(長宝寺)観音堂	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成3年2月27日
7	建造物	八所宮本殿及び拝殿	八所宮/宗像市吉留	平成28年10月14日
■国登録				
8	建造物	勝屋酒造煙突	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
9	建造物	勝屋酒造店舗兼主屋	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
10	建造物	旧出光家住宅主屋	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日



写真 国指定文化財(重要文化財)
宗像神社辺津宮本殿(奥)拝殿(手前)



写真 県指定文化財 宗像大社中津宮本殿



写真 市指定文化財 鎮国寺本堂



写真 市指定文化財 八所宮本殿及び拝殿

2) 絵画・彫刻・工芸品

表 有形文化財(絵画・彫刻・工芸品)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(重要文化財)				
11	彫刻	木造不動明王立像	鎮国寺/宗像市吉田	明治 37 年 2 月 18 日
12	彫刻	木造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
13	彫刻	石造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
14	工芸	藍韋威肩白胴丸	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 32 年 2 月 19 日
■県指定				
15	絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日
16	彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	昭和 46 年 6 月 15 日
17	彫刻	宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 47 年 4 月 15 日
18	彫刻	木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日
19	彫刻	銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成 24 年 3 月 26 日
20	工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和 32 年 12 月 20 日
21	工芸	梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和 34 年 3 月 30 日
■市指定				
22	絵画	黒田二十四騎久野家隊列図	海の道むなかた館/宗像市深田	昭和 62 年 4 月 17 日
23	彫刻	千手観音立像	梅谷寺/宗像市村山田	昭和 62 年 4 月 17 日
24	彫刻	用山の阿弥陀如来坐像	用山観音堂/宗像市用山	昭和 63 年 10 月 12 日
25	彫刻	木造不動明王像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日
26	彫刻	木造天王像 甲・乙	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日
27	彫刻	木造大威徳明王像	八所神社長宝寺観音堂/宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日
28	彫刻	木造大日如来像	久戸区大日堂/宗像市武丸	平成 3 年 11 月 20 日
29	彫刻	平山の阿弥陀如来立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成 13 年 6 月 1 日
30	彫刻	平山の天部形立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成 13 年 6 月 1 日



写真 国指定(重要文化財)
木造不動明王立像/鎮国寺



写真 県指定文化財
木造十一面観音立像/長宝寺



写真 市指定文化財
千手観音立像/梅谷寺

3) 書跡・古文書

表 有形文化財(書跡・古文書)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(重要文化財)				
31	書跡	色定法師一筆一切経	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 33 年 2 月 8 日
32	古文書	宗像神社文書 附宗像神社記録 附宗像社家文書惣目録	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 53 年 6 月 15 日
■市指定				
33	書跡	承福寺文書	承福寺/宗像市上八	昭和 49 年 10 月 19 日
34	書跡	増福院文書	増福院/宗像市山田	昭和 62 年 4 月 17 日

4) 考古資料・歴史資料

表 有形文化財(考古資料・歴史資料)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(国宝)				
35	考古資料	福岡県宗像大社沖津宮 祭祀遺跡出土品 福岡県宗像大社伝沖津宮 祭祀遺跡出土品	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 37 年 6 月 21 日
■国指定(重要文化財)				
36	考古資料	経石	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 39 年 4 月 14 日
37	考古資料	滑石製経筒	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 14 年 9 月 8 日
38	考古資料	福岡県田熊石畑遺跡出土品	海の道むなかた館/宗像市深田	平成 26 年 8 月 21 日
■県指定				
39	考古資料	銅製経筒	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 32 年 8 月 13 日
40	考古資料	阿弥陀如来坐像板碑	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 33 年 4 月 3 日
41	考古資料	線刻釈迦如来石仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 34 年 3 月 31 日
■市指定				
42	考古資料	平信盛笠塔婆	宗像市池田	昭和 49 年 3 月 30 日
43	歴史資料	大図(土地字図)	海の道むなかた館/宗像市深田	平成 16 年 3 月 25 日
44	歴史資料	王丸八幡神社棟札	海の道むなかた館/宗像市深田	平成 29 年 8 月 17 日



写真 国指定文化財(重要文化財)
色定法師一筆一切経



写真 国指定文化財(重要文化財)
滑石製経筒

(2) 民俗文化財

1) 有形民俗文化財

表 民俗文化財(有形民俗文化財)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■県指定				
45	有形民俗	海女の用具	海の道むなかた館/宗像市深田	昭和36年1月14日
■市指定				
46	有形民俗	王丸八幡神社宮座行事関係資料	海の道むなかた館/宗像市深田	平成29年8月17日
■国登録				
47	有形民俗	玄界灘の漁撈用具及び船大工用具	海の道むなかた館/宗像市深田	平成22年3月11日

2) 無形民俗文化財

表 民俗文化財(無形民俗文化財)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定等年月日
■県指定				
48	無形民俗	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成3年11月15日
■市指定				
49	無形民俗	主基地方風俗舞	宗像大社/宗像市田島	昭和53年7月12日
50	無形民俗	神湊盆踊り	神湊盆踊保存会/宗像市神湊	平成2年3月31日
51	無形民俗	宗像大社みあれ祭	宗像大社海洋神事奉賛会	平成29年8月8日
52	無形民俗	八所宮神幸行事	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会/宗像市吉武地区	平成30年9月28日
■国選択(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)				
53	無形民俗	北部九州の盆綱	福岡県(宗像市では曲地区で実施)	平成31年3月28日



写真 県指定有形民俗文化財
海女の用具



写真 県指定無形民俗文化財 鐘崎盆踊り

(3) 記念物

1) 遺跡

表 記念物(遺跡)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(史跡)				
54	遺跡	宗像神社境内	宗像大社/宗像市田島・大島・沖ノ島	昭和46年4月22日
55	遺跡	桜京古墳	宗像市牟田尻	昭和51年3月31日
56	遺跡	田熊石畑遺跡	田熊石畑遺跡歴史公園/宗像市田熊	平成22年2月22日
■市指定				
57	遺跡	鐘崎(上八)貝塚	宗像市/上八	昭和62年2月1日
58	遺跡	久原澤田古墳群	宗像ユリックス/宗像市久原	昭和63年10月12日
59	遺跡	朝町竹重遺跡	朝町竹重遺跡/宗像市朝町	平成4年6月30日
60	遺跡	宗像氏貞の墓地及び石塔	承福寺/宗像市上八	平成5年3月31日
61	遺跡	平等寺瀬戸古墳	平等寺瀬戸古墳/宗像市平等寺	平成5年4月15日
62	遺跡	田野瀬戸古墳	田野瀬戸古墳/宗像市田野	平成18年3月31日



写真 市指定文化財(遺跡)
平等寺瀬戸古墳



写真 市指定文化財(遺跡)
田野瀬戸古墳

2) 動物・植物・鉱物等

表 記念物(天然記念物)指定等一覧

図番号	種別	名称	所在	指定年月日
■国指定(天然記念物)				
63	植物	沖の島原始林	宗像市沖ノ島	大正 15 年 10 月 20 日
64	動物	カンムリウミスズメ	宗像市沖ノ島等	昭和 50 年 6 月 26 日
■県指定(天然記念物)				
65	植物	横山のクス	宗像市山田	昭和 28 年 7 月 28 日
66	植物	吉武のマキ	宗像市吉留	昭和 28 年 11 月 5 日
67	植物	光岡八幡宮のクス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和 31 年 7 月 28 日
68	植物	孔大寺の大イチョウ	宗像市池田	昭和 31 年 7 月 28 日
69	植物	織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和 32 年 8 月 13 日
70	植物	八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和 41 年 10 月 1 日
71	植物	平山天満宮のクス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和 50 年 8 月 14 日
72	植物	泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成 11 年 3 月 19 日
■市指定(天然記念物)				
73	植物	大楠(田島氏八満神社境内)	氏八満神社/宗像市田島	昭和 49 年 10 月 19 日
74	植物	浄光寺藤の木	浄光寺/宗像市江口	昭和 50 年 8 月 28 日
75	植物	依岳神社バクチの木	依岳神社/宗像市田野	昭和 50 年 8 月 28 日
76	植物	いちょうの木	依岳神社/宗像市田野	昭和 50 年 8 月 28 日

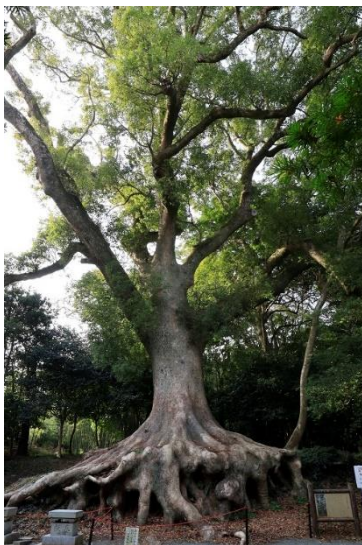


写真 県指定天然記念物(植物)
光岡八幡宮のクス



写真 県指定天然記念物(植物)
織幡神社イヌマキ天然林



写真 市指定天然記念物(植物)
依岳神社バクチの木

6. 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」

世界遺産とは、世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）に基づき、ユネスコの世界遺産リストに記載された世界的に「顕著な普遍的価値」を持つ遺跡、建造物群、モニュメントなどの文化遺産および地形・地質、生態系、自然景観、生物多様性などの自然遺産など、国家や民族を超えて未来世代に引き継いでいくべき人類共通のかけがえのない文化と自然の遺産です。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は平成29年（2017）7月の第41回世界遺産委員会で審議され、世界遺産リストに記載され世界文化遺産になりました。

本資産は8つの構成資産（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩・宗像大社沖津宮こやじま みかどぼしら てんぐいわ おきつみや・遙拝所・宗像大社中津宮・宗像大社辺津宮・新原・奴山古墳群しんげん ぬやま（福津市））で構成され、そのうち本市には7つの構成資産が位置しています。九州本島から約60km離れた沖ノ島と、大島および九州本島に位置する関連遺産群は、古代から現在まで発展し継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の顕著な物証です。沖ノ島には、日本列島、朝鮮半島および中国大陸の諸国間の活発な交流に伴い、4世紀後半から9世紀末まで続いた、航海安全に関わる古代祭祀遺跡が残されています。古代豪族の宗像氏は、神宿る島への信仰から、宗像三女神信仰を育みました。沖ノ島は三女神をまつる宗像大社の一部として、島にまつわる禁忌や遙拝の伝統とともに、今日まで神聖な存在として継承されています。

図 構成資産とそれぞれの関係



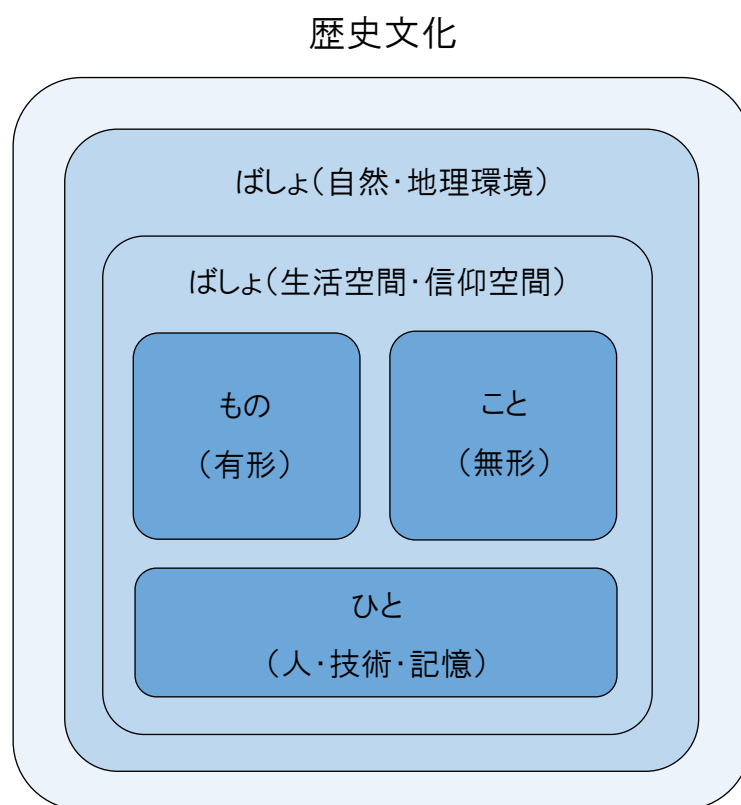
第3章 宗像市の歴史文化の特徴

宗像市の多様な歴史文化遺産を多面的な視点で捉え、価値や魅力を高め、効果的な保存と活用の取組みを考える上では、個々の歴史文化遺産のつながりを理解し、宗像市の歴史文化※の特徴を踏まえることが重要です。

ここでは、第2章において、「ばしょ・もの・こと・ひと」の視点で整理した宗像の歴史文化遺産について、互いの関係性を見出し、宗像市の歴史文化の特徴を導き出しました。宗像の歴史文化は、宗像市の「個性」とも言える存在です。

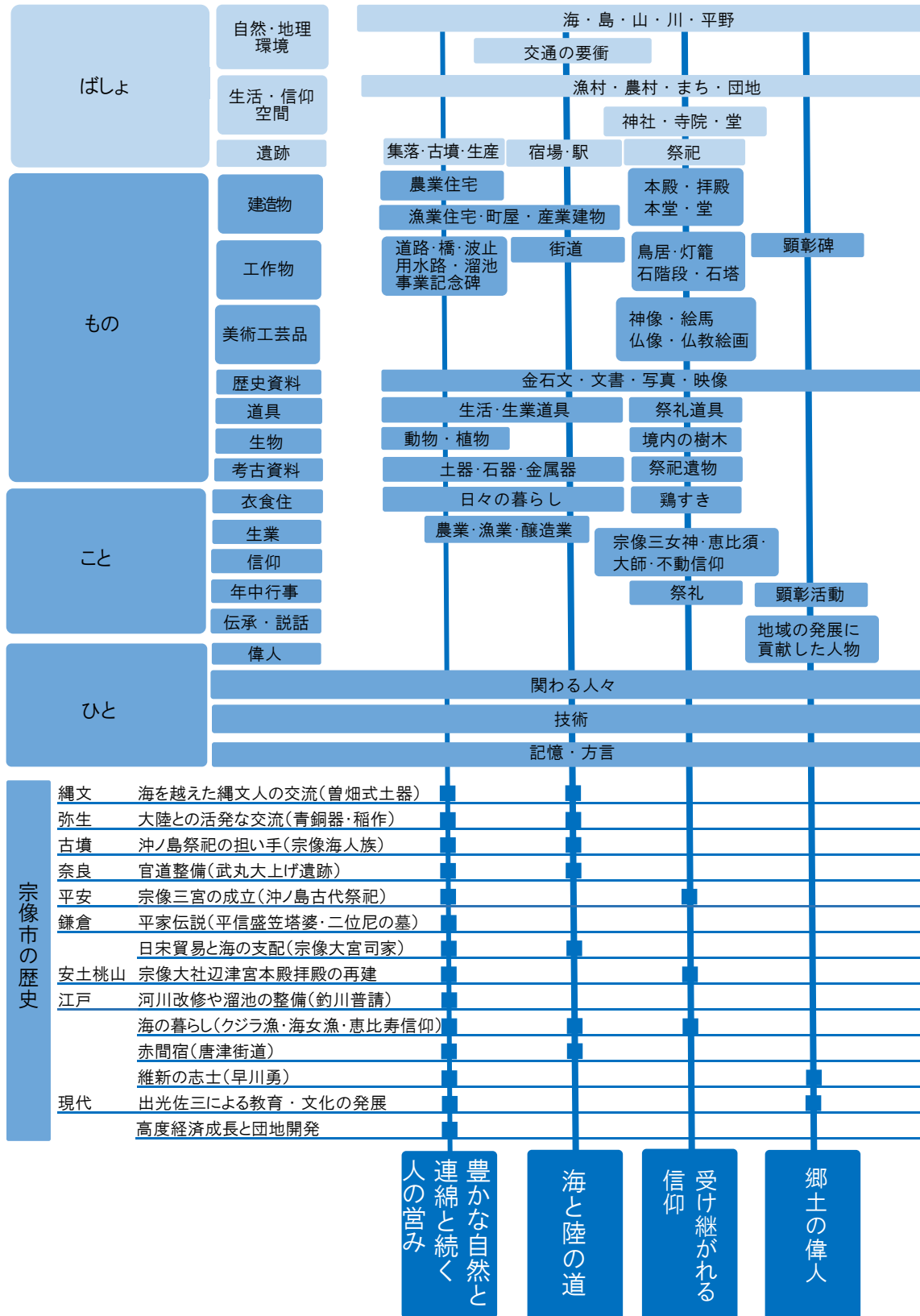
※歴史文化…互いに関係性のある「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」の歴史文化遺産と様々な要素が一体となったもの

図 宗像市の歴史文化の概念



※歴史文化は宗像市の維持向上すべき歴史的風致(第4章4参照)を含む

図 宗像市における歴史文化遺産の関係と歴史文化の特徴



宗像市の歴史文化の特徴

歴史文化の特徴 1：豊かな自然と連綿と続く人の営み

九州本土と離島からなる宗像市には、玄界灘の澄んだ海、緑豊かで季節の移ろいを感じさせる四塚連山などの山々、命の源である釣川とその支流などの豊かな自然があります。長い歴史の中で、宗像の人々は自然に適合し、恩恵を受け、利用しながら連綿と生活を営んできました。遺跡や考古資料、歴史資料などの歴史文化遺産の中には、過去の生活の様子を物語るものがあります。

また、現在まで続く漁業や農業、醸造業などの伝統的な生業や産業も豊かな自然の恩恵を受けて続けられているものです。今日では、豊かな自然を次世代に継承するため、保全や維持管理の活動にも取り組んでいます。

歴史文化の特徴 2：海と陸の道

宗像市は、沿岸部に位置し大陸との距離が近いこともあり、古来より海を介した往来が盛んで、時に大陸からの玄関口としての役割を果たし、弥生時代の稲作伝播や古墳時代から古代におけるヤマト王権の対外交渉、中世の日宋貿易や近世の廻船業などにおいてその一翼を担ってきました。また陸では、古代には都と地方行政機関の大宰府を結ぶ官道が通り、近世には筑前小倉と肥前唐津を結ぶ唐津街道が整備され宿場町がつけられました。このように、宗像市では海や陸の道を介し多くの「ひと」や「もの」の往来によって形成された歴史や歴史文化遺産があり、それらが一体となって歴史文化を形成しています。

歴史文化の特徴 3：受け継がれる信仰

宗像市においては、神社や寺院だけでなく、宗像四国霊場や地域の祠をはじめ、漁村や農村の家々にも神様などを祀る場所があつて、市内のあらゆる所で信仰空間を目にします。また、漁業や農業、醸造業などの生業や産業も信仰と密接に関わっています。これらの場所では、昔の記憶を今に伝えるさまざまな信仰や祭が担い手などの関わる人々によって受け継がれています。世界遺産の宗像大社にまつわる宗像三女神信仰は、宗像市にあるさまざまな信仰の象徴で、沖ノ島に宿る神への信仰にはじまり、約1,600年間守り伝えられてきた信仰です。

歴史文化の特徴 4：郷土の偉人

宗像市は、歴史上の人物をはじめ、「宗像のために」と産業や教育など地域の発展に貢献した数多くの偉人を輩出してきました。その背景には、宗像市では語り継がれてきた歴史を知る機会が多様にあつて、郷土の歴史を身近に感じ、地域に誇りや愛着を持つ人々の基盤があつたと考えられます。市内各地に数多く残る顕彰碑や現在も続けられている顕彰活動からは、郷土のために尽くした先人の偉業を讃え、その精神を受け継ごうとする今に生きる人々の思いが伝わります。

第4章 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域

1. 関連歴史文化遺産群の考え方

宗像市の多様で数多くの歴史文化遺産の中には、海・山・川などの豊かな自然や地理、農村・漁村・まち・団地といった生活空間や神社・寺院などの信仰空間の中に共通のテーマを持ちながら存在するものがあり、歴史文化の特徴を反映した関連歴史文化遺産群※1は、宗像市のいわゆる「顔」とも言える存在です。

宗像市の関連歴史文化遺産群は共感でき、親しみやすく分かりやすいストーリーにすることで、活用しやすくし、認知度を高め、興味を持ち理解を深めてもらい、次世代の確実な継承につなげることを目的に設定しました。また、歴史文化遺産の保存と活用の取り組みの活性化のためにも、今後も関連歴史文化遺産群の設定に継続・積極的に取り組み、新たな歴史文化遺産を見出していきます。

関連歴史文化遺産群の設定にあたっては、以下の点に留意しました。

- 宗像市の歴史文化の特徴が反映されたストーリーとする。
- 市民が共感できる、親しみやすく分かりやすいテーマやストーリーとなるよう心がける。
- 構成歴史文化遺産は、国・県・市指定文化財だけでなく、未指定の歴史文化遺産も含める。
- 地域活性化や観光振興につながるような内容とする。
- 周遊につながるような内容を意識する。

※関連歴史文化遺産群…歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーなどに沿って歴史文化遺産を一定のまとまりとして捉えたもの

2. 宗像市の関連歴史文化遺産群

宗像市の関連文化財群として、以下のテーマやストーリーを設定しました。

表 歴史文化と関連歴史文化遺産群の関係

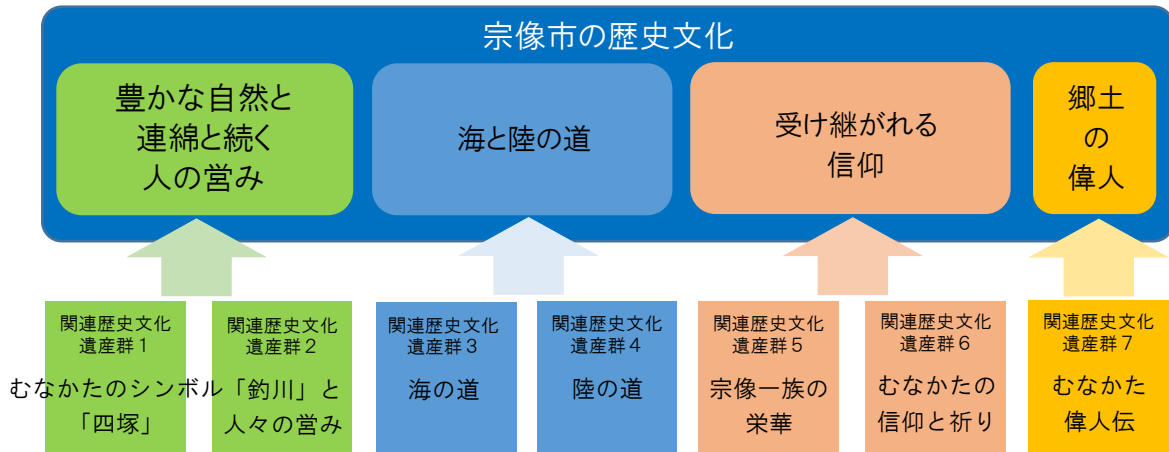


図 宗像市の関連文化遺産群の空間的広がり（イメージ）

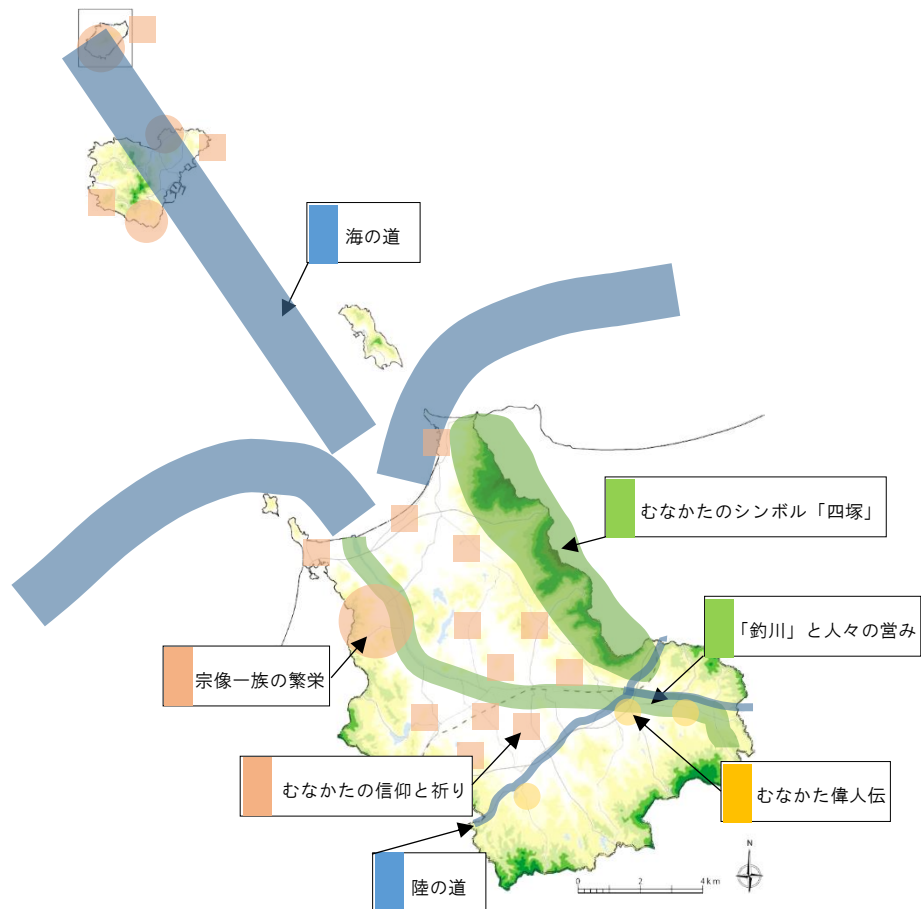


表 関連歴史文化遺産群一覧

	歴史文化の特徴	タイトル	概要
1	豊かな自然と連綿と続く人の営み	むなかたのシンボル「四塚」	市の東部に連なる湯川山、孔大寺山、金山、城山の4つの山々は「四塚」と呼ばれ、川とともに市内学校の校歌によく登場し、波形のように穏やかな山容は、絵本に描かれる里山のようにであり、多くの市民に親しまれています。これらの山々は人々の生活に恵みや産業を与えると同時に、歴史の舞台ともなりました。
2		「釣川」と人々の営み	宗像市を流れる釣川は、飲料水や田畑を潤す私たちの命の源です。 私たちは長い歴史のなかで、釣川と関わり、その恩恵を受け、生活を営んできました。
3	海と陸の道	海の道	さまざま事象に彩られた宗像市の歴史をひも解くと、先祖がたどったさまざまな「道」が現れます。 宗像市には海や陸の道を介し多くの「ひと」や「もの」の往来によって形成された歴史やさまざまな歴史文化遺産があります。
4		陸の道	
5	受け継がれる信仰	宗像一族の栄華	宗像郡（今の宗像市、福津市）は古くから、宗像一族、のちの宗像大宮司家がおさめていた地域でした。宗像市の各地には世界遺産の構成資産だけではなく、現在でも宗像一族の繁栄を垣間見ることのできる歴史文化遺産があります。
6		むなかたの信仰と祈り	宗像市には宗像三女神信仰だけでなく、さまざまな信仰とそれに基づく歴史文化遺産があり、生活の中に息づいています。
7	郷土の偉人	むなかた偉人伝	宗像市は、歴史上の人物をはじめ、「宗像のために」と産業や教育など地域の発展に貢献した数多くの偉人を輩出しました。また、現在は、郷土のために尽くした先人の偉業を讃え、その精神を受け継ごうとする今に生きる人々の思いが伝わる活動があります。

関連歴史文化遺産群1

むなかたのシンボル「四塚」

構成要素

四塚、修験道、金山、金ひき臼、蔦ヶ岳城、平家伝説、孔大寺山の穴、腰掛石、砲台跡 など

ストーリー

□信仰の山

四塚の一つ、孔大寺山は飛鳥時代より修験の山として開かれたとされ、かつては英彦山や宝満山と並ぶ修験道場でした。

□産業の山

四塚には金・銀・銅・鉄・鉛・亜鉛を産する金属鉱床が広がっており、金属資源の山でもあります。江戸時代に発見され、福岡藩による採掘がおこなわれました。明治・大正・昭和の3時代にかけては民間資本が導入され、石炭も産出しましたが、休山と再開を繰り返し昭和期にすべて閉山しました。今は山中に残る坑道跡や民家の傍らに埋もれた金ひき臼の残欠に往時の活況をしのぶのみです。

□いくさの山

城山にあった蔦ヶ岳城は宗像氏の本城で、多数の堅掘りや堀切などが築かれ鉄壁の防御を誇っていました。太平洋戦争時には湯川山と孔大寺山の境を成す垂見峠に砲台が設置されるなど、下関要塞の一翼を担っていました。

四塚は、信仰の山・産業の山・いくさの山という3つの顔を持ち、この重層的な歴史を背景に、四塚とその周辺地域に修験道や金山、平家伝説などにまつわる説話や伝承が生まれ、語り継がれたのでしょうか。幸いにも戦後は大規模な開発がなされなかったため、山城跡や坑道跡、金ひき臼、砲台跡など歴史を物語る遺構が、今もひっそりと山中に残されています。



写真 四塚



写真 産業の山 金ひき臼



写真 いくさの山 城山



写真 蔦ヶ岳城出土遺物

関連歴史文化遺産群2

「釣川」と人々の営み

構成要素

釣川、入海、水稲耕作、治水工事、大森善左衛門、富永軍次郎、水源、清掃活動、河川整備 など

ストーリー

□原始の釣川

約4,700年前の縄文時代中期、釣川流域は市内中央部まで入海となっていました。やがて気候が寒冷化し海岸線が徐々に後退し始めます。海岸線の後退で陸化した釣川下流域には沖積平野が形成されていきました。稲作の伝わった弥生時代以降は釣川支流で水稲耕作が始まり、田熊石畑遺跡のように求心的な有力集落が成立、人口は大きく増加しました。人口増加にともない集落や耕作地は低平地へと広がり、それとともに洪水が問題となりました。

□近世の治水工事

釣川河口は現在ではまっすぐ玄界灘に注いでいますが、かつては大きく北東へ屈曲し雨が降ると洪水をしばしば起こしていました。そのため大規模な治水工事が必要となり、延享2（1745）年、宗像郡代大森善左衛門は釣川の川筋をまっすぐにし、寛政3（1791）年には、宗像郡奉行富永軍次郎が川底を浚え、川幅を広げて流れを良くするなどの川普請を行ったことで洪水被害は減少しました。このようにして米づくりが安定し、米作中心の経済が進むと米の輸送のため川が交通や運輸の役割を担うようになり、生活の基盤としての重要度を増していきました。

□これからの釣川

明治期になると鉄道の普及により河川舟運は多くの地域で衰退し、人々は川を意識せずとも暮らせるようになりました。釣川も例外ではなく、流域に暮らす人々との関係は希薄になりましたが、それでも釣川は宗像市の水源であり大切に利用されています。近年、川と人との関わりを復活させるため、清掃活動などが行われるとともに親水や景観、生物に配慮した河川整備が進んでいます。



図
江戸時代の釣川



写真
現在の釣川河口



写真
清掃活動

関連歴史文化遺産3

海の道

構成要素

玄界灘、宗像海人、土笛、日本海文化圏、海北道中、沖ノ島祭祀、鐘崎海女 など
ストーリー

玄界灘は多くの人やモノが行きかう重要な海路でしたが、造船技術の未発達だった古代においては魔の海でもあり、海域に熟練したパイロット（水先案内人）が必要でした。古来より海を生業とした宗像海人は、海路の重要性が高まるとともに海北道中を支配する海の豪族として成長します。江戸時代には、鐘崎の海女が「アマアルキ」を行い、日本海側の各地に海女の技術を伝えました。

□土笛の道

弥生時代の土笛は、北部九州の宗像地域を西限として関門地域や出雲地域、丹後半島までの日本海沿岸部にだけ分布する特異な遺物です。この土笛にはどのような意味があるのでしょうか。どうやら単なる楽器ではなく、日本海沿岸部の有力地域との連携を示す象徴的な遺物のようです。宗像地域は、金印で知られる福岡市周辺の奴国文化圏とは墓制でも異なる点が多く、対馬暖流で結ばれた日本海文化圏の一員であったと考えられます。

□海北道中とヤマト王権

北部九州から朝鮮半島への海域を『日本書紀』では「かいほくどうちゅう海北道中」と記し、宗像三神が守護することとされています。日本神話に宗像三神が組み込まれた背景には、4世紀からヤマト王権が乗り出した朝鮮半島など海外への交渉政策がありました。困難な海北道中を渡り切るには宗像氏の協力が必要とされ、宗像氏の信仰する宗像三神は国家神へと昇格していきます。沖ノ島での祭祀は、ヤマト王権が主催し宗像氏の協力のもと航海安全と対外交渉成就を願って執り行われたのです。

□海女の歩いた道

優れた航海技術を持った鐘崎の海女は良い漁場を求めて広範囲に「アマアルキ」と呼ばれる出稼ぎを行いました。江戸時代には、中国への輸出品として干しアワビの需要が高まると、盛んに「アマアルキ」を行い、やがて移住して「枝村」をつくり、海女の技術を広めました。鐘崎の海女が移住した村は日本海側の各地に見られ、鐘崎は「日本海沿岸の海女発祥の地」とも言われています。



写真 土笛(光岡長尾遺跡)



写真 玄界灘



写真 鐘崎の海女

関連歴史文化遺産群4

陸の道

構成要素

官道、武丸大上げ遺跡、宗像市の仏像群、唐津街道、赤間宿、早川勇、五卿西遷の碑 など

ストーリー

弥生時代の道は自然発生の踏み分け道だったようで、中国の史書『魏志倭人伝』によるとブッシュで前を歩く人の姿が見えなくなるとあります。海路に比べ支障の多い陸路ですが、自然災害に強く、領国の隅々まで安定的な輸送や移動が見込めるという利点もあり、土木技術の進歩により整備されました。

□古代官道を探る

律令時代には、地方と中央とを緊密に連絡し、有事の際は軍隊の移動が可能となる道路網（官道）が整備されました。北部九州には大宰府へ向かうための西海道が走り、30里（約16km）ごとに馬を乗り継ぐ駅が設置されていました。宗像には津日駅と大同2年（807）以後に廃止された名称不明の駅があり、瓦葺建物のあった武丸大上げ遺跡がその廃止された駅の可能性があります。周辺には平安時代の仏像が多く残されており、官道を通じたもたらされた都文化の名残かもしれません。

□唐津街道と赤間宿

江戸時代、福岡藩領内には6本の街道があり、宗像にはそのうちの一つ、唐津街道が通っていました。赤間宿は芦屋と木屋瀬へ通じる街道の分岐点でもあり、交通と文化の要衝として栄えていました。

日本が大きく揺れていた幕末期、この宿場に各地の勤王の志士が集結する大きな出来事がありました。文久3年（1863）8月18日の政変により、攘夷派の急先鋒だった三条美美公たちは、身の危険を察し、京都を脱出して長州へ落ち延び、慶応元年（1865）1月4日、そのうちの5人が長州から筑前入りし、大宰府へと向かいます。このとき、吉留村の福岡藩医早川勇らが随行を命ぜられ、途中、赤間宿の御茶屋（本陣）に約1ヶ月間滞在しました。この間、西郷隆盛など各地の勤皇の志士たちが集い、まるで維新の中心地のような様子でした。宿場の人々は日本を動かしていた人物の滞在に驚き、随行や長州藩の護衛などの宿泊や食事の対応で大変だったようです。



図 武丸大上げ遺跡(想像図)



写真 五卿西遷之碑

関連歴史文化遺産群5

宗像一族の栄華

構成要素

宗像海人、朝鮮半島との交流、宗像氏、尼子娘、神郡、大宮司職、日宋貿易、宗像氏貞 など

ストーリー

□宗像海人の誕生

海に生活の糧を求めた宗像海人は、約 6,000 年前の縄文時代前期には沖ノ島までニホンアシカを追って漁をしていたことが知られています。弥生時代になると強大な奴国地域の勢力をけん制しつつ、伝統的な日本海沿岸地域との絆を深め、朝鮮半島との交流を行っていました。

□ヤマト王権と沖ノ島祭祀

古墳時代前期になると、畿内に成立したヤマト王権の対外政策により、弥生時代の旧勢力であった奴国と一線を画していた宗像氏が注目されます。飛鳥時代には宗像君徳善むなかたのきみとくぜんの女、尼子娘は後に天武天皇となる大海人皇子おおあまのおうじに嫁ぐなど皇室と姻戚関係を築くまでになります。また、律令時代には九州唯一の神郡に設定され、宗像神社は様々な特権を受けることができました。

□日宋貿易と宗像大宮司だいぐうじ

神郡としての特権は9世紀頃から次第に失われ、絶頂期は終焉を迎えました。ところが、10世紀末には藤原氏の宗像信仰を受けて大宮司職の設置を認められるなど復権します。日宋貿易が盛んになると宗像大宮司も盛んに貿易を行い、中国宋商人の娘を夫人に迎えるなどしていました。

□最後の大宮司宗像氏貞

室町時代に入ると筑前国の有力領主であった宗像氏は周防の大内氏と主従関係を結び、約150年にわたって仕えました。天文20年(1551)、大内氏が家臣陶晴賢すえのはるかたによって滅ぼされ、その陶氏も毛利氏によって滅ぼされます。九州では大友氏の支配が強まるなか、宗像氏もその争乱に巻き込まれます。この時期、宗像大宮司を継いだ宗像氏貞むなかたのうじさだは、領地を守って良く戦い、一族の存続と所領の確保に努めました。豊臣秀吉の九州征伐前の天正14年(1586)41才で亡くなりますが、嫡子がおらず長き伝統を誇る宗像氏はここで幕を下ろすことになりました。

関連歴史文化遺産群6

むなかたの祈りと信仰

構成要素

宗像三女神信仰、宗像大社みあれ祭、大師信仰、団体参拝、恵比寿信仰、恵比寿祭、赤間ゑびす座 など

ストーリー

宗像市には市内のあらゆる所に信仰の場があります。ここでは、清掃活動や信仰対象に花や水を手向けるなど、祈りの姿が具体的な形となって表れています。

□宗像三女神信仰

「たごりひめのかみ田心姫神」「たぎつひめのかみ湍津姫神」「いちきしまひめのかみ市杵島姫神」の三女神を祀る宗像大社は、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮の三宮の総称で、全国に約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社です。古来より、航海安全やあらゆる道を司る神を祀る神社として崇敬を集めてきました。特に漁民の崇拝は篤く、宗像の浦々の船には今でも宗像大社の御札が必ず祀られ、「神宿る島」としての沖ノ島に対する禁忌や、沖ノ島周辺で漁をした時の献魚の習慣があります。また、宗像大社秋季大祭初日、毎年10月1日に行われる「みあれ祭」での100隻以上の船団が勇壮かつ壮大に大漁旗をなびかせながら進む海上神幸の姿は圧巻です。

□大師信仰

宗像市内にある堂の多くは、宗像四国霊場の札所になっています。幕末の頃、弘法大師ゆかりの四国八十八霊場を手本に、供養や修行のための巡礼が身近な場所でもできるようにと各地に広まった地方霊場のひとつです。宗像市の霊場は数の増加などから、釣川を境に東西に分けられるなど、再編を繰り返し今日に至っています。明治から昭和にかけての最盛期には、弘法大師の分身である金剛杖を持ち、白衣と菅笠をまとったお遍路さんが、御詠歌を唱えながら霊場を巡る姿が春と秋の風物詩でした。現在も東部霊場では、春に団体参拝が行われています。

□恵比須信仰

宗像の浦々には、海の石を御神体とする小さな祠が点在しています。恵比寿神は漁民の間では、漁業神としての性格があり、豊漁や漁の安全を願う人々の信仰の対象です。浦々の各地では毎年12月3日前後になると恵比寿祭が行われます。また、恵比寿神は商売繁盛の神様でもあり、赤間宿のあった赤間地区では、商売繁盛を祈願して12月の第1日曜日に須賀神社で赤間ゑびす座が行われ、当日は、地区のあちらこちらで縁起物を片手に笑顔で家路につく人の姿があります。



写真 船に祀られた宗像大社の御札



写真 弘法大師像



写真 恵比寿様

関連歴史文化遺産群7

むなかた偉人伝

構成要素

色定法師、早川勇、出光佐三、沖ツ海 など

ストーリー

ここで言う偉人は、むなかたをより良くしようとする心を持ち、産業や教育・文化・道徳・スポーツなどの郷土の発展に貢献した先人たちです。

□驚異の継続力 色定法師

宗像大社の社僧であった色定法師（1158～1242）は、文治3年（1187）29歳のときに父母の菩提を弔うべく、一筆（一人で）で約5千巻の一切経（すべての経典・大蔵経）の写経を始めました。42年後の安貞2年（1228）70歳で経巻を写し終え、宗像大社に献納しました。平均すると3日で長さ10mほどの経巻1巻を書写する必要があり、まさに驚異です。

□維新の志士 早川勇

福岡藩医早川勇（1832～1899）は、薩長同盟の基礎づくりをした明治維新の貢献者です。明治政府では奈良府判事や元老院大書記官を務め、上京した宗像出身者や旧黒田藩士の学費を支援し、また、早川邸に集まっていた宗像出身者が結成した宗像郷土会（宗像会）の精神的支柱としても尊敬されました。晩年、宗像出身者への育英事業に尽力したことは、維新への貢献に劣らない重要な業績です。

□郷土への愛情 出光佐三

赤間出身の出光興産の創始者出光佐三（1885～1981）は、宗像大社復興や福岡教育大学誘致など戦後の教育や文化の向上に多大な功績を残しました。昭和17年（1942）からは宗像神社復興期成会会長として、境内整備や沖ノ島学術調査等に尽力、昭和53年（1978）には旧宗像町名誉町民第1号の称号が贈られました。

□夢に終わった横綱 沖ツ海

本名北城戸福松（1910～1933）は、昭和初期にかけて活躍した関取です。最高位は関脇で昭和7年（1932）には幕内優勝を成し遂げていました。残念ながら、大関昇進を目前とした昭和8年（1933）に23歳の若さで亡くなりました。大関、横綱となる器だったと言われ、もし生きていれば双葉山の69連勝もなかったのではと惜しまれています。



写真 色定法師



写真 沖ツ海

3. 歴史文化遺産保存活用区域の考え方

地域計画では、歴史的風致維持向上計画で選定した歴史的風致の区域を歴史文化遺産保存活用区域※として設定します。地域計画では、4つの歴史的風致の区域のうち「宗像大社ゆかりの歴史的風致」と「宗像の浦々にみる歴史的風致」が重なるため、これらを一体の区域とし、3つの区域として設定します。

宗像市の歴史文化遺産保存活用区域は、「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」の歴史文化遺産が集中して存在し、「受け継がれる信仰」をはじめとする歴史文化が顕著に現れ、今も身近に感じることができる場所であることから、これらが失われることがないように、域内の歴史文化遺産の保存と景観の保全に関する取り組みを積極的に行い、これらを核として活用しながら魅力的な空間を創出することを目的に選定するものです。また、これらの区域は主にソフト事業である地域計画の取り組みと、歴史的風致維持向上計画に記載されたハード事業とを組み合わせる区域でもあり、取り組みで得られた効果や成果を今後、全市的に広げるためのモデル地区としての一翼も担っています。

※歴史文化遺産保存活用区域…歴史文化遺産が特定の場所に集中している場合、その周辺環境を含め歴史文化遺産を核として文化的な空間を創出するための計画区域

4. 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

宗像市は、平成28年（2016）に認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」において、4つの維持向上すべき歴史的風致を選定し、国の認定を受けました。

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。すなわち、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえます。

- ① : 地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ② : ①の活動が、歴史上価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③ : ①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

(1) 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島に位置する沖津宮と大島に位置する中津宮、九州本土に位置する辺津宮の三宮の総称で、全国で約 6,400 社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている神社です。

現在、宗像大社では年間約 40 もの祭事が行われ、特に宗像大社辺津宮で 10 月 1 日から 10 月 3 日にかけて行われる秋季大祭と 12 月の古式祭、大島の中津宮で 8 月 7 日に行われる七夕祭りは、氏子や崇敬者たちに支えられながら千数百年間続けられてきたものです。また、浦々の日々の暮らしに根付いている宗像三女神信仰には、宗像大社の神様に対する感謝と畏敬の念がよく表れています。



写真 宗像大社沖津宮の社殿



写真 みあれ祭の海上神幸

(2) 宗像の浦々にみる歴史的風致

宗像市の北側玄界灘沿岸部に位置する鐘崎地区と神湊地区、離島の大島、地島では現在も多くの人々が漁業を生業としています。これらの海と共に暮らす人々の信仰や祭事には常に死や危険と隣り合わせであることから、海からの恵みに対する感謝と自然や万物に対する畏敬の念が込められており、日々の暮らしの中で豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様がいて、今もその信仰や風習が息づいています。



写真 沿岸部や離島の浦々に所在する
恵比寿神社(写真は鐘崎地区中町区)

(3) 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

市南東部の最も内陸の場所に位置する八所神社は、地元で八所宮と呼ばれ、地域の神社として親しまれ崇敬されてきました。毎年 10 月には、神様と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る御神幸祭が行われています。また、その周辺には田園風景と農村集落が広がり、江戸時代には、赤間宿と木屋瀬宿と



写真 御神幸行列の中の大名行列(白羽熊)

を結ぶ赤間街道が通っていました。旧街道沿いには現在も近世の町屋が立ち並ぶ風景をみることができます。

(4) 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代、唐津街道は筑前小倉（北九州市）から肥前唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ北部九州の交通と物流の大動脈として整備されました。

市の東部に位置する赤間地区には唐津街道の宿場町として赤間宿が整備され、人や物資の集積地として大きく賑わいました。現在も赤間宿の唐津街道沿いには、ウナギの寝床と言われる街道に面する間口が狭く、奥に長い町屋の区画が残され、古い建物が立ち並んでいます。また、宿場町として栄えた時代から続けられてきた酒造をはじめとする生業や賑やかだった時代から守り伝えられてきた赤間祇園祭などの人々の伝統行事が受け継がれています。



写真 赤間祇園祭
神輿による家々への打ち込み

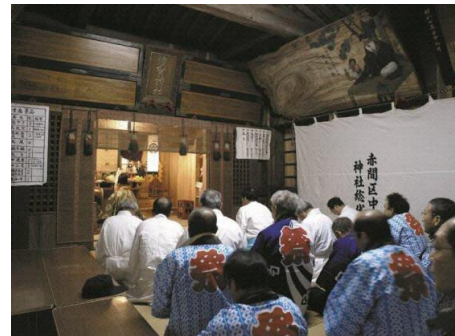
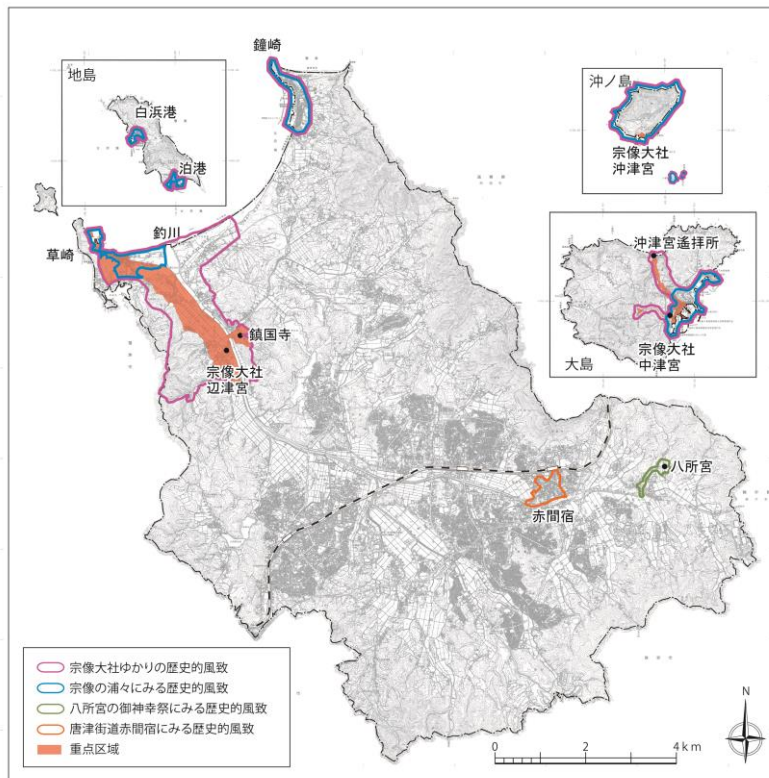


写真 赤間ゑびす祭
神社関係者や代表者による祭典

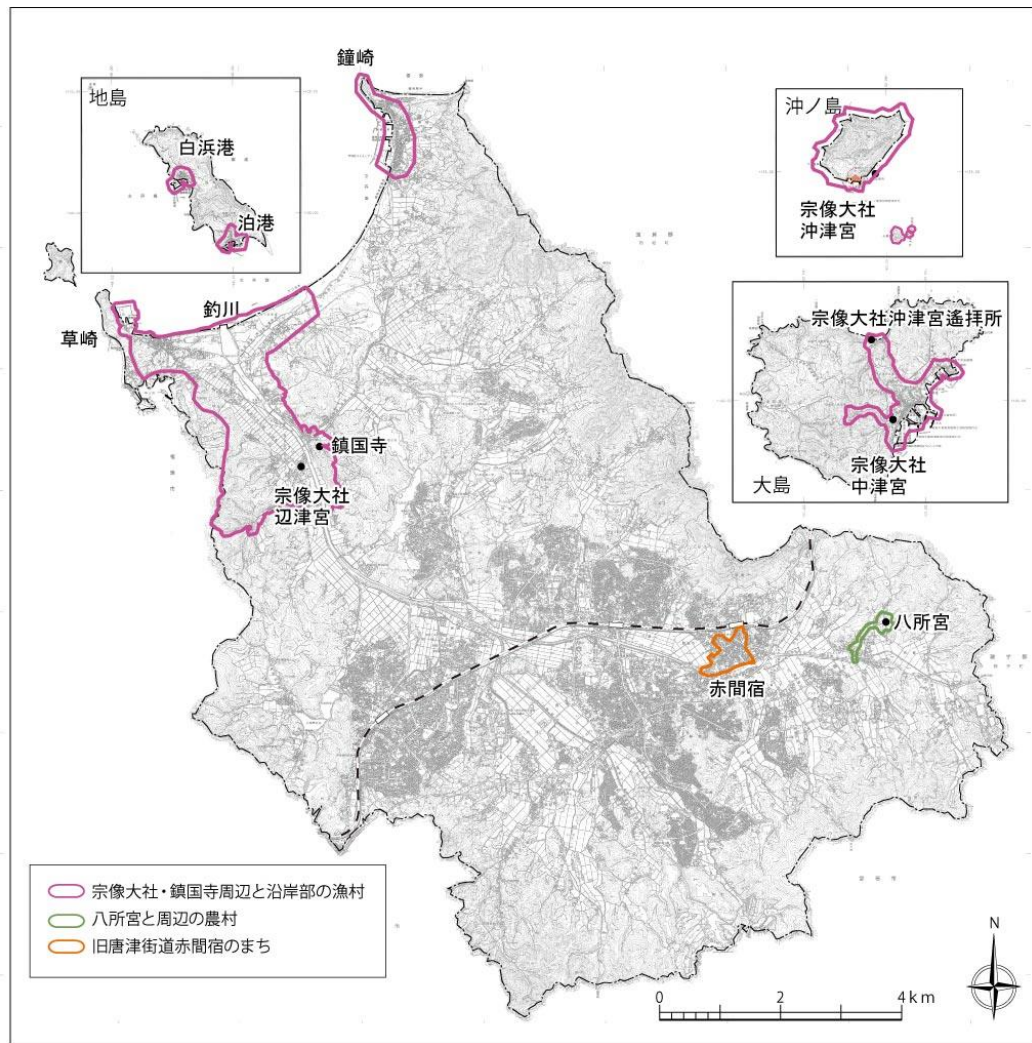
図 歴史的風致の位置と範囲



5. 宗像市の歴史文化遺産保存活用区域

- 区域1 宗像大社・鎮国寺周辺と沿岸部の漁村
- 区域2 八所宮と周辺の農村
- 区域3 旧唐津街道赤間宿のまち

図 歴史文化遺産保存活用区域の位置と範囲



(1) 宗像大社・鎮国寺と周辺地区

本市のシンボルといえる宗像大社を中心とし、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社にゆかりの鎮国寺のほか、沿岸部や離島の浦々を含めた範囲です。

宗像大社や鎮国寺やその周辺と沿岸部の漁村には、神社や社寺などの歴史的建造物や、沖ノ島を起源とする宗像三女神信仰などのさまざまな信仰や祭事が今も色濃く残り、「宗像大社ゆかりの歴史的風致」や「宗像の浦々にみる歴史的風致」を含め、宗像市の歴史文化「豊かな自然と連綿と続く人の営み」や「信仰の継承」を感じることのできる、指定文化財をはじめとする数多くの歴史文化遺産があります。

□主な構成歴史文化遺産	
「ばしょ」	<ul style="list-style-type: none"> ■自然・地理環境／玄界灘 ■生活・信仰空間／漁村・史跡宗像神社境内（沖津宮・中津宮・辺津宮・沖津宮遙拝所）・鎮国寺・浦々の恵比寿神社・織幡神社 ■遺跡 沖ノ島祭祀遺跡
「もの」	<ul style="list-style-type: none"> ■建造物／漁業住宅・宗像大社沖津宮社殿・宗像大社中津宮本殿・辺津宮本殿・拝殿・辺津宮神門・沖津宮遙拝所・鎮国寺本堂 ■構造物／信仰に関する石造物 ■美術工芸品／宗像五社本地仏・三十六歌仙扁額 ■歴史資料／『古事記』・『日本書紀』・「宗像大社文書」・『宗像大菩薩縁起』・『筑前国統風土記附録』・『筑前名所図会』 ■道具／神輿などの祭礼具 ■考古資料／宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品
「こと」	<ul style="list-style-type: none"> ■衣食住／のうさば ■生業／漁業 ■信仰 宗像三女神信仰・恵比寿信仰 ■年中行事／宗像大社秋季大祭（みあれ祭）・古式祭・七夕祭り・恵比寿祭・織幡神社春季大祭
「ひと」	<ul style="list-style-type: none"> ■保存と活用に関わる人々／祭事を支える人々

(2) 八所宮と周辺の農村

吉留地区の八所宮と、毎年10月の秋季大祭に行われ、300年以上続く、市指定文化財の御神幸祭の経路を含む範囲です。

八所宮の境内には、市指定文化財の本殿・拝殿、土塀や石垣などの歴史的建造物があり、八所宮や御神幸祭の経路周辺には、田園風景が広がり、歴史を感じさせる農業住宅や酒蔵の伊豆本店の建物があるなど、そこには、「八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致」を含め、宗像市の歴史文化「豊かな自然と連綿と続く人の営み」や「信仰の継承」を感じることのできる、数多くの歴史文化遺産があります。

□主な構成歴史文化遺産	
「ばしょ」	<ul style="list-style-type: none"> ■自然・地理環境／扇状地・釣川 ■生活・信仰空間／農村・八所宮
「もの」	<ul style="list-style-type: none"> ■建造物／八所宮本殿・拝殿・赤間街道沿線の町屋・伊豆本店 ■構造物／八所宮の信仰に関する石造物 ■美術工芸品／八所宮に奉納された絵馬 ■歴史資料／『筑前国統風土記拾遺』・『大日本名所図録』・『筑前国統風土記附録』 ■道具 神輿・大名行列などの祭礼具・醸造具（酒造り）
「こと」	<ul style="list-style-type: none"> ■衣食住／鶏すき・テンブラ ■生業／農業・酒造り ■信仰／氏神信仰 ■年中行事／御神幸祭（大名行列）
「ひと」	<ul style="list-style-type: none"> ■保存と活用に関わる人々／祭事を支える人々 ■技術／注連縄づくり

(3) 旧唐津街道赤間宿のまち

江戸時代に、筑前小倉から玄界灘沿岸を通り、肥前唐津を結ぶ唐津街道沿いに宿場町として整備された赤間地区の赤間宿と、そこで毎年7月に行われる赤間祇園祭の経路を含めた範囲です。

唐津街道沿線には、辻井戸が点在し、間口が狭く奥に長い敷地に趣のある町屋が立ち並び、そこでは酒造りなどの伝統的生業があつて、地域では、400年以上の歴史を持ち、暴れ神輿で街道沿いの家々に突っ込む赤間祇園祭や、須賀神社では赤間ゑびす座が100年以上続けられるなど、そこには、「唐津街道赤間宿にみる歴史的風致」を含め、宗像市の歴史文化「海と陸の道」を反映した歴史文化遺産があります。

□主な構成歴史文化遺産	
「ばしょ」	■自然・地理環境／台地 交通の要衝 ■生活・信仰空間／赤間宿・須賀神社 今井神社・猿田彦神社 ■遺跡／赤間宿跡・陵殿寺茶屋辻遺跡
「もの」	■建造物／出光佐三生家・勝屋酒造 ■構造物／信仰に関する石造物・唐津街道・五卿西遷の碑・辻井戸 ■歴史資料／『筑前名所図会』『福岡県地理全誌』『福岡県神社誌』『蛭子座準備帳』 ■道具 神輿などの祭礼具・醸造具（酒造り）
「こと」	■生業／酒造り ■信仰／氏神信仰・ゑびす信仰 ■年中行事／赤間祇園祭・赤間ゑびす座
「ひと」	■保存と活用に関わる人々／祭事を支える人々

第5章 歴史文化遺産の保存と活用の将来像と考え方

1. 目指す将来像

歴史文化遺産の保存と活用の取り組みを通じて、総合計画の掲げる将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」を実現するため、考え方のひとつ「歴史文化を継ぎ育むまち」に則し、以下の歴史文化遺産の保存と活用の目指す将来像を設定します。

「歴史文化遺産を過去から未来へつなぎ
歴史文化を継ぎ育む調和のとれたまち」

2. 将来像実現に向けての視点

(1) 人がつながる

さまざまな人がつながり関わり合い、それぞれの立場を活かし、役割を明確にしながら、持続的に歴史文化遺産の保存と活用に取り組む姿を目指します。

(2) 価値や魅力の再発見

先人たちが残し伝えてきた多様で貴重な歴史文化遺産を風化させないためにも、価値や魅力を再発見する取り組みを行い、歴史文化遺産の保存と活用につなげます。

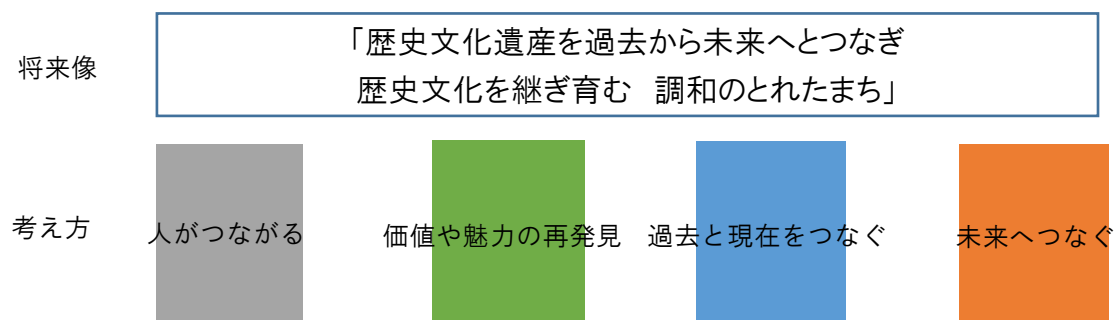
(3) 過去と現在をつなぐ

今に生きる私たちは、歴史文化遺産を過去から未来へつなぐ架け橋であることを意識しながら、歴史文化遺産を共有し、理解を深め、継承のための取り組みを行います。

(4) 未来へつなぐ

歴史文化遺産の価値を損ねることがないように適切な取り組みを行い、確実に次世代へ継承します。

図 宗像市の目指すべき将来像と考え方



第6章 将来像の実現に向けた課題

本章では、将来像を実現するための市内全体に関わる課題について、5章の考え方を踏まえ整理します。

1. 「人がつながる」に関する課題

- | | |
|-----|----------------------------|
| (1) | 関連部局や地域などの関わる人々との情報共有や連携不足 |
| (2) | 保存と活用の体制づくり |

宗像市では、市役所において、文化財部局のほか、序章の関連計画にあるように、関連部局が歴史文化遺産の保存と活用に関する事業を行い、地域では法人などの団体やコミュニティ運営協議会※1、市民活動団体※2などがさまざまな視点を持って活動を行っています。また、所有者や市民は歴史文化遺産に最も近い存在です。現在、これらの関わる人々との情報共有や連携が不足していると言えます。今後、関わる人々と一体となってそれぞれの立場を活かし役割を明確にしながら、歴史文化遺産の保存と活用に取り組むための体制づくりをどのように行うかも課題です。

※1 コミュニティ運営協議会

自治会より広い単位でまちづくりを行うため、市立小学校の通学区域を単位とした12の組織

※2 市民活動団体

「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」（平成17年条例第63号）第2条第10号に規定する市民公益活動団体。いわゆるボランティア活動や市民活動を行う団体

2. 「価値や魅力の再発見」に関する課題

- | | |
|-----|-------------------|
| (1) | 調査研究が不十分な分野がある |
| (2) | 過去の調査研究の把握・整理が不十分 |

価値や魅力の再発見には、調査研究などの手法があります。宗像市では合併前の旧大島村を除く旧宗像市と旧玄海町の文化財専門職員配置以降、主に開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査を中心に行ってきました。このような経緯から、その他の分野の知識や経験が不足し、これらの調査研究が十分に進んでいないことが課題です。

また、過去には行政だけでなく、大学などの研究機関、郷土史家やボランティアによって数多くの調査研究が行われてきましたが、これらの把握・整理が不足しており、十分に活用するまでには至っていないことも課題です。

宗像市には、多様な歴史文化遺産があり、まだまだ未把握ものが数多く存在します。これらの価値や魅力の再発見を文化財部局のみが実施することについても限りがあ

り、「人がつながる」に関する課題にもあるように、今後、調査研究の手法や体制をどのように整えていくか課題と言えます。

3. 「過去と現在をつなぐ」に関する課題

- | | |
|-----|-------------------------------|
| (1) | 多様な歴史文化遺産が持つ魅力や価値を十分に伝えきれていない |
| (2) | 魅力的で効果的な見せ方や伝え方が不十分 |
| (3) | 歴史文化遺産を公開するための整備が不十分 |

宗像市の多様な歴史文化遺産を次世代に確実に継承するためには保存へとつなげることを意識した活用の取り組みも重要です。

現在、宗像市における歴史文化遺産の活用状況は、施設における展示や「ルックルック講座」による地域への出前授業などにあるように、埋蔵文化財や世界遺産が中心であり、見せ方や伝え方にも課題があります。また、学校教育の現場においては、世界遺産を中心とした「ふるさと学習」が実施され、副読本が作成されていますが、身近にある多様な宗像市の歴史文化遺産について学ぶ機会が乏しいと言えます。

情報発信手段には上記のほか、市広報紙の「時間旅行ムナカタ」への記事掲載やリーフレットなどの紙媒体、ホームページ「むなかた電子博物館」やSNSなどの電子媒体の活用がありますが、それぞれの媒体ごとに魅力的で効果的な情報発信ができていないことも課題です。

また、歴史文化遺産の理解を深めるためには、歴史文化遺産に触れることも重要です。現地にある歴史文化遺産の中には、「宗像市サイン基本計画」に基づき、誘導サインが設置されているものがありますが、現地には駐車場が無いケースや老朽化や汚損により解説板の視認が難しいものもあります。指定文化財については、美術工芸品など保存上の理由によるものを除くと、国史跡の桜京古墳や市指定文化財の田野瀬戸古墳が整備・公開までには至っていない状況です。

4. 「未来へつなぐ」に関する課題

- | | |
|-----|------------------------------------|
| (1) | 資金不足や人材不足により適切に保存ができない、または困難なものがある |
| (2) | 価値が十分に検討・評価・認知されないまま失われつつあるものがある |
| (3) | 防火・防犯に対し体制や設備が整っていないところがある |
| (4) | 収蔵施設の老朽化、収蔵空間が限界を迎えつつある |

今日の宗像市でも、市街地化や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などにより、文化財に関わる人々が少なくなり、市内では資金不足や人材不足などを理由に継承することがままならない歴史文化遺産が多く見受けられます。この傾向は特に未指定の

歴史文化遺産に強く見られ、この状況が長く続くと、未調査のまま価値が十分に検討・評価・認知されずに失われてしまう可能性があります。

防犯や防災については、国・県指定文化財等の設備等は比較的整っているものの、市指定文化財には課題が多く、地震などの自然災害や火災、盗難などに対する危険性が高くなっていると言えます。また、指定文化財等の中には有事の際の初期対応に対する体制などが脆弱なところもあります。

収蔵施設については、収蔵空間の限界を迎えつつあり、今後の文化財の収集・保管に影響をきたす可能性があります。また、施設の老朽化も課題です。

5. 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する課題

関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域において将来像を実現し目的を達成するための課題について、上記のほか下記に整理します。

(1) 関連歴史文化遺産群に関する課題

- | | |
|-----|-----------------------------|
| (1) | 相互の関係性の解明が不足している |
| (2) | 周知不足で価値や魅力を伝え共有するまでには至っていない |
| (3) | 円滑かつ安全に周遊できる環境が整っていないところがある |

親しみやすく分かりやすいストーリーとするためには、構成要素となる個々の歴史文化遺産の価値や魅力だけではなく、歴史文化遺産の相互の関係性についての解明が不足しています。また、周知不足があり、多くの市民や観光客に認知されるまでには至っていないことが課題です。そのほか、一部においては、来訪者が円滑かつ安全に周遊できる環境が整っていないところがあります。

(2) 歴史文化遺産保存活用区域に関する課題

- | | |
|-----|--------------------------------|
| (1) | 指定等文化財以外の歴史文化遺産を保護する仕組みが整っていない |
| (2) | 「八所宮と周辺の農村」「旧唐津街道赤間宿のまち」の景観の保全 |

歴史文化遺産の保存については、域内の指定等文化財については法や条例に基づき保護する仕組みが整っていますが、その他の歴史文化遺産の保存は地域に委ねられている現状があり課題です。また、自然や地理環境、人々の活動と一体となった景観は、「宗像大社・鎮国寺とその周辺地区」においては、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の緩衝地帯であり、景観計画の「景観重点区域」であることから各種法令によって手厚く保護されていますが、「八所宮と周辺の農村」「旧唐

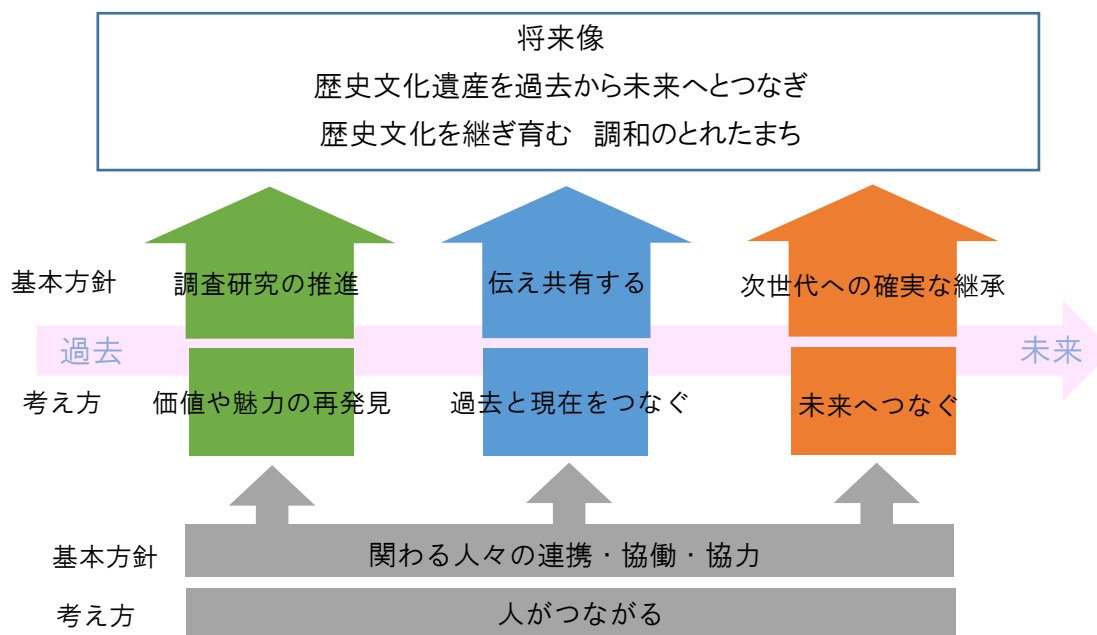
津街道赤間宿のまち」においては緩やかな規制や誘導に留まっており、いかに保全していくかが課題となっています。

第7章 歴史文化遺産の保存と活用の基本方針

歴史文化遺産は人とのつながりが薄れると忘れ去られ、失われていく恐れがあります。歴史文化遺産と人とのつながりは最も重要です。また、それぞれの取り組みについて、関わる人々のつながりを活かすことも大切です。

宗像市では、この考えに基づき、将来像を実現するための考え方「人がつながる」の基本方針として「関わる人々の連携・協働・協力」を設定します。そして、その上に3つの考え方に沿った基本方針「調査研究の推進」「伝え共有する」「次世代への確実な継承」を定めることで、これらを推し進める原動力とし、将来像の実現を目指します。

図 宗像市の目指すべき将来像と基本方針の関係



1. 「人がつながる」に関する基本方針

関わる人々の連携・協働・協力

文化財部局だけでなく、関連機関、関連部局や市民、専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場を活かし、役割を明確にしながら歴史文化遺産の保存と活用に取り組みます。

- | | |
|-----|--------------------|
| (1) | 文化財専門職のマネジメント能力の向上 |
| (2) | 行政内部における関係部局との連携 |
| (3) | 地域との協働 |
| (4) | 専門家との協力関係 |

(1) 文化財専門職のマネジメント能力の向上

文化財専門職員の間々の専門性を高めるだけでなく、さまざまな人と関わりながら、宗像市に所在する多様な歴史文化遺産の調査研究などに対応できるよう、総合的マネジメント能力の向上を図ります。

(2) 行政内部における関係部局との連携

市役所内では観光分野や都市計画分野、教育分野など、庁内の様々な部局で歴史文化遺産の保存と活用が進められています。今後、さらに歴史文化遺産の保存と活用を進めるためには、これら関連部局との連携強化や協力体制の構築が必要です。

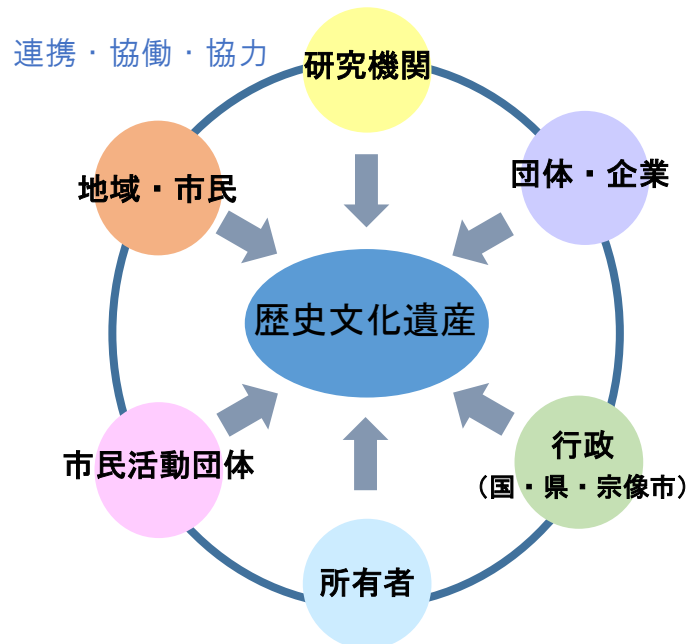
(3) 地域との協働

歴史文化遺産の所有者や地域の住民が歴史文化遺産に一番近い存在であり、これらを保存する主体となるものです。また、市内に多数存在する市民活動団体や各地域のコミュニティ運営協議会なども歴史文化遺産の保存と活用に大きな役割を果たしています。今後は、所有者や地域住民との情報交換の機会の創出などにより、行政と地域のより身近な関係を構築し、協働による歴史文化遺産の保存と活用を進めるとともに、地域が主体となって歴史文化遺産を見守る姿を目指します。

(4) 専門家との協力

歴史文化遺産の保存・活用には、各分野の専門家の協力も欠かせません。文化財保存活用地域計画協議会や文化財保護審議会委員などの専門家と関係を築き、協力を得ることでそれぞれの事業をより効果的なものにしていきます。

図 宗像市における歴史文化遺産の保存と活用の推進体制のイメージ



2. 「価値や魅力の再発見」に関する基本方針

調査研究の推進

調査研究などによって歴史文化遺産の全体像を把握し、それぞれの魅力や価値を明らかにすることは、歴史文化遺産の保存と活用の基礎となるものです。

- (1) 幅広い分野の調査研究の推進
- (2) 調査研究資料の収集・整理

(1) 幅広い分野の調査研究の推進

市内のさまざまな歴史文化遺産について把握状況を踏まえ、その周辺環境も含め、計画・継続的に幅広く調査研究（悉皆・総合・個別）に取り組みます。

(2) 調査研究資料の収集・整理

歴史文化遺産に関する調査研究資料は、調査研究を推進する上で基礎となるものです。これらの資料の収集を継続的に行い、情報を蓄積していきます。また、整理に際しては、公開を見据えた作業を実施します。

3. 「過去と現在をつなぐ」に関する基本方針

伝え共有する

調査研究などによって得た価値や魅力を正しく伝え共有することによって、人々の歴史文化遺産に対する意識を高め、次世代への確実な継承へとつなげます。

- | | |
|-----|---------------------------|
| (1) | 多様なニーズや個々の理解への配慮 |
| (2) | 観光振興や地域活性化など新たな視点による事業の展開 |
| (3) | 整備・公開事業の推進 |
| (4) | 歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成 |
| (5) | 保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開 |
| (6) | 戦略的情報発信 |
| (7) | 来訪環境の整備 |

(1) 多様なニーズや個々の理解への配慮

多様なニーズや個々の理解への配慮を行うことは、魅力や価値を伝え共有するすべての取り組みにおいて重要なことです。取り組みに際しては平易な言葉の使い方や魅力的な写真や動画を使用し、VR（バーチャルリアリティ）やAR（拡張現実）などの新しい技術を取り入れるなどし、整備においてはバリアフリーに配慮します。

(2) 観光振興や地域活性化など新たな視点による取り組み

観光分野では、それぞれの歴史文化遺産を繋ぎ、ストーリー性を持たせた「点」から「面」による活用を推進します。また、地域特性を把握するための地域資源調査などを通じ、地域力を活かしたまちづくりにつながる各種事業を展開します。

(3) 整備・公開事業の推進

指定等文化財のうち、整備・公開が可能なものは、所有者の理解を得て事業を行い、また、建造物については、修理現場の公開、美術工芸品については修復事業後の公開などにより、理解を深める取り組みを行います。未指定の歴史文化遺産については、それぞれの歴史文化遺産の特性を考慮しながら地域や所有者と協議を行います。そのほか、宗像市が収集・整理した歴史文化遺産に関する調査研究資料についても公開に向けた作業を行います。

(4) 歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成

海の道むなかた館では、訪れた市民や観光客が関連施設や歴史文化遺産の所在する地域を周遊できるよう歴史拠点施設としての機能を強化します。また、海の道むなか

た館と地域のネットワーク形成に努めると共に、既存施設も含めて総合的な世界遺産ガイダンス施設の機能や整備について検討します。

(5) 保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開

歴史文化遺産の活用の取り組みは、宗像市の歴史を理解し、地域への誇りや愛着を持つ心を養い、歴史文化遺産の保存への意識を高めるだけではなく、その過程で失われかけたコミュニティのつながりを取り戻す効果などをもたらします。これらを福祉や子供の見守りに活かすことで、さらに歴史文化遺産の保存と活用の取り組みを有意義なものにします。

(6) 戦略的情報発信

それぞれの媒体の利点を活用しながら、より効果的な情報発信を行っていきます。

(7) 来訪環境の整備

市民や観光客が円滑に歴史文化遺産を訪れることができるよう、公共交通体制や自家用車に頼らず周遊できる仕組みを検討すると共に、必要に応じ便益施設やサインを整備し維持管理を行います。

4. 「未来へつなぐ」に関する基本方針

次世代への確実な継承

それぞれの事情に配慮しながら、歴史文化遺産の価値を損ねることがないように、確実に次世代へ継承する取り組みを行います。

- (1) 文化財指定等による保護
- (2) 指定等文化財の適切な保存
- (3) 未指定等歴史文化遺産の保護の検討
- (4) 人材育成
- (5) 防災・防犯の取り組み強化
- (6) 埋蔵文化財の適切な事前協議と発掘調査
- (7) 収蔵施設の適切な維持管理
- (8) 自然環境、景観の保全による生活・信仰空間の継承

(1) 文化財指定等による保護

調査研究によって価値が明らかになった歴史文化遺産については、必要に応じ指定や緩やかな保護として国登録等の保護措置を検討します。指定等に際しては、事前に所有者と十分な協議を行い、文化財保護審議会に意見を聴取します。

(2) 指定等文化財の適切な保存

保存のための事業について、従前の法律や条例に基づく公的財政支援だけでなく、民間資本の活用を検討します。修理や修復に際しては、調査研究成果に基づき、技術や材料を検討した上で実施します。また、指定文化財等の円滑な保存を図るため、保存活用計画の策定を推進します。

世界遺産については、顕著な普遍的価値をさまざまな要因から守るために、構成資産だけでなくバッファゾーンも含め保護・保全していきます。

(3) 未指定等歴史文化遺産の保護の検討

地域が残したいと考える歴史文化遺産については、顕彰制度や緩やかな保護としての登録制度など、新たな方策を検討し、公的財政支援の検討や民間資本を活用します。また、失われてしまう可能性が高い歴史文化遺産については、後世へ伝えるために、映像や写真に残すなど記録による保存を行います。

(4) 人材育成

人材不足により適切に保存ができない、または困難な歴史文化遺産については、これを理由に貴重な歴史文化遺産が失われることがないように人材育成に取り組みます。

(5) 防災・防犯の取り組み強化

防犯・防災意識の向上を図ります。特に指定等文化財については状況に応じ設備を整備するとともに、有事の際の初期対応の体制を整備します。これらにより、火災や盗難等による歴史文化遺産の被害を最小限に抑えます。また、地震や水害などの自然災害に備えた体制を整備し、万が一発生した場合には、福岡県などの関係機関と連携し、被災状況を把握し、廃棄・散逸や盗難を防ぐ取り組みを行います。

(6) 埋蔵文化財の適切な事前協議と発掘調査

開発等について事業者と事前に協議を行うことで、埋蔵文化財が未調査のまま消失することを未然に防ぎます。また、開発等により埋蔵文化財等が影響を受ける場合には発掘調査により記録することで保存を行います。

(7) 収蔵施設の適切な維持管理

利用可能な施設の検討を行い、収蔵空間の確保に努めます。また、効率的に収蔵や保管を進めるための方策を講じます。

(8) 自然環境・生活・信仰空間・生業の継承

自然環境や生活・信仰空間と関連の深い自然や景観は、引き続き清掃活動や条例、計画による規制や誘導によって保全を図ると共に、無電柱化や道路附属工作物の修景整備、景観阻害要因の撤去などにより、良好な景観を形成します。また、漁業、農漁については、資源を守りながら活性化や振興の取り組みを通じて継承に努めます。

5. 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する基本方針

関連歴史文化遺産群や歴史文化遺産保存活用区域では、それぞれの取り組みをより豊かなものにし、高い効果を持たせるため、上記の基本方針に下記の考え方を加え基本方針とします。

(1) 関連歴史文化遺産群に関する基本方針

(1)	調査研究を推進し、周遊を意識した観光振興や地域活性化などの取り組みへ活かし、認知度を高め、保存意識を醸成し保存へつなげる
-----	--

新たな関連歴史文化遺産群の発見を含め、調査研究成果を親しみやすく分かりやすいテーマやストーリーとするため、歴史文化遺産の相互関係などについての調査研究を推進し、今以上に関連歴史文化遺産群としての価値や魅力を磨き高めます。そして、歴史文化を反映した宗像市の「顔」として、周遊を意識した観光振興や地域活性化など新たな視点による取り組みへ活用することによって、市民や観光客へ周知し、認知度を高め、保存意識を醸成し、次世代の確実な継承へとつなげます。

(2) 歴史文化遺産保存活用区域に関する基本方針

(1)	地域一体となって歴史文化遺産を保存し景観などの周辺環境の保全に努め、活かしながら歴史文化遺産を核として魅力的な空間を創出する
-----	--

歴史文化遺産保存活用区域は、歴まち計画の歴史的風致の範囲と一致することから、歴まち計画に示された方針と整合性を図りながら事業を実施します。域内には歴史文化遺産が集中し、「受け継がれる信仰」をはじめとする歴史文化が顕著に現れ、今も身近に感じることができる場所であることから、地域一体となって域内の歴史文化遺産を保存し、景観や周辺環境などの保全に努め、それらを活かしながら歴史文化遺産を核として魅力的な空間を創出し、次世代へ確実に継承する姿を目指します。

第8章 歴史文化遺産の保存と活用の取り組み

将来像の実現に向け、4つの基本方針に基づく宗像市における取り組みを、関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域も含め以下に示します。関連計画に下記の取り組み内容が記載されている場合、各計画との整合性を図り、関係部局と連携しながら実施します。

1. 「関わる人々の連携・協働・協力」に関する取り組み

関わる人々が情報を共有し、連携しながら歴史文化遺産の保存と活用に資するさまざまな取り組みを共に実施できる体制づくりに努めます。

表 「関わる人々の連携・協働・協力」に関する取り組み一覧

内容	対応		主体			スケジュール			連携部局
	課題	方針	行政	所有者	地域	短期 (3年)	中期 (6年)	長期 (10年)	
重点的な取り組み									
■地域との協働									
<input type="checkbox"/> 指定等文化財所有者との協働									
・指定等文化財所有者連絡協議会（仮称）の設立など	■(1・2)	■(3)	○	○		■	■	■	
<input type="checkbox"/> 市民活動団体・コミュニティ運営協議会との協働									
・歴史文化遺産保存活用団体連絡協議会（仮称）の設立など	■(1・2)	■(3)	○		○	■	■	■	
<input type="checkbox"/> 地域で歴史文化遺産を見守る体制の整備									
・歴史文化遺産保護指導委員の設置など	■(2)	■(3)	○		○		■	■	コミュニティ部局
日常的な取り組み									
■文化財専門職員のマネジメント能力の向上									
・専門研修、日常からの関わる人とのコミュニケーション、地域への人材紹介など	■(1)	■(1)	○		○	■	■	■	
■行政内部における関係部局との連携									
・連携して取り組む仕組みづくりなど	■(1・2)	■(2)	○			■	■	■	関連計画部局

2. 「調査研究の推進」に関する取り組み

調査研究などを通して、歴史文化遺産の魅力と価値を明らかにする取り組みを行います。

表 「調査研究の推進」に関する取り組み一覧

内容	対応		主体			スケジュール			連携部局
	課題	方針	行政	所有者	地域	短期 (3年)	中期 (6年)	長期 (10年)	
重点的な取り組み									
■幅広い分野の調査研究の推進									
□「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」総合調査 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(1) 方針：■(1)									
・ 悉皆調査・聞き取り調査など	■(2) ■(1)	■(3・4) ■(1)	○	○	○	■	■	■	
日常的な取り組み									
■幅広い分野の調査研究の推進									
□文化財の指定等に向けた調査研究									
・ 重要遺跡確認調査、建造物や民俗の専門調査など	■(2) ■(1)	■(4) ■(1)	○	○		■	■	■	
□新修宗像市史編さん									
・ 専門調査・市史の刊行	■(2) ■(1)	■(3・4) ■(1)	○		○	■			
■調査研究資料の収集・整理									
・ 資料収集・台帳化・データベース化・アーカイブ作成など	■(2) ■(2)	■(2) ■(2)	○	○		■	■	■	図書部局

3. 「伝え共有する」に関する取り組み

調査研究などによって得た価値や魅力を正しく伝え共有し、人々の歴史文化遺産に対する意識を高め、次世代への確実な継承へつながる取り組みを行います。

表 「伝え共有する」に関する取り組み一覧

内容	対応		主体			スケジュール			連携部局
	課題	方針	行政	所有者	地域	短期 (3年)	中期 (6年)	長期 (10年)	
重点的な取り組み									
■観光振興や地域活性化など新たな視点による事業の展開 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(2) 方針：■(1)									
□歴史ものがたり事業									
・プロモーション事業、滞在型事業など	■(2) ■(1・2)	■(2・3) ■(1・2)	○		○	■	■	■	観光部局
■整備・公開事業の推進									
□歴史文化遺産関連資料の公開									
・郷土資料室の公開など	■(2) ■(1)	■(2) ■(1・3)	○				■	■	図書部局
日常的な取り組み									
■整備・公開事業の推進									
□歴史文化遺産の整備・公開 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(2) 方針：■(1)									
・指定等文化財の整備・公開、建造物の修理 現場公開、美術工芸品の修復事業後の公開など	■(2) ■(1・3)	■(2・3) ■(1・3)	○	○	○		■	■	企画部局 財政部局
□世界遺産の活用									
・講演会、デジタルアーカイブの公開など	■(2) ■(1)	■(2・3) ■(1・3)	○	○		■	■	■	
■歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成									
□海の道むなかた館の展示 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(2) 方針：■(1)									
・展示リニューアル、展示解説施設の検討など	■(2) ■(1・2)	■(2・3) ■(1・4)	○		○	■	■	■	
□コミュニティ展示									
・コミュニティセンター展示など	■(2) ■(1・2)	■(2・3) ■(1・4)	○		○	■	■	■	コミュニティ部局
□総合的な世界遺産ガイダンス施設の検討									
・機能、施設整備の検討など	■(1・2・3)	■(1・2・4)	○			■	■	■	
■保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開									
□市民が歴史文化遺産を知り学ぶ機会の創出 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(2) 方針：■(1)									
・出前講座など	■(2) ■(1)	■(2・3) ■(1・4)	○		○	■	■	■	コミュニティ部局
□学校教育における歴史文化遺産学習の推進 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(2) 方針：■(1)									
・ふるさと学習、世界遺産学習など	■(2) ■(1)	■(2・3) ■(1・4)	○		○	■	■	■	教育部局
□郷土食の普及									
・給食や授業で郷土料理や行事食の普及、イベントや料理教室等で郷土料理や行事食の紹介・提供など	■(2) ■(1)	■(2・3) ■(1・4)	○		○	■	■	■	健康づくり部局
■戦略的情報発信 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(2) 方針：■(1)									
・広報、SNS、ホームページの活用など	■(1・2)	■(1・6)	○			■	■	■	広報部局
■来訪環境の整備 ☑関連歴史文化遺産群 課題：■(3) 方針：■(1)									
・公共交通体系の整備、便益施設整備、サイン整備	■(2) ■(3)	■(2) ■(1・7)	○			■	■	■	都市計画部局

4. 「次世代への確実な継承」に関する取り組み

それぞれの歴史文化遺産の価値を損ねることがないように適切な取り組みを行い、確実に次世代へ継承します。

表 「次世代への確実な継承」に関する事業一覧

内容	対応		主体			スケジュール			連携部局
	課題	方針	行政	所有者	地域	短期 (3年)	中期 (6年)	長期 (10年)	
重点的な取り組み									
■未指定等の歴史文化遺産の保護の検討									
<input type="checkbox"/> 指定等文化財以外の保護 <input checked="" type="checkbox"/> 歴史文化遺産保存活用区域 課題：■(1) 方針：■(1)									
・市登録制度、市民遺産、財政支援の検討など	■(2) ■(1・2)	■(2・3・4) ■(3)	○	○	○	■	■	■	企画部局 財政部局
<input type="checkbox"/> 「こと」「ひと」の記録保存 <input checked="" type="checkbox"/> 歴史文化遺産保存活用区域 課題：■(1) 方針：■(1)									
・映像撮影、聞き取り調査など	■(2) ■(1・2)	■(2・3・4) ■(3)	○	○	○	■	■	■	
■防災・防犯の取り組み強化									
・広報活動、訓練、設備整備、防災計画策定など	■(2) ■(3)	■(2・3・4) ■(5)	○	○	○	■	■	■	防災部局
日常的な取り組み									
■文化財指定等による保護									
・文化財指定、登録など	■(2) ■(1)	■(2・4) ■(1)	○	○		■	■	■	
■指定等文化財の適切な保存									
<input type="checkbox"/> 指定等文化財の保存									
・保存活用計画作成、修理、修復、財政支援、民間資本の活用など	■(2) ■(1)	■(2・3・4) ■(2)	○	○		■	■	■	企画部局 財政部局
<input type="checkbox"/> 世界遺産の保存									
・清掃活動、モニタリング、年次報告書作成など	■(2) ■(2)	■(3) ■(2)	○	○	○	■	■	■	
■人材育成									
・後継者、担い手、語り部の育成など	■(2) ■(1)	■(3・4) ■(4)	○	○	○	■	■	■	コミュニティ部局
■埋蔵文化財の適切な事前協議と発掘調査									
・開発に伴う事前協議、発掘調査など	■(2)	■(6)	○			■	■	■	
■収蔵施設の適切な維持管理									
・修繕、収蔵計画、受け入れ基準の策定、収蔵施設一元化の検討など	■(2) ■(4)	■(2) ■(7)	○			■	■	■	企画部局 財政部局
■自然環境・生活・信仰空間・生業の継承 <input checked="" type="checkbox"/> 歴史文化遺産保存活用区域 課題：■(2) 方針：■(1)									
・清掃活動、市街地環境・条例や計画による景観の規制・誘導、無電柱化、道路附属物の整備、景観阻害要因の撤去、農漁業資源の保護、農漁業の活性化・振興など	■(2) ■(1)	■(2・3) ■(8)	○	○	○	■	■	■	環境部局 農水部局 都市計画部局

5. 関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する取り組み

関連歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域について、上記の1.～4.における取り組み以外のものを以下に示します。

表 関連歴史文化遺産群に関する事業一覧

内容	対応		主体			スケジュール			連携部局
	課題	方針	行政	所有者	地域	短期 (3年)	中期 (6年)	長期 (10年)	
■調査研究の推進に関する取り組み									
<input type="checkbox"/> 関連歴史文化遺産群の調査研究									
・資料収集、現地調査、関連文化遺産群さがし	■(2) ■(1)	■(2・3) ■(1)	○	○	○	■	■	■	
■活かし保存へつなげる取り組み									
<input type="checkbox"/> 周遊マップ作成									
・食などと組み合わせたウォーキングマップ、サイクリングマップなどの作成	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3) ■(2・5) ■(1)	○		○	■	■	■	観光部局
<input type="checkbox"/> ウォーキングイベント									
・「四塚の歴史めぐり」、「宗像氏の足跡をたどる」など	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3) ■(2・5) ■(1)	○		○	■	■	■	健康づくり部局
<input type="checkbox"/> プロモーション事業									
・道の駅、海の道むなかた館、宗像大社神宝館などの観光・文化施設での周知、市のプロモーション事業との連携など	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3) ■(2・5・6) ■(1)	○		○	■	■	■	観光部局 広報部局

歴史文化遺産保存活用区域に関する事業一覧

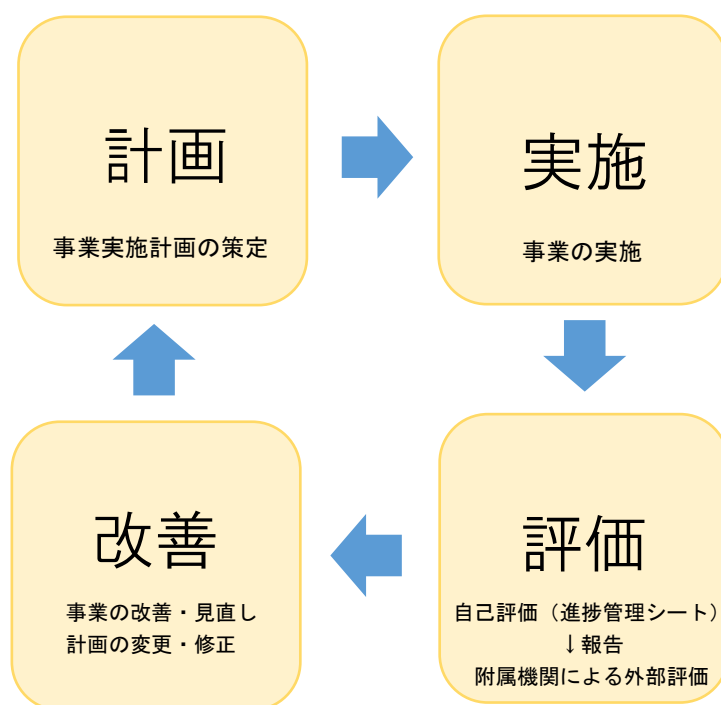
内容	対応		主体			スケジュール			連携部局
	課題	方針	行政	所有者	地域	短期 (3年)	中期 (6年)	長期 (10年)	
宗像大社・鎮国寺と周辺地区									
■保存と活用に関する取り組み									
□宗像氏および宗像大社関連調査研究									
・世界遺産に関する宗像三女神信仰の調査研究・宗像大社文書の調査研究・祭祀遺跡の調査研究など	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3) ■(2) ■(1)	○	○					
□「ばしょ」(国指定史跡宗像神社境内・鎮国寺境内などの神社・寺院)の保存と活用									
・境内整備、解説板設置、ユニークベンチャーなど	■(2) ■(1) ■(1)	■(2・3) ■(2) ■(1)	○	○					企画部局 財政部局
□「もの」(建造物)の保存と活用									
・指定等建造物の修理・修復と防災・防犯設備整備、神社・寺院建造物などの専門調査、国文化財登録原簿への登録の提案、歴史的風致形成建造物の指定、修景、整備、公開など	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3・4) ■(1・2・3) ■(1)	○	○					企画部局 財政部局 都市計画部局
□「こと」「ひと」の保存と活用									
・宗像大社みあれ祭(市指定)などの映像撮影、聞き取り調査、担い手・後継者の育成など	■(2) ■(1) ■(1)	■(3・4) ■(2) ■(1)	○	○					企画部局 財政部局 都市計画部局
■景観などの周辺環境の保全に関する取り組み									
・歴まち計画の重点区域における無電柱化、道路附属物の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去、修景、道路美化など	■(2) ■(1) ■(1)	■(2・3) ■(8) ■(1)	○	○	○				企画部局 財政部局 都市計画部局
八所宮と周辺の農村									
■保存と活用に関する取り組み									
□「ばしょ」(八所宮境内整備)の保存と活用									
・八所宮の社叢(県指定)の整備、維持管理、ユニークベンチャーなど	■(2) ■(1) ■(1)	■(2・3) ■(2) ■(1)	○	○					企画部局 財政部局
□「もの」(建造物)の保存と活用									
・八所宮本殿・拝殿修理・修復と防災・防犯設備整備、農家住宅などの専門調査、国文化財登録原簿への登録の提案、空き家の活用など	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3・4) ■(1・2・3) ■(1)	○	○		■			企画部局 財政部局
□「こと」「ひと」(八所宮御神幸祭)の保存と活用									
・八所宮神幸行事(市指定)などの映像撮影、聞き取り調査、担い手・後継者の育成など	■(2) ■(1) ■(1)	■(3・4) ■(2) ■(1)	○	○		■			
■景観などの周辺環境の保全に関する取り組み									
・八所宮の御神幸祭経路の景観に関するワークショップなどによる啓発、建造物・工作物の修景など	■(2) ■(1) ■(2)	■(2・3) ■(8) ■(1)	○	○	○	■			都市計画部局
旧唐津街道赤間宿のまち									
■保存と活用に関する取り組み									
□「もの」(建造物)の保存と活用									
・町屋の専門調査、国文化財登録原簿への登録の提案、空き家・空き店舗の活用など	■(2) ■(1・2) ■(1)	■(2・3・4) ■(1・2・3) ■(1)	○	○		■			商工部局
□「こと」「ひと」(赤間祇園祭)の保存									
・映像撮影、聞き取り調査、担い手・後継者の育成など	■(2) ■(1) ■(1)	■(3・4) ■(3) ■(1)	○	○		■			
■景観などの周辺環境の保全に関する取り組み									
・赤間宿の景観に関するワークショップなどによる啓発、建造物・工作物の修景など	■(2) ■(1) ■(2)	■(2・3) ■(8) ■(1)	○	○	○	■			都市計画部局

第9章 歴史文化遺産の次世代への確実な継承に向けて

1. 進捗管理と評価の方法

地域計画の進捗管理と評価にあたっては、計画や各事業について計画（Plan）実施（Do）評価（Check）改善（Act）からなる PDCA サイクルによる継続的改善を図り、本計画に掲げる将来像の実現に努めます。

図 事業実施サイクル



(1) 計画

地域計画に基づく事業の実施のうち、市の予算を投じる必要があるものについては、事業実施の前年度までに、実施計画を策定し事業実施の可否を仰ぎます。実施計画の策定においては、事業の目的、手段などを明確にし、その年々の経営方針や財政状況、行財政改革を考慮します。事業評価に用いる指数については、事業実施前に明らかにしておく必要があり、これについては、「政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）」等を参考に設定します。また、市の予算を投じる必要がない事業についても、上記と同様の取り組みを行い、事前に関わる人々と十分な協議を行います。

(2) 実施

調査研究・保存・活用・推進体制の各事業の実施については、文化財部局だけでなく、庁内関連課や市民、専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場や役割を活かし、連携・協働・協力により事業を推進します。また、文化財部局は事業実施当該年度において必要に応じ事業実施過程などの報告を求め、事業の進捗管理を行います。

(3) 評価

実施事業については、実施後に事業を行った機関や団体及び組織に事業の直接的な評価に関わる参加者数等の数値や事業の結果生じた成果などの報告を求め、文化財部局が取りまとめて、毎年、成果や課題点を明らかにした進捗管理シートを作成するなどし、自己評価や本計画全体の進捗管理を行い、関わる人々と共有します。報告を受けた数値や成果などは、総合計画の掲げる施策「歴史文化の保存と活用」の点検・評価や決算報告書や教育委員会事業報告書に反映させます。

地域計画に関わる事業や地域計画の進捗については、単年度ごとに附属機関である「宗像市文化財保存活用地域計画協議会」と「宗像市文化財保護審議会」に報告を行い、それぞれに意見を求めます。

計画に基づき実施する事業については、単年度だけでは評価できない事業もあるため、中長期的視点による評価も取り入れます。計画期間の5年が経過した時点で、計画の進捗などの中間評価を行い、後期の事業実施に向けより効果が得られるように努めます。さらに、計画期間の終了時には、10年間の総括評価を行い、次期計画立案等の参考にします。

(4) 改善

自己評価や外部評価により、問題や課題が明らかになった事業については、適宜、関わる人々と十分な協議によって、より効果が得られるよう改善や見直しを行います。

また、歴史文化遺産を取り巻く社会環境が大きく変化し、また想定外の災害の発生などの自然環境の変化により、保存・活用について問題が生じた場合や、地域計画の進捗に変化が生じた場合には、柔軟に地域計画の変更や修正を行います。計画の変更や修正が生じた場合には、その理由や内容などについて「宗像市文化財保存活用地域計画協議会」に諮った上で、必要な措置を講じます。

2. 推進体制

歴史文化遺産を次世代へ確実に継承に継承するため、基本方針に沿って関わる人々と連携・協働・協力しながら、歴史文化遺産の継承に向けたそれぞれの取り組みを実践します。

表 歴史文化遺産の保存・活用に関わる体制・組織一覧

宗像市役所		
部	課	事務分掌
総務部	危機管理課	防災・防犯に関すること
	秘書政策課	市政情報の提供及び啓発・市 PR の全体調整・広報の編集発行に関すること
経営企画部	経営企画課	総合計画に関すること
市民協働環境部	コミュニティ協働推進課	市民参画・協働・生涯学習・市民活動・ボランティア活動に関すること
	環境課	河川及び海浜の環境及び景観の向上に関すること
健康福祉部	健康課	食育推進に関すること
都市整備部	都市計画課	都市計画・都市景観に関すること
産業振興部	商工観光課	商工業・観光の振興に関すること
	農業振興課	農業・農村の活性化に関すること
	水産振興課	水産業の振興に関すること
教育子ども部	教育政策課	小中学校の教育に関すること
	図書課	市民図書館・学校図書に関すること
	世界遺産課	歴史文化遺産・世界遺産の調査研究・保存・活用に関すること
附属機関		
名称	担当事務	
宗像市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用についての重要事項に関すること	
宗像市史跡保存整備審議会	史跡についての保存整備等に関すること	
宗像市文化財保存活用地域計画協議会	歴史文化遺産保存活用地域計画の作成・変更・実施に係る連絡調整に関すること	
宗像市史編さん審議会	市史編さんの基本方針に関すること	
宗像市世界遺産保存活用検討委員会	世界遺産の保存及び活用に関すること	
宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会	歴史的風致維持向上計画の作成・変更・実施に係る連絡調整に関すること	

地域		
団体		
宗像農業協同組合	宗像青年会議所	
宗像漁業協同組合	道の駅むなかた	
宗像市商工会	コミュニティ運営協議会(12 地区)	
宗像観光協会	など	
市民活動団体		
海の道むなかた館地域学芸員の会	池野地区コミュニティ運営協議会まちづくり計画「池野探索」活動委員会地元学班	
宗像歴史観光ボランティアの会	むなかた古道プロジェクト	
宗像市世界遺産市民の会	鐘崎盆踊振興会	
唐津街道むなかた推進協議会	神湊盆踊振興会	
八所宮奉斎会	陸上神幸実行委員会	
宗像大社海洋神事奉賛会	赤間塾	
夢燈籠まつり実行委員会	田熊石畑遺跡村づくりの会	
むなかた歴史を学ぼう会		
白山城址を守る会	など	
高校・大学等		
福岡教育大学	宗像高校(歴史研究会)	
東海大付属福岡高校	など	

3. 関連法令の活用

地域計画の実施にあたっては、国や県の指導・助言を受けつつ、文化財保護法の関連法令や認定によって受けられる特例等を有効に活用し、円滑かつ確実に進めていきます。

(1) 国の文化財登録原簿への登録の提案

指定よりも緩やかな保護制度である登録文化財の制度を活用し、未指定の歴史文化遺産所有者の創意による保存・活用へとつなげ、次世代への継承を図ります。特例により、市文化財保護審議会の意見を聴取した上で、市から国へ文化財登録原簿への登録の提案を行うことができます。

(2) 一部事務の権限移譲

特例により、国の許可が必要であった現状変更等の許可の一部を市で行うことができるため、計画の円滑な実施を促進することができます。

(3) 文化財保存活用支援団体の指定

地域ぐるみによる歴史文化遺産の保存・活用や文化財所有者のサポートを進めるために、市による文化財保存活用支援団体の育成及び指定を目指します。支援団体は、市から指定を受けることで、保存・活用に関する取組みを積極的に推進することができますとともに、歴史文化遺産の所有者の依頼に応じ、管理や修理など保存・活用に関する委託を受けることができます。